

美浜町地域防災計画

(原子力災害対策計画)

【資料編】

令和5年4月

美浜町防災会議

資料編目次

第1章 総 則

第2章 原子力災害事前対策

(章) (節) (番号)

1-1-4	原子力発電所関連施設設置状況	1
1-1-4	各発電所における緊急時活動レベル	4
	・美浜発電所	4~41
	・高速増殖原型炉もんじゅ	42~49
	・敦賀発電所2号機	50~61
	・大飯発電所	62~100
2-1-2	原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書	101
2-1-2	美浜町および敦賀市の相互立地隣接協定書 (○○○発電所に係る美浜町域の安全確保等に関する協定書)	107
2-1-3	緊急時防災活動資機材一覧表	119
2-5-2	専用電話系統図、専用電話番号一覧表	121
2-5-2	福井県防災情報ネットワーク回線構成図	124
2-5-2	福井県防災行政無線系統図(抜粋)、電話番号一覧表	125
2-5-2	衛星携帯電話配備状況	127
2-5-2	有線放送施設	128
2-5-3	原子力発電所通信施設	129
2-5-3	船舶に対する周知系統図	136
2-7-3	病院診療所一覧表	137

第3章 緊急事態応急対策

3-2-3	美浜町原子力災害対策本部等運営要綱	138
3-5-1	対象発電所から各集落までの距離一覧表	146
3-5-1	発電所周辺の人口等状況調	148
3-5-1	避難等のために区画する地区	152
3-5-1	一時集合施設一覧表	156

3-5-1	特殊施設一覧表	157
3-5-1	月別観光客入込数	158
3-5-1	道路状況	159
3-5-1	ヘリポート適地一覧表	162
3-5-1	乗船施設一覧表	163
3-5-1	固定観測局一覧表	164
3-5-1	気象観測所一覧表	167
3-9-2	飲料水状況	170

第4章 原子力災害中長期対策

4-7-1	被災地住民登録票（様式）	172
-------	--------------	-----

原子力発電所関連施設設置状況

施設名称	敦賀発電所		新型転換炉原型炉 ふげん	高速増殖原型炉 もんじゅ
設置者	日本原子力発電株式会社		日本原子力研究開発機構	日本原子力研究開発機構
発電所住所	敦賀市明神町1		敦賀市明神町3	敦賀市白木2
発電所面積	2,200,000m ²		300,000m ²	1,080,000m ²
号機	1号機	2号機	-	-
炉型式	沸騰水型 軽水炉	加圧水型 軽水炉	新型転換炉 (原型炉)	高速増殖炉 (原型炉)
熱出力	1,070MW	3,423MW	-	714MW
電気出力	357MW	1,160MW	-	280MW
排気筒放出高さ (標高)	143m	65.8m	130m	152.8m
主冷却海水量 (m ³ /秒)	19.4	81.3	10.2	15.3
原子炉設置 許可年月日	S41.4.22	S57.1.26	S45.11.30	S58.5.27
初臨界年月日	S44.10.3	S61.5.28	S53.3.20	H6.4.5
初送電年月日	S44.11.16	S61.6.19	S53.7.29	H7.8.29
営業(本格) 運転開始年月日	S45.3.14 (運転終了 H27.4.27)	S62.2.17	S54.3.20 (運転終了 H15.3.29)	- (運転終了 H29.12.6)
建設工事費(億円)	323	3,886	685	4,330
建設主契約者	GE	三菱重工業	原子力 5グループ	原子力 4グループ

原子力発電所関連施設設置状況

施設名称	美浜発電所			大飯発電所	
設置者	関西電力株式会社			関西電力株式会社	
発電所住所	三方郡美浜町丹生			大飯郡おおい町大島	
発電所面積	587,000m ²			1,860,000m ²	
号機	1号機	2号機	3号機	1号機	2号機
炉型式	加圧水型 軽水炉	加圧水型 軽水炉	加圧水型 軽水炉	加圧水型 軽水炉	加圧水型 軽水炉
熱出力	1,031MW	1,456MW	2,440MW	3,423MW	3,423MW
電気出力	340MW	500MW	826MW	1,175MW	1,175MW
排気筒放出高さ (標高)	54.5m	54.5m	86.8m	64.0m	64.0m
主冷却海水量 (m ³ /秒)	20.8	36.4	50.8	72.4	72.4
原子炉設置 許可年月日	S41.12.1	S43.5.10	S47.3.13	S47.7.4	S47.7.4
初臨界年月日	S45.7.29	S47.4.10	S51.1.28	S52.12.2	S53.9.14
初送電年月日	S45.8.8	S47.4.21	S51.2.19	S52.12.23	S53.10.11
営業(本格) 運転開始年月日	S45.11.28 〔運転終了〕 H27.4.27	S47.7.25 〔運転終了〕 H27.4.27	S51.12.1	S54.3.27 〔運転終了〕 H30.3.1	S54.12.5 〔運転終了〕 H30.3.1
建設工事費(億円)	312	363	768	1,843	1,225
建設主契約者	WH/ 三菱原子力	三菱原子力	三菱商事	WH/ 三菱商事	WH/ 三菱商事

原子力発電所関連施設設置状況

施設名称	大飯発電所		高浜発電所			
設置者	関西電力株式会社		関西電力株式会社			
発電所住所	大飯郡おおい町大島		大飯郡高浜町田ノ浦			
発電所面積	1,860,000m ²		2,350,000m ²			
号機	3号機	4号機	1号機	2号機	3号機	4号機
炉型式	加圧水型 軽水炉	加圧水型 軽水炉	加圧水型 軽水炉	加圧水型 軽水炉	加圧水型 軽水炉	加圧水型 軽水炉
熱出力	3,423MW	3,423MW	2,440MW	2,440MW	2,660MW	2,660MW
電気出力	1,180MW	1,180MW	826MW	826MW	870MW	870MW
排気筒放出高さ (標高)	83.0m	83.0m	84.9m	84.9m	84.0m	84.0m
主冷却海水量 (m ³ /秒)	80.8	80.8	50.8	50.8	64.4	64.4
原子炉設置 許可年月日	S62.2.10	S62.2.10	S44.12.12	S45.11.25	S55.8.4	S55.8.4
初臨界年月日	H3.5.17	H4.5.28	S49.3.14	S49.12.20	S59.4.17	S59.10.11
初送電年月日	H3.6.7	H4.6.19	S49.3.27	S50.1.17	S59.5.9	S59.11.1
営業(本格) 運転開始年月日	H3.12.18	H5.2.2	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5
建設工事費(億円)	4,582	2,535	656	604	2,803	2,098
建設主契約者	三菱重工	三菱重工	WH/ 三菱商事	三菱商事	三菱商事	三菱商事

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(1/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機																				
	AL	-	-	-	-																				
放射線量・放射性物質放出	SE 01	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ ・格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ、3uのみ)* ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。</p> <p>ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>このとき、1(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p> <p>*照射済燃料が全て格納容器外へ搬出されている場合には、「格納容器内高レンジエリアモニタの指示値に異常が認められない」の代わりに、「格納容器内に照射済燃料なし」と報告する。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクロシーベルト/時以上(1地点)が検出されたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No. 1、2、5モニタポスト <p>ただし、下記の排気筒モニタおよび指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)は、検出されなかったものとみなす。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>モニタの種類</th> <th>1u</th> <th>2u</th> <th>3u</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器排気筒ガスモニタ</td> <td>1R-16</td> <td>2R-16</td> <td>3R-24</td> </tr> <tr> <td>補助建屋排気筒ガスモニタ</td> <td>1R-14</td> <td>2R-14</td> <td>3R-14</td> </tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3R-91A or 3R-92A</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット区域エリアモニタ</td> <td>1R-5</td> <td>2R-5</td> <td>3R-5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 放射線測定設備No. 1、2、5モニタポストで、1マイクロシーベルト/時以上(1地点)が検出された場合かつ中性子線サーベイメータによる測定中性子線の放射線量の合計が5マイクロシーベルト/時以上検出されたとき。</p>	モニタの種類	1u	2u	3u	格納容器排気筒ガスモニタ	1R-16	2R-16	3R-24	補助建屋排気筒ガスモニタ	1R-14	2R-14	3R-14	格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	-	-	3R-91A or 3R-92A	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	1R-5	2R-5	3R-5	○	○
		モニタの種類	1u	2u	3u																				
格納容器排気筒ガスモニタ	1R-16	2R-16	3R-24																						
補助建屋排気筒ガスモニタ	1R-14	2R-14	3R-14																						
格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	-	-	3R-91A or 3R-92A																						
使用済燃料ピット区域エリアモニタ	1R-5	2R-5	3R-5																						

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(2/38)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
放射線量・放射性物質放出	GE	01	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。</p>	○	○
				<p>【解説】 (1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクロシーベルト/時以上が2地点以上で検出されたとき。 ・No. 1、2、5モニタポスト (2) 放射線測定設備No. 1、2、5モニタポストで、5マイクロシーベルト/時以上が1地点で10分間以上継続して検出されたとき。</p>		

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(3/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機													
放射線量・放射性物質放出	AL	—	—	—	—													
	SE	02	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、各排気筒モニタにて測定される計数率が以下の値以上の場合をいう。(10分間以上継続して検出する)</p> <p>○放射性物質の通常経路での放出に係る通報基準 (5マイクロシーベルト/時相当換算値) 単位：cpm</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1u</th> <th>2u</th> <th>3u</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器排気筒ガスモニタ</td> <td>1E+07</td> <td>1E+07</td> <td>7E+06</td> </tr> <tr> <td>補助建屋排気筒ガスモニタ</td> <td>1E+07</td> <td>1E+07</td> <td>1E+06</td> </tr> </tbody> </table>		1u	2u	3u	格納容器排気筒ガスモニタ	1E+07	1E+07	7E+06	補助建屋排気筒ガスモニタ	1E+07	1E+07	1E+06	○	○
		1u	2u	3u														
格納容器排気筒ガスモニタ	1E+07	1E+07	7E+06															
補助建屋排気筒ガスモニタ	1E+07	1E+07	1E+06															
GE	02	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断および発生報告の取扱いは、SE02に準ずる。</p>	○	○													

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(4/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機								
放射線量・放射性物質放出	AL	—	—	—	—								
	SE 03	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>□ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水口水モニタにて測定される計数率が以下の値以上の場合をいう。(10分間以上継続して検出する)</p> <p>○放射性物質の通常経路での放出に係る通報基準 (5マイクロシーベルト/時相当換算値) 単位：c p m</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>1 u</td> <td>2 u</td> <td>3 u</td> </tr> <tr> <td>放水口水モニタ</td> <td colspan="2">8E+04</td> <td>5E+04</td> </tr> </table>		1 u	2 u	3 u	放水口水モニタ	8E+04		5E+04	○	○
		1 u	2 u	3 u									
放水口水モニタ	8E+04		5E+04										
GE 03	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>□ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 GE03は、SE03と同じ基準である。このため、判断および発生報告の取扱いは、SE03に準ずる。</p>	○	○									

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(5/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機	
放射線量・放射性物質放出	AL	—	—	—	—	
	SE	04	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分以上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	○	○
	GE	04	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量(10分以上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	○	○

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(6/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機	
放射線量・放射性物質放出	AL	-	-	-	-	
	SE	05	<p>＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質として以下を検出した場合をいう。 (1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき。 (2) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	○	○
	GE	05	<p>＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質として以下を検出した場合をいう。 (1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍以上のとき (2) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	○	○

(7/38)

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機	
放射線量・放射性物質放出	AL	—	—	—	—	
	SE	06	<p><施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 原子炉施設内(原子炉外)にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。</p>	○	○
	GE	06	<p><施設内(原子炉外)での臨界事故> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 原子炉施設内(原子炉外)にある核燃料物質同士が以上に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定され、核分裂による中性子線またはガンマ線を検出した場合をいう。</p>	○	○

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(8/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
止める	AL 11	<p><原子炉停止機能の異常または異常のおそれ> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。 一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。 「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする。（以下この表において同じ。） 「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項（パラメータ）が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。（以下この表において同じ。） 「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップ及び原子炉制御室からの制御棒の挿入操作を行っても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p> <p>【解説】 運転モード1、2において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉保護系の1チャンネルから原子炉トリップパーシャル信号が発信し、その他のチャンネルが不動作であるか否かが不明な状態が、1時間以上継続したとき。ただし、原子炉トリップ信号に係る関係パラメータにより、直ちに原子炉トリップパーシャル信号が誤動作と判断できる場合、および当該原子炉トリップパーシャル警報の発信が、試験、保守作業等計画的なものであることが明らかな場合は除く。</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(9/38)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
止める	AL	11		(2) 原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの以下のいずれの操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%以上または中間領域中性子束起動率が正のとき、またはそれらの状態でないことが確認できないとき。 ① 自動原子炉トリップ ② 手動原子炉トリップ ③ MGセット電源断(中央制御室からの母線しゃ断器開放) ④ 制御棒の手動(自動)挿入		
	SE	—	—	—	—	—
	GE	11	<すべての原子炉停止操作の失敗> 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにATWS緩和設備及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。 【解説】 運転モード1、2において、原子炉トリップが必要な場合に、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%以上または中間領域中性子束起動率が正のとき、またはそれらの状態でないことが確認できないとき。 ① MGセット電源断(現場でのしゃ断器開放) ② 現場での原子炉トリップしゃ断器開放 ③ ATWS緩和設備およびほう酸注入	○	—

(10/38)

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
冷やす	AL	21	<p><原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用炉心冷却装置(以下この表において「DB設備」という。)の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。 また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。</p>	○	—
				<p>【解説】 運転モード1、2、3および4において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が0.23m³/hを超えた場合において、4時間以内に0.23m³/h以下に漏えい量を回復できないと判断した後、12時間以内にモード3、または56時間以内にモード5にできないとき。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却設備作動設定値に達した場合または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。</p>		

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(11/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
冷やす	SE 21	<p><原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「SA設備」という。））であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。 「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に自動起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない（以下この表において同じ。）。</p>	○	—
			<p>【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合（ただし、起動・停止時にブロックしている場合や誤作動は除く。）または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかになったとき。 ① すべての充てん/高圧注入ポンプが起動しないとき。 ② 高圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。 ③ すべての余熱除去ポンプが起動しないとき。 ④ 低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。</p>		

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(12/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
冷やす	GE 21	<p><原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備若しくはSA設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう(以下この表において同じ。)</p> <p>なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>	○	—
			<p>【解説】</p> <p>運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合または手動により非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① すべての充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。</p> <p>② 高圧系および低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を除く。</p> <p>③ 炉心出口温度350℃以上の状態が、30分間以上継続して計測されたとき。</p> <p>④ 原子炉への注水が確認できない状態において、蒸気発生器における除熱機能が喪失(すべての蒸気発生器広域水位10%未満)したとき(原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を含む)。</p>		

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(13/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機	
冷やす	AL	24	<p><蒸気発生器給水機能喪失のおそれ> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 運転モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① 電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか1台しか起動しないとき。 ② 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が、次の流量未満となったとき。 3号機：75m³/h</p>	○	—
	SE	24	<p><蒸気発生器給水機能の喪失> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関する重大事故等の防止のための設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力（吐出圧力及び容量）及び即応性を有する設備をいう。 なお、通常の起動・停止工程において一次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 運転モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失し、すべて蒸気発生器の狭域水位が0%未満となった状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① 電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプがすべて起動しないとき。 ② 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が、次の流量未満となったとき。 3号機：75：m³/h</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(14/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
冷やす	GE 24	<p><蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、1系統以上の非常用炉心冷却装置及び重大事故等の防止のための設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>	○	-
			<p>【解説】 運転モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつすべての蒸気発生器の広域水位が10%未満となり、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① すべての充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。 ② 高圧系および低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。なお、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間を含む。 ③ 炉心出口温度350℃以上の状態が30分間以上継続して計測されたとき。 ④ 1次冷却材圧力の減圧を目的とした加圧器逃がし弁操作に失敗したとき。</p>		

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(15/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
冷やす	AL 25	<p><非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。 また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対処施設に属するものを含む)のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、すべての運転モードにおいて2基で1つの常設代替電源とみなし、運転モード外においては、1基で1つの常設代替電源とみなす。 ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合に、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置、または[特重発電機](注)のどれか1つになり、その状態が15分間以上継続したとき。 ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。 ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。 (注) [特重発電機]については、運転モード外のみ1つの常設代替電源とみなす。 <補足> [特重発電機]については、特定重大事故等対処施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(16/38)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
冷やす	SE	25	<p><非常用交流高圧母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>	○	—
				<p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、すべての運転モードにおいて2基で1つの常設代替電源設備とみなし、運転モード外においては、1基で1つの常設代替電源とみなす。 (1) すべての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置、または[特重発電機] (注) のいずれの電源からも受電できていない状態が30分間以上継続したとき。 (注) [特重発電機] については、運転モード外のみ1つの常設代替電源とみなす。 <補足> [特重発電機] については、特定重大事故等対処施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p>		

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(17/38)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
冷やす	GE	25	<p><非常用交流高圧母線の1時間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>	○	—
				<p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態になったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、すべての運転モードにおいて2基で1つの常設代替電源とみなし、運転モード外においては、1基で1つの常設代替電源とみなす。 (1) すべての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置、または[特重発電機] (注) のいずれの電源からも受電できていない状態が1時間以上継続したとき。 (注) [特重発電機] については、運転モード外のみ1つの常設代替電源とみなす。 <補足> [特重発電機] については、特定重大事故等対処施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p>		

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(18/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
冷やす	AL	—	—	—	—
	SE	27	<p><直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合に、当該直流母線への供給電源が蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器を含む)または可搬型整流器などを含む代替電源設備がいずれか1つとなり、その状態が5分間以上継続したとき。 ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。 <補足> 蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p>	○	—
	GE	27	<p><全直流電源の5分間以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、すべての蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器を含む)または可搬型整流器などを含む代替電源設備からの受電ができず、すべての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が5分間以上継続したとき。 <補足> 蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(19/38)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
冷やす	AL	—	—	—	—	—
	SE	—	—	—	—	—
	GE	28	<p><炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。 また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p> <p>【解説】 運転モード1、2および3において、原子炉格納容器内の格納容器内高レンジエリアモニタの線量率が$1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$以上となり、かつ炉心出口温度が$350^\circ\text{C}$以上となったとき。 ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(20/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
冷やす	AL 29	<停止中の原子炉冷却機能の一部喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、1つの余熱除去系の機能が喪失し、かつ1次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端(ノズルセンター -15.4cm)となったとき。 「1つの余熱除去系の機能が喪失」とは、以下のいずれかとなった場合をいう。 ① 供給電源の喪失、ポンプの故障等により、1台の余熱除去ポンプが運転不能(1次冷却材配管の水位低下により、運転中の余熱除去ポンプを停止した場合を含む。)となったとき。 ② 余熱除去冷却器の機能喪失等により1系統の余熱除去機能が喪失したとき。</p>	○	-
	SE 29	<停止中の原子炉冷却機能の喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、すべての余熱除去ポンプが動作不能となり、かつ1次冷却材配管の水位が低下して、余熱除去配管の吸込口上端(ノズルセンター -15.4cm)以下となった状態が30分間以上継続したとき。 「すべての余熱除去ポンプが動作不能」とは、以下のいずれかとなった場合をいう。 ① 供給電源の喪失、ポンプの故障等により、すべての余熱除去ポンプが運転不能となったとき。 ② 余熱除去冷却器の機能喪失等により、すべての余熱除去機能が喪失したとき。</p>	○	-

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(21/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
冷やす	GE 29	<p><停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>	○	-
			<p>【解説】 1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、すべての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能の喪失および蒸気発生器を通じたすべての除熱機能(リフラックス冷却)が喪失し、かつ燃料取替用水タンクから炉心へ注入する手段のすべてが喪失したとき。 なお、「燃料取替用水タンクから炉心へ注入する手段」とは、充てん/高圧注入ポンプ、A、B内部スプレポンプもしくは恒設代替低圧注水ポンプを用いた注水手段または停止中の余熱除去ポンプを通じた注水手段をいう。</p>		
	AL 30	<p><使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	○	-
			<p>【解説】 使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口配管下端位置まで低下したとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 3号機：E L. 30. 37m</p>		

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(22/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
冷やす	SE 30	<p><使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。 「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう。</p> <p>【解説】 使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 ① 使用済燃料ピット水位が、以下の照射済燃料集合体頂部上4mの水位に低下したとき。 3号機：E.L. 28.76m ② 使用済燃料ピット水位低警報が発信またはそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器および目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(23/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
冷やす	GE 30	<p><使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復が出来ず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。</p>	○	—
			<p>【解説】 使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。</p> <p>① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。 3号機：EL. 26.76m</p> <p>② 使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的または間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。</p>		

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(24/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機	
閉じ込める	AL	—	—	—	—	
	SE	41	<p><格納容器健全性喪失のおそれ> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 この状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。</p>	○	—
	GE	41	<p><格納容器圧力の異常上昇> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(25/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
閉 じ 込 め る	AL 42	<p><単一障壁の喪失または喪失のおそれ> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の4つのケースが考えられる。 1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	○	—
			<p>【解説】 運転モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。 <障壁の状況> 炉心出口温度の最高値が350℃以上 (2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。 <障壁の状況> 1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、抽出隔離をした状態で、充てん/高圧注入ポンプ1台分の充てん流量を超過した場合 (3) 燃料被覆管障壁が喪失したとき。 <障壁の状況> 炉心出口温度の最高値が650℃以上 (4) 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。 <障壁の状況> 1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、「加圧器圧力」または「加圧器水位および加圧器圧力」が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力または設定水位以下</p>		

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(26/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
閉じ込める	SE 42	<p><2つの障壁の喪失または喪失のおそれ> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の4つのケースが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	○	—
			<p>【解説】 (1) 運転モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ② 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ③ 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 <p>(2) 「格納容器障壁が喪失」とは、以下のいずれかとなったとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作または格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ② 格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。 		

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(27/38)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
閉じ込める	GE	42	<p>< 2つの障壁の喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	○	—
				<p>【解説】 運転モード1、2および3において、以下の状況になったとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ 「格納容器障壁が喪失するおそれ」とは、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動の設定値を超過し、更に10分間以上継続して圧力が上昇している場合をいう。</p>		

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(28/38)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
閉 じ 込 め る	AL	—	—	—	—	—
	SE	43	<p><原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジエリアモニタで1×10^5 mSv/h未満である場合をいう。 (3) 「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、[特重フィルタベント]の実施をいう。</p> <p><補足> [特重フィルタベント]については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p>	○	—
	GE	—	—	—	—	—

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(29/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
	AL 51	<p><原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>	○	—
			<p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、放射線レベルの上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤および中央制御室外原子炉停止盤での操作が容易にできなくなったとき。</p>		
その他脅威	SE 51	<p><原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	○	—
<p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉もしくは使用済燃料ピットに異常が発生していないとき ① 中央制御室および中央制御室外原子炉停止盤室の放射線レベルの上昇等により、防護具または空気浄化装置等を用いなければ、運転員が監視および操作ができないとき。 (2) 原子炉過渡事象もしくは使用済燃料ピットの異常が発生している場合において、以下のいずれかとなったとき。 ① 中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等により、防護具または空気浄化装置等を用いなければ、運転員が監視および操作できなくなったとき。 ② 中央制御室における主に原子炉を制御する盤または原子炉以外の原子炉施設を制御する盤のいずれかにおいて、すべての表示灯、警報、指示計および記録計が使用不能となったとき。</p>					

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(30/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
その他脅威	GE 51	<p><原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>	○	—
			<p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉もしくは使用済燃料ピットに異常が発生していないとき ① 中央制御室および中央制御室外原子炉停止盤室からの退避が必要となったとき。 (2) 原子炉過渡事象もしくは使用済燃料ピットの異常が発生している場合において、以下のいずれかとなったとき。 ① 中央制御室からの退避が必要となったとき。 ② 中央制御室における主に原子炉を制御する盤および原子炉以外の原子炉施設を制御する盤の両方において、すべての表示灯、警報、指示計および記録計が使用不能となったとき。</p>		

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(31/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
その他脅威	AL 52	<p><所内外通信連絡機能の一部喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	○	-
			<p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設内に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。</p>		
	SE 52	<p><所内外通信連絡機能のすべての喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>	○	-
GE	-	-	-	-	-

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(32/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
その他脅威	AL 53	<p><重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、重要区域における、火災^{注1}または溢水^{注2}により、原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなったとき。 なお、原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。</p> <p>注1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 注2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(33/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
その他脅威	SE 53	<p><火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、火災^{注1}または溢水^{注2}が発生し、以下のいずれかとなったとき。 ① 原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に定める安全機器本体または動力ケーブル等の焼損・水没等により、その機能が喪失し、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなったとき。 ② 原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に定める安全機器等のサポート設備が故障し安全機器等の機能喪失の蓋然性が高いと判断したとき。 なお、原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。</p> <p>注1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 注2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。</p>	○	-
	GE -	-	-	-	-

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(34/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機	
その他脅威	AL	—	—	—	—	
	SE	55	<p><防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質または放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p>	○	○
	GE	55	<p><住民の避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質または放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p>	○	○

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(35/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
その他	AL	—	<p><震度6弱以上の地震発生> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 「当該原子力事業所所在市町村」とは、美浜町をいう。 (注) 原子力事業者からの連絡は不要。</p>	○	○
	AL	—	<p><大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県をいう。 (注) 原子力事業者からの連絡は不要。</p>	○	○
	AL	—	<p><設計基準を超える外部事象発生> 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 新基準炉において、地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合。 (注) 旧基準炉は除く。</p>	○	—
	AL	—	<p><原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者および関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。</p>	○	○
	AL	—	<p><原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等発生> 原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 原子炉施設の重要な故障等について、原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者および関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。</p>	○	○

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(36/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
事業者外運搬	XSE61	<p><事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出された場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p>	○	○
	XGE61	<p><事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p>	○	○

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(37/38)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1,2号機
事業者外運搬	XSE62	<p><事業者外運搬での放射性物質の漏えい> 火災爆発等により外運搬通報命令第3条に定める事業者外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。(L型、IP-1型を除く。)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 ー</p> <p>【解説】 事業者外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業者外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。 (2) 事業者外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>○計測器等 (1) 表面汚染密度測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業者外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p>	○	○
	XGE62	<p><事業者外運搬での放射性物質の異常漏えい> 火災爆発等により外運搬通報命令第4条に定める事業者外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 ー</p> <p>【解説】 事業者外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 (1) 事業者外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第4条に定める量の放射性物質が漏えいすること。 (2) 事業者外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第4条に定める量の放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>○計測器等 (1) 表面汚染密度測定用サーベイメータ</p> <p>(注) 事業者外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p>	○	○

関西電力(株)美浜発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(38/38)

○本基準の運用に関する基本的な考え方

- (1) 警戒事態（AL）にかかる原子力施設の異常事象の発生またはその恐れに係る原子力施設の指標等については、原子力災害対策指針により特に定められた場合を除き、災害防止上支障のないものとして認可を受けた原子炉施設保安規定で設定される指標（運転上の制限値）を明らかに超えたものに設定する。
- (2) 管理された状態で実施する作業、試験等において、計画的にEALに該当する状態とした場合は、当該EALには該当しないものとする。
- (3) EAL事象の通報等を行った後、EAL判断事象の分類（AL、SE、GE）について非該当と判断すれば、原災法第25条に基づく応急措置の概要報告にて、その旨を関係機関に連絡する。

○本別表における原災法、政令、通報事象等規則、命令および外運搬命令とは次のとおり。

- | | |
|---------|---|
| 原災法 | ：原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号） |
| 政令 | ：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号） |
| 指針 | ：原子力災害対策指針（令和3年7月21日一部改正） |
| 通報事象等規則 | ：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号） |
| 命令 | ：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号） |
| 外運搬通報命令 | ：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号） |

日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ

(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
冷やす	AL26	<全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉)> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	※廃止措置への移行に伴い燃料池水が全て喪失した場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、全交流電源の供給停止を想定したとしても、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。のため適用外とする。
	AL30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。	・「使用済燃料貯蔵槽」とは、燃料池をいう。 ・「使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位」とは、燃料池の水位が燃料移送機案内管下端位置(NwL*1-2000mm)となった場合をいう*2。
その他警戒	AL51	<原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	・「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室」とは中央制御室及び制御盤室をいう。 ・原子炉から全ての燃料が取り出された状態にあるため、「原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること」はない。このため適用外とする。
	AL52	<所内外通信連絡機能の一部喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常(燃料池の水位を維持できない状態)が発生し、「①中央制御室からもんじゅ内へ通信する手段」、「②中央制御室あるいは緊急時対策室からもんじゅ外へ通信する手段」のいずれかが、どれか1つの手段のみとなる場合をいう。 ・「どれか1つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか一つの手段のみとなった場合をいう。
	AL53	<重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等*3の機能の一部が喪失するおそれがあること。	・「重要区域」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器が設置されている場所として原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器として原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災又は溢水により、別表3-1-28に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器のうち使用できる系統又は機器が1系統のみとなることをいう。 ・「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。
その他	—	<地震発生(震度6弱以上)> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県沿岸をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	・原子炉施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。
	—	<原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。

*1: NwL: 通常冷却材液位

*2: 今後は、燃料池水位NwL-500mm以下が計測できる水位計を設置することとし、EALの説明を見直す。

*3: 「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいう。

日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL)

(1/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第4条第4項第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 (1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。) ・排気筒モニタ ・燃料池エリアモニタ</p> <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のものであるとき。 ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1.(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 このとき、1.(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p>	<p>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト1, 2, 3, 4</p> <p>・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上を検出」とは、単位時間(2分以内のものとして「1分」とする)ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上のときをいう。</p> <p>・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。</p> <p>・「原因を直ちに原子力規制委員会へ報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。</p> <p>・「通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行われることをいう。</p> <p>・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分以上継続又は2基以上について、5マイクロシーベルト/時を検出した場合は、GE01にも該当する。 この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE02	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分以上継続して検出する。)</p>	<p>・「排気筒その他これらに類する場所」とは、以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①排気筒ガスモニタ(スタック計器室(A))</p> <p>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、もんじゅの「敷地境界」をいう。</p> <p>・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排気筒にて測定される計数率で判断する。</p> <p>・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE03	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分以上継続して検出する。)</p>	<p>・「排水口その他これらに類する場所」とは、以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①排水モニタ(排水モニタ室)</p> <p>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、もんじゅの「敷地境界」をいう。</p> <p>・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排水口にて測定される計数率で判断する。</p> <p>・なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>

日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL)

(2/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令第4条第4項第3号(イ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 50マイクロシーベルト/時以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。)</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 「50マイクロシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、50マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。
	SE05	政令第4条第4項第3号(ロ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 「その放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として5マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 「規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合であっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合であっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	SE06	規則第7条第1項第2号	<p><施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、新燃料又は使用済燃料の管理において、所在管理又はラック等の形状管理ができなくなり、臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。

日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ
 (原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL)

(3/4)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
冷やす	SE26	規則第7条第1項第1号表中チ(1)	<全交流電源の5分間以上喪失(旧基準炉)> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	※廃止措置への移行に伴い燃料池水が全て喪失した場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、全交流電源の供給停止を想定したとしても、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。
	SE27	規則第7条第1項第1号表中チ(2)	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。	・「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、A, B, C非常用直流母線のうち電源供給可能な母線が1母線となった場合に、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器(予備充電器を含む)のみとなった場合をいう。ただし、計画的な作業の場合は除く。 ※廃止措置への移行に伴い非常用直流母線のうち電源供給可能な母線が1母線となり、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器(予備充電器を含む)のみとなったとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。 また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。
	SE30	規則第7条第1項第1号表中チ(3)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	・「使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できていない」とは、燃料池の水位が燃料移送機案内管下端位置(NwL*1-2000mm)より低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう*2。 ・「液位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって水面の位置が確認できない場合をいう。
その他脅威	SE51	規則第7条第1項第1号表中チ(4)	<原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	・「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が中央制御室及び制御盤室で原子炉液位の監視ができない状態をいう。 ・原子炉から全ての燃料が取り出された状態にあるため、原子炉の制御に支障が生じることはない。 ・「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、燃料池の水位を維持できない状態をいう。 ・燃料池の水位を維持できない状態において、「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失」としたとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。 ・以上のことから、適用外とする。
	SE52	規則第7条第1項第1号表中チ(5)	<所内外通信連絡機能の全て喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常(燃料池の水位を維持できない状態)が発生し、公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線の全ての機能が使用できなくなることをいう。

日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ
 (原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL)

(4/4)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
その他脅威	SE53	規則第7条第1項第1号表中チ(6)	<火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等*3の機能の一部が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失」とは、火災又は溢水により、別表3-1-28に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統が全て使用できなくなることをいう。
	SE55	規則第7条第1項第1号表中チ(7)	<防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「防護措置の一部の実施」とは、PAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。
事業所外運搬	XSE61	政令第4条第4項第4号	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において100マイクロシーベルト/時以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ
	XSE62	命令第3条	<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 火災、爆発その他これらに類する事象により命令第3条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。 ○計測器等 ・表面汚染密度サーベイメータ

*1：NwL：通常冷却材液位

*2：今後は、燃料池水位NwL-500mm以下が計測できる水位計を設置することとし、EALの説明を見直す。
 本別表における法、政令、規則及び命令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則
 （平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第15条第1項に関する報告事象及びEAL)

(1/3)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第6条第3項第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備について、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであつて、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト1, 2, 3, 4 ・「5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであつて」とは、SE01に該当すると判断したときをいう。 ・「1地点において10分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の1基で検出値が5マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10分間以上継続した場合をいう。
	GE02	政令第6条第4項第1号 規則第12条	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準(規則第5条第1項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (10分間以上継続して検出する。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE02に準ずる。
	GE03	政令第6条第4項第1号 規則第12条	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準(規則第5条第1項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (10分間以上継続して検出する。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GE03は、SE03と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE03に準ずる。
	GE04	政令第6条第3項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 5ミリシーベルト/時以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。) なお、測定が困難である場合にあつて、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「5ミリシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。

日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第15条第1項に関する報告事象及びEAL)

(2/3)

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE05	政令第6条第4項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が500マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出」とは以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	GE06	政令第6条第4項第3号	<p><施設内(原子炉外)臨界事故></p> <p>原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。
冷やす	GE26	規則第14条表中チ(1)	<p><全交流電源の30分間以上喪失(旧基準炉)></p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、全ての所内高圧母線が使用不能となったことをいう。 <p>※廃止措置への移行に伴い燃料池水が全て喪失した場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、全交流電源の供給停止を想定したとしても、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。</p>
	GE27	規則第14条表中チ(2)	<p><全直流電源の5分間以上喪失></p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、A,B,C非常用直流母線の全ての直流母線が使用不能となったことをいう。 <p>※廃止措置への移行に伴い非常用直流母線の全ての直流母線が使用不能となったとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。</p> <p>また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。</p>
	GE30	規則第14条表中チ(3)	<p><使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「使用済燃料貯蔵槽」とは、燃料池をいう。 ・燃料池の水位が缶詰缶頂部位置(NwL^{*1}-7250mm)より低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう^{*2}。

日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ
 (原災法第15条第1項に関する報告事象及びEAL)

(3/3)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
その他脅威	GE51	規則第14条表中チ(4)	<p><原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇により中央制御室及び制御盤室からの退避が必要な場合をいう。 原子炉から全ての燃料が取り出された状態にあるため、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することはない。 「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、燃料池の水位を維持できない状態をいう。 燃料池の水位を維持できない状態において、「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失」したとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。 以上のことから、適用外とする。
	GE55	規則第14条表中チ(5)	<p><住民の避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE61	政令第6条第3項第3号	<p><事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において10ミリシーベルト/時以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計測器等 <ul style="list-style-type: none"> ガンマ線測定用サーベイメータ 事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。
	XGE62	命令第4条	<p><事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象により命令第4条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計測器等 <ul style="list-style-type: none"> 表面汚染密度サーベイメータ 事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。

*1：NwL：通常冷却材液位

*2：今後は、燃料池水位NwL-500mm以下が計測できる水位計を設置することとし、EALの説明を見直す。

本別表における法、政令、規則及び命令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則
 （平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

(1/3)

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
止める	AL11 ※1	<原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	運転モード1及び2において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉トリップパルシャル信号が発信し、その他のチャンネルが不動作であるか否かが不明な状態が1時間以上継続したとき。 ただし、原子炉トリップ信号に係る関係パラメータにより、直ちに原子炉トリップパルシャル信号が誤作動と判断できる場合は除く。 (2) 原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの以下のいずれの操作を行っても制御棒が挿入されず、原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零又は負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。 ① 自動原子炉トリップ ② 手動原子炉トリップ ③ MGセット電源断(中央制御室からの母線しゃ断器開放) ④ 制御棒の手動(自動)挿入
	AL21 ※1	<原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	運転モード1、2、3及び4において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が $0.23\text{ m}^3/\text{h}$ を超えた場合において、4時間以内に $0.23\text{ m}^3/\text{h}$ 以下に漏えい量を回復できないと判断した後、12時間以内モード3、又は56時間以内にモード5にできないとき。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却装置作動設定値に達した場合、又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。
	AL24 ※1	<蒸気発生器給水機能喪失のおそれ> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	運転モード1、2、3及び4(蒸気発生器が除熱のために使用されている場合)において、主給水ポンプ(蒸気発生器水張りポンプを含む)からの給水が喪失した状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか1台しか起動しないとき。 ② 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が $100\text{ m}^3/\text{h}$ 未満となったとき。
冷やす	AL25 ※1	<非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	全ての運転モード及び運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。 ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、又は空冷式非常用発電機のどれか1つとなり、その状態が15分以上継続したとき。 ② 全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。 ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。

日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

(2/3)

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説明
冷やす	AL29 ※1	<停止中の原子炉冷却機能の一部喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、1つの余熱除去系の機能が喪失し、かつ1次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端となったとき。 1つの余熱除去ポンプが動作不能とは、以下のいずれかの状態となった場合をいう。 ①電源供給の喪失、ポンプの故障等により、1台の余熱除去ポンプが運転不能となったとき。 ②余熱除去冷却器の機能喪失等により1系統の余熱除去機能が喪失したとき
	AL30 ※1	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認され、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口配管下端以下まで低下したとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には、可搬型設備等による全ての設備を含む。 使用済燃料ピット出口配管下端 水位：EL+5.49m (NWL-1.36m)
	AL31 ※2	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(旧基準炉)> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認され、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には、可搬型設備等による全ての補給を含む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方4mの水位まで低下したとき。 水位：EL+3.40m (NWL-3.45m) ②使用済燃料ピット水位低警報が発信、又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器又は目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。
閉じ込める	AL42 ※1	<単一障壁の喪失又は喪失のおそれ> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	運転モード1、2及び3において、以下の障壁の喪失又は喪失するおそれがあるとき。 (1)燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。 (2)原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。 (3)燃料被覆管障壁が喪失したとき。 (4)原子炉冷却系障壁が喪失したとき。 各障壁の状況は、以下のとおり。
		燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上
		原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、抽出ライン隔離 ^{※1} が動作した状態で、充てんポンプ又は充てん/高圧注入ポンプによる最大注入流量(45m ³ /h)を超過した場合をいう。ただし、2次系破断又は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。
		燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が650℃以上
		原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、加圧器圧力が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力 ^{※2} 以下となった場合をいう。ただし、2次系破断又は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。
		※1 抽出ライン隔離の設定値 加圧器水位 15%	
		※2 非常用炉心冷却装置の設定値 加圧器圧力 12.18MPa	

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

(3 / 3)

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
その他脅威	AL51 ※1	<原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤、及び中央制御室外原子炉停止盤室での監視及び操作が容易にできなくなったとき。
	AL52 ※1	<所内外通信連絡機能の一部喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれかが1つの手段のみとなったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段となったとき。
	AL53 ※1	<重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等(※3)の機能の一部が喪失するおそれがあること。	重要区域において、火災 ^{※1} 又は溢水 ^{※2} により、別表3-1-3に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち、使用できる系統が1系統のみとなったとき。 なお、別表3-1-3に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。 ※1 発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ※2 発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう。(滞留水、流水、蒸気を含む)。
その他	—	<地震発生(震度6弱以上)> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき	・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき	・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき	・原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき
	— ※1	<新規制基準を超える外的事象発生> 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山等)が発生したとき	・新基準炉において、地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合をいう。
	—	<原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき	・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき

- (※1) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用する。
- (※2) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用するまで適用する。
- (※3) 「安全機器等」: 「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-3に示す。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

(1/5)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令 第4条 第4項 第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒ガスモニタ ・格納容器エリアモニタ* ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ ・燃料取扱棟排気ガスモニタ <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。</p> <p>ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1.(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>このとき、1.(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p> <p>※ 照射済燃料が全て格納容器外へ搬出されている場合には、「格納容器エリアモニタの指示値に異常が認められない」の代わりに、「格納容器内に照射済燃料なし」と報告する。</p>	<p>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。</p> <p>①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ケ池モニタリングポスト</p> <p>・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上を検出」とは、単位時間(2分以内のものとして「1分」とする)ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上のときをいう。</p> <p>・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。</p> <p>・「原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。</p> <p>・「通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算することにより行われることをいう。</p> <p>・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分間以上継続又は2基以上について、5マイクロシーベルト/時を検出した場合は、同時にGE01にも該当する。この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE02	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下の排気筒モニタが設置されている場所をいう。</p> <p>①排気筒ガスモニタ</p> <p>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。</p> <p>・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排気筒にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。</p> <p>・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE03	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下に示す排水モニタが設置された場所をいう。</p> <p>①放水口モニタ</p> <p>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。</p> <p>・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、放水口にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。</p> <p>・なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

(2/5)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令 第4条 第4項 第3号 (イ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量（10分以上継続して検出する）</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 「1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、50マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。
	SE05	政令 第4条 第4項 第3号 (ロ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 「その放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として5マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 「通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出」とは、以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合であつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合であつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	SE06	規則 第7条 第1項 第2号	<p><施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
止める	SE21 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(1)	<p><原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>	<p>運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合、又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①全ての充てん/高圧注入ポンプ及び高圧注入ポンプが起動しないとき。 ②高圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。 ③全ての余熱除去ポンプが起動しないとき。 ④低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。
	SE24 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(2)	<p><蒸気発生器給水機能の喪失> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p>	<p>運転モード1、2、3及び4（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）において、主給水ポンプ（蒸気発生器水張りポンプを含む。）からの給水が喪失し、全ての蒸気発生器の狭域水位が0%未満となった状態で、以下のいずれかとなったとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプが全て起動しないとき。 ②流量調整以外の要因で補助給水流量の合計が100m³/h未満となったとき。
冷やす				

日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

(3/5)

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
冷やす	SE25 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(3)	<非常用交流高圧母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	交流動力電源が以下となったとき。 全ての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、かつ空冷式非常用発電機からの受電ができない状態が30分間以上継続したとき。
	SE27 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(4)	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。	電源供給可能な非常用直流母線が1つになった場合において、当該非常用直流母線への供給電源が蓄電池、充電器(予備充電器を含む。)又は代替電源設備がいずれか1つとなり、その状態が5分間以上継続したとき。 ただし、計画的な点検作業により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。
	SE29 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(5)	<停止中の原子炉冷却機能の喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、全ての余熱除去ポンプが動作不能となり、かつ1次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端以下となり、30分間以上が経過したとき。 全ての余熱除去ポンプが動作不能とは、以下のいずれかの状態となった場合をいう。 ①電源供給の喪失、ポンプの故障等により、全ての余熱除去ポンプが運転不能となったとき。 ②余熱除去冷却器の機能喪失等により、全ての余熱除去機能が喪失したとき。
	SE30 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(6)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が継続し、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には、可搬型設備等による全ての補給を含む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方4mの水位まで低下したとき。 水位: EL+3.40m (NWL-3.45m) ②使用済燃料ピット水位低警報が発信、又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器及び目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。
	SE31 ※2	規則 第7条 第1項 第1号 表中 へー(1)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	使用済燃料ピット水の漏えい、又は蒸散が継続し、使用済燃料ピット水位が以下となったとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には、可搬型設備等による全ての補給を含む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方2mの水位まで低下したとき。 水位: EL+1.40m (NWL-5.45m)
閉じ込める	SE41 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(10)	<格納容器健全性喪失のおそれ> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材喪失事象又は主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、格納容器スプレー作動の設定値*を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が10分間以上継続しているとき。 ※格納容器スプレー作動の設定値は以下のとおり。 格納容器圧力: 195kPa

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

(4/5)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明								
閉じ込める	SE42 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(12)	<2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	<p>運転モード1、2及び3において、以下の障壁の喪失又は喪失するおそれがあるとき。</p> <p>(1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</p> <p>(2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</p> <p>(3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器の障壁が喪失</p> <p>(4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器の障壁が喪失</p> <p>各障壁の状況は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>燃料被覆管障壁が喪失するおそれ</td> <td>炉心出口温度の最高値が350℃以上</td> </tr> <tr> <td>燃料被覆管障壁が喪失</td> <td>炉心出口温度の最高値が650℃以上</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</td> <td>1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、抽出ライン隔離[※]が動作した状態で、充てんポンプ又は充てん/高圧注入ポンプによる最大注入流量(45m³/h)を超過した場合をいう。ただし、2次系破断又は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器の障壁が喪失</td> <td>以下のいずれかとなったとき。 ①格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作、又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ②格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。</td> </tr> </table> <p>※ 抽出ライン隔離の設定値 加圧器水位 15%</p>	燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上	燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が650℃以上	原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、抽出ライン隔離 [※] が動作した状態で、充てんポンプ又は充てん/高圧注入ポンプによる最大注入流量(45m ³ /h)を超過した場合をいう。ただし、2次系破断又は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。	原子炉格納容器の障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。 ①格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作、又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ②格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。
	燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上										
燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が650℃以上											
原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、抽出ライン隔離 [※] が動作した状態で、充てんポンプ又は充てん/高圧注入ポンプによる最大注入流量(45m ³ /h)を超過した場合をいう。ただし、2次系破断又は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。											
原子炉格納容器の障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。 ①格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作、又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ②格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。											
SE43 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(11)	<原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	<p>運転モード1、2、3及び4において、格納容器内高レンジリアモニタで$1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$未満である状態で、炉心の損傷を防止するために格納容器圧力逃がし装置を使用するとき。</p>									
その他脅威	SE51 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(7)	<原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	<p>以下のいずれかとなったとき。</p> <p>(1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない場合において、以下となったとき。</p> <p>①中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室の放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は空気浄化装置等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができないとき。</p> <p>(2) 原子炉出力に影響のある過渡事象若しくは使用済燃料ピット水の漏えい、又は蒸散が確認されている状態において、以下のいずれかになったとき。</p> <p>①中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は空気浄化装置等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができなくなったとき。</p> <p>②中央制御室における主に原子炉を制御する盤、又は原子炉以外の原子炉施設を制御する盤のいずれかにおいて、直流電源及び計器用電源からの給電停止により、操作盤全ての表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能となったとき。</p>								
	SE52 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(8)	<所内外通信連絡機能の全ての喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	<p>原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>(1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等の全てが使用不能となったとき。</p> <p>(2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等の全てが使用不能となったとき。</p>								

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

(5/5)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
その他脅威	SE53 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(9)	<火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等(※3)の機能の一部が喪失すること。	火災※1又は溢水※2が発生し、以下のいずれかとなったとき。 ①別表3-1-3に定める安全機器本体又は動力ケーブル等の焼損・水没等により、その機能が喪失し、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなったとき。 ②別表3-6に定める安全機器等のサポート設備が故障し、安全機器等の機能喪失の蓋然性が高いと判断したとき。 なお、別表3-1-3に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。 ※1 発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ※2 発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう。(滞留水、流水、蒸気を含む)。
	SE55	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(13) または ヘー(2)	<防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質、又は放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。
事業所外運搬	XSE61	政令 第4条 第4項 第4号	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XSE62	命令 第3条	<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 火災・爆発等により命令第3条に定める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。(L型、I P-1型を除く。)	○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器

(※1) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用する。

(※2) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用するまで適用する。

(※3) 「安全機器等」: 「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-3に示す。

本別表における法、政令及び命令は次のとおり。

法 : 原子力災害対策特別措置法

政令 : 原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(原子力規制委員会規則第13号)

命令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

(1/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・ 放射性物質放出	GE01	政令 第6条 第3項 第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備について、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</p>	<p>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 ①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト ・「5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01に該当すると判断したときをいう。 ・「1地点において10分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の1基で検出値が5マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10分間以上継続した場合をいう。</p>
	GE02	政令 第6条 第4項 第1号 規則 第12条	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>・GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、SE02に準ずる。</p>
	GE03	政令 第6条 第4項 第1号 規則 第12条	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>・GE03は、SE03と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、SE03に準ずる。</p>
	GE04	政令 第6条 第3項 第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場合(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。</p>
	GE05	政令 第6条 第4項 第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場合(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。 ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が、放射能水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質」とは、以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき</p>

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

(2 / 4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	GE06	政令 第6条 第4項 第3号	<施設内(原子炉外)での臨界事故> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。	・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。
止める	GE11 ※1	規則 第14条 表中 ロー(1)	<全ての原子炉停止操作の失敗> 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。	運転モード1及び2において、原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零又は負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。 ① MGセット電源断(現場でのしゃ断器開放) ② 現場での原子炉トリップしゃ断器開放 ③ ATWS緩和設備※1及びほう酸注入 ※1 ATWS緩和設備とは、原子炉の非常停止が失敗した場合に原子炉を未臨界にするための設備をいう。
冷やす	GE21 ※1	規則 第14条 表中 ロー(2)	<原子炉冷却材の漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合、又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。 ① 全ての充てん/高圧注入ポンプ、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。 ② 高圧系及び低圧系の弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。 ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入圧力以下に低下するまでの間は除く。 ③ 炉心出口温度350℃以上の状態が30分間以上継続して観測されたとき。 ④ 原子炉への注水が確認できない状態において、蒸気発生器における除熱機能が喪失(全ての蒸気発生器広域水位10%未満)したとき。(原子炉が高圧状態にあり低圧注水ができない場合を含む。)
	GE24 ※1	規則 第14条 表中 ロー(3)	<蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	運転モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、主給水ポンプ(蒸気発生器水張りポンプを含む。)からの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつ全ての蒸気発生器の広域水位が10%未満となり、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① 全ての充てん/高圧注入ポンプ、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。 ② 高圧系及び低圧系の弁が「開」しないこと等により原子炉への注水が確認できないとき。 ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。 ③ 炉心出口温度350℃以上の状態が30分間以上継続して観測されたとき。 ④ 1次冷却材圧力の減圧を目的とした加圧器逃がし弁操作に失敗したとき。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

(3/4)

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
冷やす	GE25 ※1	規則 第14条 表中 ロー(5)	<非常用交流高圧母線の1時間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	交流動力電源が以下となったとき。 全ての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、かつ空冷式非常用発電機からの受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。
	GE27 ※1	規則 第14条 表中 ロー(6)	<全直流電源の5分間以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	全ての蓄電池、充電器(予備充電器を含む。)又は代替電源設備を含む非常用直流母線からの受電ができず、全ての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が5分間以上継続したとき。
	GE28 ※1	規則 第14条 表中 ロー(7)	<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。	運転モード1、2及び3において、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が 1×10^5 mSv/h以上となり、かつ炉心出口温度が350℃以上となったとき。 ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。
	GE29 ※1	規則 第14条 表中 ロー(8)	<停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。	1次冷却材システムの水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能の喪失、及び余蒸気発生器を通じた全ての除熱機能(リフラックス冷却)が喪失し、かつ燃料取替用水タンクから充てん/高圧注入ポンプ、充てんポンプ、高圧注入ポンプを用いた注水手段及び停止中の余熱除去ポンプを通じた炉心への注水手段の全てが喪失したとき。
	GE30 ※1	通報事象等 規則 第14条 表中 ロー(9)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には、可搬型設備等による全ての補給を含む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方2mの水位まで低下したとき。 水位: EL+1.40m (NWL-5.45m) ②使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値が有意に上昇した状態で、直接的又は間接的な手法によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。
GE31 ※2	通報事象等 規則 第14条 表中 へー(1)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸気が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には、可搬型設備等による全ての補給を含む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部の水位まで低下したとき。 水位: EL-0.45m (NWL-7.30m)	
閉じ込める	GE41 ※1	規則 第14条 表中 ロー(4)	<格納容器圧力の異常上昇> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	運転モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器が最高使用圧力 ^{※1} 又は最高使用温度 ^{※2} に達したとき。 ※1 最高使用圧力: 392 kPa ※2 最高使用温度: 144℃ (最高使用圧力時の飽和温度)
	GE42 ※1	規則 第14条 表中 ロー(11)	<2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	運転モード1、2及び3において、以下となったとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器の障壁が喪失 各障壁の状況は、以下のとおり。
				燃料被覆管障壁が喪失 炉心出口温度の最高値が650℃以上。 原子炉冷却系障壁が喪失 1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、加圧器圧力が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力 ^{※1} 以下となった場合をいう。ただし、2次系破断又は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。 原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれ 格納容器圧力が格納容器スプレー作動の設定値 ^{※2} を超過し、更に10分以上継続して圧力が上昇している場合。 ※1 非常用炉心冷却装置の設定圧力 加圧器圧力 12.18 MPa ※2 格納容器スプレー作動の設定値 格納容器圧力 195 kPa

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

(4/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
その他脅威	GE51 ※1	規則 第14条 表中 ロー(10)	<原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機 能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常 が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設 の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装 置の全ての機能が喪失すること。	以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない場 合において、以下となったとき。 ①中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室からの退避が必 要となったとき。 (2) 原子炉出力に影響のある過渡事象若しくは使用済燃料ピット 水の漏えい又は蒸散が発生している場合において、以下のいづ れかとなったとき。 ①中央制御室からの退避が必要となったとき。 ②中央制御室における主に原子炉を制御する盤、及び原子炉以外 の原子力施設を制御する盤の両方において、直流電源及び計器 用電源からの給電停止により、操作盤全ての表示灯、警報、指 示計及び記録計が使用不能となったとき。
	GE55	規則 第14条 表中 ロー(12)	<住民避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及 ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外 へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の 住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合 を引き起こす事象が発生し、放射性物質、又は放射線の影響範囲が 敷地外に及ぶと予想され、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始 する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。
事業所外運搬	XGE61	政令 第6条 第3項 第3号	<事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬 に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当 たり10ミリシーベルト以上の放射線量が命令第2条で定めると ころにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合 であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高 い場合には、検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XGE62	命令 第4条	<事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 火災・爆発等により命令第4条に定める事業所外運搬の場合に あつては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然 性が高いとき。	○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器

(※1) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用する。

(※2) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用するまで適用する。

本別表における法、政令及び命令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)

命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機																									
	AL	-	-	-	-																									
放射線量・放射性物質放出	SE 01	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 (1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント排気筒ガスモニタ(1, 2uのみ) ・排気筒ガスモニタ(3, 4uのみ) ・格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)* (3, 4uのみ) ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。 ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 このとき、1(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p> <p>*照射済燃料が全て格納容器外へ搬出されている場合には、「格納容器内高レンジエリアモニタの指示値に異常が認められない」の代わりに、「格納容器内に照射済燃料なし」と報告する。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 (1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクロシーベルト/時以上(1地点)が検出されたとき。 ・No. 1, 2, 5モニタポスト、モニタステーション ただし、下記の排気筒モニタおよび指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)は、検出されなかったものとみなす。</p> <table border="1" data-bbox="1153 810 1818 1181"> <thead> <tr> <th>モニタの種類</th> <th>1u</th> <th>2u</th> <th>3u</th> <th>4u</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3R-91A or 3R-92A</td> <td>4R-91A or 4R-92A</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット区域エリアモニタ</td> <td colspan="2">12R-5</td> <td>3R-5</td> <td>4R-5</td> </tr> <tr> <td>プラント排気筒ガスモニタ</td> <td>1R-28</td> <td>2R-28</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>排気筒ガスモニタ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3R-21A or 3R-21B</td> <td>4R-21A or 4R-21B</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備で、1マイクロシーベルト/時以上(1地点)が検出された場合かつ中性子線サーベイメータによる測定中性子線の放射線量の合計が5マイクロシーベルト/時以上検出されたとき。</p>	モニタの種類	1u	2u	3u	4u	格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	-	-	3R-91A or 3R-92A	4R-91A or 4R-92A	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	12R-5		3R-5	4R-5	プラント排気筒ガスモニタ	1R-28	2R-28	-	-	排気筒ガスモニタ	-	-	3R-21A or 3R-21B	4R-21A or 4R-21B	○	○
		モニタの種類	1u	2u	3u	4u																								
格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	-	-	3R-91A or 3R-92A	4R-91A or 4R-92A																										
使用済燃料ピット区域エリアモニタ	12R-5		3R-5	4R-5																										
プラント排気筒ガスモニタ	1R-28	2R-28	-	-																										
排気筒ガスモニタ	-	-	3R-21A or 3R-21B	4R-21A or 4R-21B																										

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(2/39)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
放射線量・放射性物質放出	GE	01	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。</p>	○	○
				<p>【解説】 (1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクロシーベルト/時以上が2地点以上で検出されたとき。 ・No. 1、2、5モニタポスト、モニタステーション (2) 放射線測定設備No. 1、2、5モニタポスト、モニタステーションで、5マイクロシーベルト/時以上が1地点で10分間以上継続して検出されたとき。</p>		

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(3/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機															
放射線量・放射性物質放出	AL	—	—	—	—															
	SE	02 イ 空气中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、各排気筒モニタにて測定される計数率が以下の値以上の場合をいう。(10分間以上継続して検出する)</p> <p>○放射性物質の通常経路での放出に係る通報基準 (5マイクロシーベルト/時相当換算値) 単位：c p m</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 u</th> <th>2 u</th> <th>3 u</th> <th>4 u</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラント排気筒ガスモニタ</td> <td>1E+07</td> <td>1E+07</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>排気筒ガスモニタ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1E+06</td> <td>1E+06</td> </tr> </tbody> </table>		1 u	2 u	3 u	4 u	プラント排気筒ガスモニタ	1E+07	1E+07	—	—	排気筒ガスモニタ	—	—	1E+06	1E+06	○	○
		1 u	2 u	3 u	4 u															
プラント排気筒ガスモニタ	1E+07	1E+07	—	—																
排気筒ガスモニタ	—	—	1E+06	1E+06																
GE	02 イ 空气中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断および発生の報告の取扱いは、SE02に準ずる。</p>	○	○																

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(4/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3, 4号機	1, 2号機										
放射線量・放射性物質放出	AL	—	—	—	—										
	SE	03 <通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 □ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。 【解説】 「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水口水モニタにて測定される計数率が以下の値以上の場合をいう。(10分間以上継続して検出する) ○放射性物質の通常経路での放出に係る通報基準 (5マイクロシーベルト/時相当換算値) 単位: cpm <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>1u</td> <td>2u</td> <td>3u</td> <td>4u</td> </tr> <tr> <td>放水口水モニタ</td> <td colspan="2">1E+05</td> <td colspan="2">5E+03</td> </tr> </table>		1u	2u	3u	4u	放水口水モニタ	1E+05		5E+03		○	○
		1u	2u	3u	4u										
放水口水モニタ	1E+05		5E+03												
GE	03 <通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 □ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。 【解説】 GE03は、SE03と同じ基準である。このため、判断および発生の報告の取扱いは、SE03に準ずる。	○	○											

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(5/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機	
放射線量・放射性物質放出	AL	—	—	—	—	
	SE	04	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	○	○
	GE	04	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	○	○

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(6/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3, 4号機	1, 2号機
放射線量・放射性物質放出	AL	—	—	—	—
	SE	05 <火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質として以下を検出した場合をいう。 ① 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき。 ② 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○
	GE	05 <火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が検出されたとき。 ロ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質として以下を検出した場合をいう。 ① 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍以上のとき ② 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(7/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機	
放射線量・放射性物質放出	AL	—	—	—	—	
	SE	06	<p><施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 原子炉施設内(原子炉外)にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。</p>	○	○
	GE	06	<p><施設内(原子炉外) での臨界事故> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 原子炉施設内(原子炉外)にある核燃料物質同士が以上に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定され、核分裂による中性子線またはガンマ線を検出した場合をいう。</p>	○	○

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(8/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
止める	AL 11	<p><原子炉停止機能の異常または異常のおそれ> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。 一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。 「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5(一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。)に至るまでの状態を含むものとする。(以下この表において同じ。) 「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項(パラメータ)が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。(以下この表において同じ。) 「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップ及び原子炉制御室からの制御棒の挿入操作を行っても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p>	○	-

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(9/39)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
止める	AL	11		<p>【解説】 運転モード1、2において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉保護系の1チャンネルから原子炉トリップパーシャル信号が発信し、その他のチャンネルが不動作であるか否かが不明な状態が、1時間以上継続したとき。 ただし、原子炉トリップ信号に係る関係パラメータにより、直ちに原子炉トリップパーシャル信号が誤動作と判断できる場合、および当該原子炉トリップパーシャル警報の発信が、試験、保守作業等計画的なものであることが明らかなる場合は除く。 (2) 原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの以下のいずれの操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%以上または中間領域中性子束起動率が正のとき、またはそれらの状態でないことが確認できないとき。 ① 自動原子炉トリップ ② 手動原子炉トリップ ③ MGセット電源断(中央制御室からの母線しゃ断器開放) ④ 制御棒の手動(自動)挿入</p>		
	SE	—	—	—	—	—

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(10/39)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
止める	GE	11	<p><すべての原子炉停止操作の失敗> 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにATWS緩和設備及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p> <p>【解説】 運転モード1、2において、原子炉トリップが必要な場合に、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%以上または中間領域中性子束起動率が正のとき、またはそれらの状態でないことが確認できないとき。 ① MGセット電源断(現場でのしゃ断器開放) ② 現場での原子炉トリップしゃ断器開放 ③ ATWS緩和設備およびほう酸注入</p>	○	—

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(11/39)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
冷やす	AL	21	<p><原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用炉心冷却装置(以下この表において「DB設備」という。)の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。 また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。</p>	○	—
				<p>【解説】 運転モード1、2、3および4において、以下のいずれかとなったとき。 ① 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が0.23m³/hを超えた場合において、4時間以内に0.23m³/h以下に漏えい量を回復できないと判断した後、12時間以内にモード3、または56時間以内にモード5にできないとき。 ② 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却設備作動設定値に達した場合または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。</p>		

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(12/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
冷やす	SE 21	<p><原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、重大事故等の防止のための設備(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの(以下この表においてこれらを「SA設備」という。))であって、DB設備と同程度の能力(吐出圧力及び容量)を有する設備をいう(以下この表において同じ。) 「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合(DB設備の作動失敗等)に自動起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない(以下この表において同じ。)</p>	○	—
			<p>【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合(ただし、起動・停止時にブロックしている場合や誤作動は除く。)または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかになったとき。 ① すべての高圧注入ポンプが起動しないとき。 ② 高圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。 ③ すべての余熱除去ポンプが起動しないとき。 ④ 低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。</p>		

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(13/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
冷やす	GE 21	<p><原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備若しくはSA設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう(以下この表において同じ。)</p> <p>なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合または手動により非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① すべての高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。 ② 高圧系および低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を除く。 ③ 炉心出口温度350℃以上の状態が、30分間以上継続して計測されたとき。 ④ 原子炉への注水が確認できない状態において、蒸気発生器における除熱機能が喪失(すべての蒸気発生器広域水位10%未満)したとき(原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を含む)。 	○	—

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(14/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
冷やす	AL 24	<p><蒸気発生器給水機能喪失のおそれ> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 運転モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① 電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか1台しか起動しないとき。 ② 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が、次の流量未満となったとき。 3,4号機：125m³/h</p>	○	-
	SE 24	<p><蒸気発生器給水機能の喪失> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関する重大事故等の防止のための設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力（吐出圧力及び容量）及び即応性を有する設備をいう。 なお、通常の起動・停止工程において一次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 運転モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失し、すべて蒸気発生器の狭域水位が0%未満となった状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① 電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプがすべて起動しないとき。 ② 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が、次の流量未満となったとき。 3,4号機：125m³/h</p>	○	-

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(15/39)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
冷やす	GE	24	<p><蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、1系統以上の非常用炉心冷却装置及び重大事故等の防止のための設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>	○	—
				<p>【解説】 運転モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつすべての蒸気発生器の広域水位が10%未満となり、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかとなったとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① すべての高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。 ② 高圧系および低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。なお、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間を含む。 ③ 炉心出口温度350℃以上の状態が30分間以上継続して計測されたとき。 ④ 1次冷却材圧力の減圧を目的とした加圧器逃がし弁操作に失敗したとき。 		

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(16/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
冷やす	AL 25	<p><非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。 また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対処施設に属するものを含む)のいずれかの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、すべての運転モードにおいて2基で1つの常設代替電源設備とみなし、運転モード外においては、1基で1つの常設代替電源とみなす。 ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置または[特重発電機]のどれか1つになり、その状態が15分間以上継続したとき。 ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。 ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。</p> <p><補足> [特重発電機]については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日以降に適用する。</p>	○	—

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(17/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
冷やす	SE 25	<p><非常用交流高压母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、すべての運転モードにおいて2基で1つの常設代替電源設備とみなし、運転モード外においては、1基で1つの常設代替電源とみなす。 ① すべての所内非常用高压母線が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置および[特重発電機]のいずれの電源からも受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。</p> <p><補足> [特重発電機]については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日以降に適用する。</p>	○	-
		<p><非常用交流高压母線の1時間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、すべての運転モードにおいて2基で1つの常設代替電源設備とみなし、運転モード外においては、1基で1つの常設代替電源とみなす。 ① すべての所内非常用高压母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置および[特重発電機]のいずれの電源からも受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。</p> <p><補足> [特重発電機]については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日以降に適用する。</p>	○	-

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(18/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機	
冷やす	AL	-	-	-	-	
	SE	27	<p><直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合に、当該直流母線への供給電源が蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器を含む)または可搬型整流器などを含む代替電源設備がいずれか1つとなり、その状態が5分間以上継続したとき。 ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。 <補足> 蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日以降に適用する。</p>	○	-
	GE	27	<p><全直流電源の5分間以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、すべての蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器を含む)または可搬型整流器などを含む代替電源設備からの受電ができず、すべての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が5分間以上継続したとき。 <補足> 蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日以降に適用する。</p>	○	-

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(19/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
冷やす	AL	—	—	—	—
	SE	—	—	—	—
	GE	28	<p><炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。 また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p> <p>【解説】 運転モード1、2および3において、原子炉格納容器内の格納容器内高レンジエリアモニタの線量率が1×10^5 mSv/h以上となり、かつ炉心出口温度が350℃以上となったとき。 ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。</p>	○

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(20/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
冷やす	AL 29	<停止中の原子炉冷却機能の一部喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、1つの余熱除去系の機能が喪失し、かつ1次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端(ノズルセンター -15.6cm)以下となったとき。 「1つの余熱除去系の機能が喪失」とは、以下のいずれかとなった場合をいう。 ① 供給電源の喪失、ポンプの故障等により、1台の余熱除去ポンプが運転不能(1次冷却材配管の水位低下により、運転中の余熱除去ポンプを停止した場合を含む。)となったとき。 ② 余熱除去冷却器の機能喪失等により1系統の余熱除去機能が喪失したとき。</p>	○	-
	SE 29	<停止中の原子炉冷却機能の喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、すべての余熱除去ポンプが動作不能となり、かつ1次冷却材配管の水位が低下して、余熱除去配管の吸込口上端(ノズルセンター -15.6cm)以下となった状態が30分間以上継続したとき。 「すべての余熱除去ポンプが動作不能」とは、以下のいずれかとなった場合をいう。 ① 供給電源の喪失、ポンプの故障等により、すべての余熱除去ポンプが運転不能となったとき。 ② 余熱除去冷却器の機能喪失等により、すべての余熱除去機能が喪失したとき。</p>	○	-

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(21/39)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
冷やす	GE	29	<p><停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>	○	—
				<p>【解説】 1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、すべての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能の喪失および蒸気発生器を通じたすべての除熱機能(リフラックス冷却)が喪失し、かつ燃料取替用水ピットから炉心へ注入する手段のすべてが喪失したとき。 なお、「燃料取替用水ピットから炉心へ注入する手段」とは、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、A格納容器スプレイポンプもしくは恒設代替低圧注水ポンプを用いた注水手段または停止中の余熱除去ポンプを通じた注水手段をいう。</p>		

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(22/39)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
冷やす	AL	30	<p><使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>	○	-
				<p>【解説】 使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口配管下端位置まで低下したとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。</p> <p style="text-align: center;">3,4号機:EL 31.79m</p>		

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(23/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
冷やす	SE 30	<p><使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。 「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう。</p>	○	—
			<p>【解説】 使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 ① 使用済燃料ピット水位が、以下の照射済燃料集合体頂部上4mの水位に低下したとき。 3, 4号機 : EL 29.52m ② 使用済燃料ピット水位低警報が発信またはそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器および目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。</p>		

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(24/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
冷やす	GE 30	<p><使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復が出来ず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。</p>	○	-
			<p>【解説】 使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 ① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。 3,4号機:EL 27.52m ② 使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的または間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。</p>		

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(25/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機	
閉じ込める	AL	—	—	—	—	
	SE	41	<p><格納容器健全性喪失のおそれ> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 この状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。</p> <p>【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉冷却材喪失事象または主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、以下の格納容器スプレイ作動の設定値を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が10分間以上継続しているとき。</p> <p style="text-align: center;">3, 4号機：196kPa</p>	○	—
	GE	41	<p><格納容器圧力の異常上昇> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 運転モード1、2、3および4において、原子炉格納容器が以下の最高使用圧力または最高使用温度に達したとき。 なお、最高使用温度とは最高使用圧力における飽和温度をいう。</p> <p style="text-align: center;">3, 4号機：392kPa</p>	○	—

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(26/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
閉じ込める	AL 42	<p><単一障壁の喪失または喪失のおそれ> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の4つのケースが考えられる。 ① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ ② 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ③ 燃料被覆管障壁の喪失 ④ 原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p> <p>【解説】 運転モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。 ① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。 <障壁の状況> 炉心出口温度の最高値が350℃以上 ② 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。 <障壁の状況> 1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、抽出隔離をした状態で、充てんポンプ1台分の充てん流量を超過した場合 ③ 燃料被覆管障壁が喪失したとき。 <障壁の状況> 炉心出口温度の最高値が650℃以上 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。 <障壁の状況> 1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、「加圧器圧力」が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力以下</p>	○	—

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(27/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
閉じ込める	SE 42	<p><2つの障壁の喪失または喪失のおそれ> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の4つのケースが考えられる。 ① 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ② 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ③ 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	○	—
			<p>【解説】 運転モード1、2および3において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。 ① 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ② 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ③ 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 「格納容器障壁が喪失」とは、以下のいずれかとなったとき。 ① 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作または格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ② 格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。</p>		

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(28/39)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
閉 じ 込 め る	GE	42	<p><2つの障壁の喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下のケースが考えられる。 ① 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	○	—
				<p>【解説】 運転モード1、2および3において、以下の状況になったとき。 ① 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ 「格納容器障壁が喪失するおそれ」とは、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動の設定値を超過し、更に10分間以上継続して圧力が上昇している場合をいう。</p>		

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(29/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
閉じ込める	AL	—	—	—	—
	SE	43	<p><原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 ① 運転モード1、2、3および4において適用する。 ② 炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジエリアモニタで$1 \times 10^5 \text{mSv/h}$未満である場合をいう。 ③ 「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、[特重フィルタベント]の実施をいう。</p> <p><補足> [特重フィルタベント]については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日以降に適用する。</p>	○	—
	GE	—	—	—	—

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(30/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機	
その他脅威	AL	51	<p><原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、放射線レベルの上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤および中央制御室外原子炉停止盤での操作が容易にできなくなったとき。</p>	○	-
	SE	51	<p><原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉もしくは使用済燃料ピットに異常が発生していないとき。 ① 中央制御室および中央制御室外原子炉停止盤室の放射線レベルの上昇等により、防護具または空気浄化装置等を用いなければ、運転員が監視および操作ができないとき。 (2) 原子炉過渡事象もしくは使用済燃料ピットの異常が発生している場合において、以下のいずれかとなったとき。 ① 中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等により、防護具または空気浄化装置等を用いなければ、運転員が監視および操作できなくなったとき。 ② 中央制御室における主に原子炉を制御する盤または原子炉以外の原子炉施設を制御する盤のいずれかにおいて、すべての表示灯、警報、指示計および記録計が使用不能となったとき。</p>	○	-

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(31/39)

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
その他脅威	GE	51	<p><原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>	○	—
				<p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉もしくは使用済燃料ピットに異常が発生していないとき。 ① 中央制御室および中央制御室外原子炉停止盤室からの退避が必要となったとき。 (2) 原子炉過渡事象もしくは使用済燃料ピットの異常が発生している場合において、以下のいずれかとなったとき。 ① 中央制御室からの退避が必要となったとき。 ② 中央制御室における主に原子炉を制御する盤および原子炉以外の原子炉施設を制御する盤の両方において、すべての表示灯、警報、指示計および記録計が使用不能となったとき。</p>		

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(32/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機	
その他脅威	AL	52	<p><所内外通信連絡機能の一部喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 ① 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 ② 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。</p>	○	-
	SE	52	<p><所内外通信連絡機能のすべての喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 ① 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。 ② 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。</p>	○	-
	GE	-	-	-	-	-

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(33/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
その他脅威	AL 53	<p><重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ> > 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、重要区域における、火災^{注1}または溢水^{注2}により、原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなったとき。 なお、原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。</p> <p>注1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 注2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。</p>	○	-

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(34/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
その他脅威	SE 53	<p><火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、火災^{注1}または溢水^{注2}が発生し、以下のいずれかとなったとき。 ① 原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に定める安全機器本体または動力ケーブル等の焼損・水没等により、その機能が喪失し、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなったとき。 ② 原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に定める安全機器等のサポート設備が故障し安全機器等の機能喪失の蓋然性が高いと判断したとき。 なお、原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。</p> <p>注1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 注2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。</p>	○	-
	GE -	-	-	-	-

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(35/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機	
その他脅威	AL	—	—	—	—	
	SE	55	<p><防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質または放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p>	○	○
	GE	55	<p><住民の避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質または放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p>	○	○

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(36/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
その他脅威	AL	—	<p><震度6弱以上の地震発生> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 「当該原子力事業所所在市町村」とは、大飯発電所ではおおい町をいう。 (注) 原子力事業者からの連絡は不要。</p>	○	○
	AL	—	<p><大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県をいう。 (注) 原子力事業者からの連絡は不要。</p>	○	○
	AL	—	<p><設計基準を超える外部事象発生> 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 新基準炉において、地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合。 (注) 旧基準炉は除く。</p>	○	—
	AL	—	<p><原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者および関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。</p>	○	○
	AL	—	<p><原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等発生> 原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 原子炉施設の重要な故障等について、原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者および関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。</p>	○	○

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(37/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
事業所外運搬	XSE61	<p><事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 ① 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出された場合。 ② 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記①の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 ① ガンマ線測定用サーベイメータ (注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p>	○	○
	XGE61	<p><事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 ① 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと場合。 ② 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記①の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>○計測器等 ① ガンマ線測定用サーベイメータ (注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p>	○	○

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(38/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3,4号機	1,2号機
事業所外運搬	XSE62	<p><事業所外運搬での放射性物質の漏えい> 火災爆発等により外運搬通報命令第3条に定める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。(L型、IP-1型を除く。)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 ① 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。 ② 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>○計測器等 ① 表面汚染密度測定用サーベイメータ (注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p>	○	○
	XGE62	<p><事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 火災爆発等により外運搬通報命令第4条に定める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 —</p> <p>【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 ① 事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第4条に定める量の放射性物質が漏えいすること。 ② 事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第4条に定める量の放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>○計測器等 ① 表面汚染密度測定用サーベイメータ (注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。</p>	○	○

関西電力(株)大飯発電所
(原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈)

(39/39)

○本基準の運用に関する基本的な考え方

- (1) 警戒事態(AL)にかかる原子力施設の異常事象の発生またはその恐れに係る原子力施設の指標等については、原子力災害対策指針により特に定められた場合を除き、災害防止上支障のないものとして認可を受けた原子炉施設保安規定で設定される指標(運転上の制限値)を明らかに超えたものに設定する。
- (2) 管理された状態で実施する作業、試験等において、計画的にEALに該当する状態とした場合は、当該EALには該当しないものとする。
- (3) EAL事象を通報等行った後、EAL判断事象の分類(AL、SE、GE)について非該当と判断すれば、原災法第25条に基づく応急措置の概要報告にて、その旨を関係機関に連絡する。

○本別表における原災法、政令、通報事象等規則、命令および外運搬命令とは次のとおり。

原災法 : 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)

政令 : 原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

指針 : 原子力災害対策指針(令和3年7月21日 一部改正)

通報事象等規則 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)

命令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)

外運搬通報命令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号)

原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書

福井県および美浜町（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の美浜発電所（以下「発電所」という。）の設置、保守運営および廃止措置に伴う周辺環境および発電所従事者の安全確保等について、次のとおり協定する。

（「甲」の解釈と運用）

第1条 甲である福井県および美浜町は、協議の上、一体となって本協定の運用にあたるものとする。

（関係諸法令等の遵守等）

第2条 乙は、発電所の建設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境および発電所従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じなければならない。

2 乙は、関係諸法令等を遵守するとともに、この協定を誠実に履行しなければならない。

3 乙は、第1項の規定の実施に当たっては、次に掲げる事項に積極的に取り組まなければならない。

(1)安全管理体制の強化および品質保証活動（作業管理等を含む。）の展開

(2)新技術の開発および導入ならびに施設の改善

(3)教育訓練の充実

(4)高経年化対策の充実および強化

(5)請負事業者およびメーカーその他の関連事業者との技術情報の共有

(6)発電所従事者の労働安全対策、放射線業務従事者の被ばく低減および放射性廃棄物の放出低減

(7)原子力防災対策、核物質防護対策および有事対策の充実

(8)環境保全対策

（計画に対する事前了解）

第3条 乙は、発電所の新增設に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建

設計画について、事前に甲の了解を得なければならない。

2 乙は、原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲の了解を得なければならない。

(廃止措置計画の事前連絡)

第3条の2 乙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に連絡しなければならない。

(請負事業者の指導監督等)

第4条 乙は、請負事業者が行う教育訓練、放射線管理、品質保証活動、作業管理等について、請負事業者に対する指導および監督の徹底を図るとともに、請負事業者との的確な協力体制の構築を図らなければならない。

(輸送計画の事前連絡)

第5条 乙は、甲に対し、新燃料、使用済燃料、放射性廃棄物等の輸送計画について、事前に連絡しなければならない。

(平常時における連絡)

第6条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない。

- (1) 発電所建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営（試験運転を含む。）の状況
- (3) 環境放射能測定調査の状況
- (4) 冷却排水調査の状況
- (5) 原子炉施設の廃止措置の状況

(異常時における連絡)

第7条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。

- (2) 非常用炉心冷却設備その他の工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき。
- (6) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- (13) その他国に報告する事項。

(立入調査等)

第8条 甲は、発電所の周辺環境または発電所従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対して発電所の保守運営および廃止措置に関し報告を求め、または発電所に立入調査することができる。

2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。

3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。

(立入調査の同行)

第9条 甲は、前条第1項の立入調査を行う場合において、発電所の保守運営および廃止措置に起因して、地域住民の健康および生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、または著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、甲が認めた地域住民の代表者を同行することができるものとする。

2 前条第3項の規定は、前項に規定する者について準用する。

(適切な措置)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、国を通じ、または直接乙に対し、原子炉の運転停止を含む原子炉施設等の使用制限、施設および運用方法の改善その他適切な措置を講ずることを求めることができる。

- (1) 第8条第1項の規定による立入調査の結果、周辺環境または発電所従事者の安全を確保するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。
- (2) 事故または有事により放射性物質の放出のおそれがある場合で、周辺環境への被害を緊急に防止するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。
- (3) 他の原子力発電所で発生した事故の評価を踏まえ、発電所の周辺環境または発電所従事者の安全確保に著しい影響を及ぼすおそれがあり、直ちに特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。

2 乙は、前項の規定により必要な措置を講ずることを求められたときは、誠意を持って速やかにこれに応じるとともに、その措置等について、甲に対して、適時報告しなければならない。

(運転再開の協議)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、原子炉の運転再開について、事前に甲と協議しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により、甲の求めに応じて原子炉の運転を停止したとき。
- (2) 原子炉の運転を停止した事故において、国が事故調査のため特別に委員会等を設置したとき。

(損害の補償)

第12条 乙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して地域住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第13条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高め

るため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第14条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第15条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1)第3条、第3条の2、第5条および第6条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第6条第3号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。

(2)第7条および前条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3)その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第16条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、発受信責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第17条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからでもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(覚書)

第18条 この協定の施行に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に覚書で定めるものとする。

(疑義または定めのない事項)

第19条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

昭和46年 8月 3日

昭和47年 1月24日 改定

昭和51年 6月 7日 改定

昭和56年 7月30日 改定

平成 4年 5月28日 改定

平成17年 5月16日 改定

平成28年 2月10日 改定

締 結 者

発 電 所 名	甲	乙
美浜発電所	福井県・美浜町	関西電力株式会社

美浜町および敦賀市の相互立地隣接協定書

〇〇〇発電所に係る美浜町域の安全確保等に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と敦賀市（以下「乙」という。）ならびに〇〇〇（以下「丙」という。）とは、甲、乙とも原子力発電所の立地市（町）、町（市）であり、かつ相互に隣接していることに鑑み、甲および乙が、相互の発電所のより一層の安全に寄与するとの認識、合意のもと、丙の〇〇〇発電所〔高速増殖原型炉もんじゅ〕（以下「発電所」〔もんじゅ〕という。）の建設、保守運営および廃止措置に伴う〇〇市（町）域および発電所〔もんじゅ〕従事者の安全確保等に必要な項目について、次の通り協定する。

（基本原則）

第1条 この協定書は、福井県、乙および丙との間の「原子力発電所〔高速増殖原型炉もんじゅ〕周辺環境の安全確保等に関する協定書」の規定の範囲内で定めるものとする。

（計画に対する事前説明）

第2条 丙は、発電所〔もんじゅ〕の新增設に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建設計画について、事前に甲に説明するものとする。

2 丙は、原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲に説明するものとする。

3 前2項において、甲は、安全対策などに関する意見があるときは、丙に対して意見を述べることができるものとする。

（廃止措置計画の事前連絡）

第2条の2 丙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に連絡しなければならない。

(輸送計画の事前連絡)

第3条 丙は、甲に対し、新燃料、使用済燃料、放射性廃棄物等を甲の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第4条 丙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所〔もんじゅ〕建設工事の進捗状況
- (2) 発電所〔もんじゅ〕の保守運営（試験運転を含む。）の状況
- (3) 環境放射能測定調査の状況
- (4) 冷却排水調査の状況
- (5) 原子炉施設の廃止措置の状況

(異常時における連絡)

第5条 丙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡するものとする。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備その他の工学的安全施設が動作したとき。
〔もんじゅ：工学的安全施設が動作したとき。〕
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所〔もんじゅ〕に故障が発生したとき。
〔もんじゅ：下記条項を追加する。ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏えいしたとき。〕
- (6) 発電所〔もんじゅ〕敷地内において火災が発生したとき。
- (7) 甲の区域において、放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
〔もんじゅ：甲の区域において、放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発

生したとき。]

- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても、特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所〔もんじゅ〕の周辺環境に異常が発生したとき。
- (13) その他国に報告する事項

(立入調査等)

第6条 甲は、発電所〔もんじゅ〕の周辺環境または発電所〔もんじゅ〕従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙と協議し合意の上、丙に対して発電所〔もんじゅ〕の保守運営および廃止措置に関し報告を求め、または発電所〔もんじゅ〕に立入調査することができるものとする。

2 丙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。

3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。

(立入調査の同行)

第7条 甲は、前条第1項の立入調査を行う場合において、発電所〔もんじゅ〕の保守運営および廃止措置に起因して、地域住民の健康および生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、または著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、乙と協議し合意の上、甲が認めた地域住民の代表者を同行することができるものとする。

2 前条第3項の規定は、前項に規定する者について準用する。

(適切な措置)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙と協議し合意の上、国を通じ、または直接丙に対し適切な措置を講ずることを求めることができるものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による立入調査の結果、周辺環境または発電所〔もんじゅ〕従事者の安全を確保するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。

- (2) 事故または有事により放射性物質の放出のおそれがある場合で、周辺環境への被害を緊急に防止するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。
- (3) 他の原子力発電所で発生した事故の評価を踏まえ、発電所〔もんじゅ〕の周辺環境または発電所〔もんじゅ〕従事者の安全確保に著しい影響を及ぼすおそれがあり、直ちに特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。
- 2 丙は、前項の規定により必要な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもって速やかにこれに応じるとともに、その措置等について、甲に対して、適時報告しなければならない。

(損害の補償)

第9条 丙は、発電所〔もんじゅ〕の保守運営および廃止措置に起因して地域住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第10条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制を整備するものとする。

2 丙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

第11条 甲および丙は、公衆に対して、発電所〔もんじゅ〕に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、乙と事前に協議するものとする。

(連絡の方法)

第12条 丙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

(1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第4条第3号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。

(2) 第5条および前条に掲げる事項については、速やかに口頭又は電話（ファクシミリを含む。）で連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲乙丙協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第13条 甲乙丙は、相互の連絡を円滑に行うため、発受信責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第14条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙丙いずれからでもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲乙丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第15条 この協定書に定める事項について、疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成 4年 5月29日

平成18年 3月 1日 改定

平成18年10月31日 改定

平成28年 2月10日 改定

【締結者】

発電所名	甲	乙	丙
美浜発電所	敦賀市	美浜町	関西電力株式会社
敦賀発電所	美浜町	敦賀市	日本原子力発電株式会社
新型転換炉原型炉ふげん	美浜町	敦賀市	(独)日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ	美浜町	敦賀市	(独)日本原子力研究開発機構

(注) 高速増殖原型炉もんじゅに係る美浜町の相互立地隣接協定については下記のとおりとする。

1. [] は、〔高速増殖原型炉もんじゅ〕での表現。
2. 第5条（異常時における連絡）に、「ナトリウムが漏えいしたとき」を加え、全14号とする。

漁業協同組合連合会協定書

原子力発電所建設に対し、海洋汚染と漁業衰退を憂慮していた福井、石川、京都、但馬（兵庫県）、鳥取、島根の6府県漁協は、高浜発電所が営業運転を開始する際、同発電所の安全性の確認に関する確約書を関西電力㈱との間で取り交わし、その確約書に従い福井県漁連と京都府漁連は「建設計画に対する事前協議」「緊急時における措置および通報連絡」「温排水、環境放射能調査検討」「損害の補償」などを骨子とした「高浜原子力発電所に関する協定書」を昭和50年9月9日に締結した。

美浜発電所および大飯発電所についてもこの協定が準用されている。

また、敦賀発電所については、2号機増設計画に伴い福井県漁連と日本原子力発電㈱との間で、53年12月、漁連協定に準じた覚書を締結している。

高浜原子力発電所に関する協定書（漁連協定書）

福井県漁業協同組合連合会および京都府漁業協同組合連合会（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の高浜原子力発電所（以下「発電所」という。）の設置および保守運営に伴う漁業環境の保全と操業の安全確保等について、乙は重大な社会的責任を有するものであるとの認識のもとに次のとおり協定する。

（周辺環境の汚染防止と安全確保）

第1条 乙は、発電所の設置および保守運営にあたっては、関係法令等を遵守し、発電所から放出される温排水および放射性廃棄物による周辺環境の汚染防止と安全確保につとめ、甲およびその構成員である漁業者（漁業従事者を含む、以下同じ）に被害をおよぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。

（計画に対する事前協議）

第2条 乙は、発電所の増設または漁業に影響をおよぼす重大な現状変更を行う場合には、その計画について事前に甲と協議し理解を求めるものとする。

（燃料等の海上輸送計画に対する事前連絡）

第3条 乙は甲に対し、新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を海上輸送するときは、その輸送計画ならびに安全対策について事前に連絡するものとする。

（緊急時における措置および通報連絡等）

第4条 乙は、発電所から放出される温排水および放射性廃棄物により法規制を超えて周辺環境に放射能が漏洩したときは、直ちに適切な措置（発電所の運転停止を含む。）を講ずるとともに、甲に対し速やかに通報連絡するものとする。

2 前項において、運転を停止した場合の運転再開に当たって甲から立会いの要請があったときは、乙はこれに応ずるものとし、甲（甲、乙協議し指定する第三者を含む。）の立会いを通じて理解を求めるものとする。

3 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物の輸送により、法規制を超えて周辺環境に放射能が漏洩したときは、甲に対し速やかに通報連絡するものとする。

（温排水調査）

第5条 乙は、発電所から放出される温排水に関し、次の事項を実施して、その結果

を集約後10日以内に甲に報告するものとする。

(1) 内浦湾口部における海水温度の連続観測、ただし気象条件により観測が不可能な場合はこれを停止することがある。

(2) 内浦湾口部周辺の水温分布および流速の定期的実測。

(3) 内浦湾および内浦湾口部周辺における海草貝類等の生物相調査
(環境放射能調査)

第6条 乙は、環境放射能に関し、次の事項を実施して、その結果を甲に報告するものとする。

(1) 放水口水モニタによる放射性排水の放出状況の監視。

(2) 放水口付近を中心とした内浦湾の海水、海底土、海洋生物の定期的放射能測定。
(必要に応じて行う核種分析を含む。)

(調査結果の評価検討等)

第7条 前2条により乙が行う海況調査の方法、分析機関および調査結果の評価検討等具体的内容については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、前項の海況調査について、甲から共同して調査したい旨の申し出があったときは、これに応ずるものとする。

(温排水の利用等)

第8条 乙は、甲が行う温排水の実態等に関する調査研究ならびに水産資源の保護培養を目的とした温排水利用等の漁業振興策について、甲から協力を要請されたときは、誠意をもって協議し、これに協力するものとする。

(苦情の対応)

第9条 乙は、発電所の設置および保守運営に伴う環境の保全と安全確保について甲から苦情の申し出があったときは、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(損害の補償)

第10条 発電所の設置および保守運営に起因して、甲およびその構成員である漁業者に損害(漁業の荒廃を含む。)を与えた場合は、乙は誠意をもって補償するものとする。

2 乙は、前項の補償にあたっては、甲の調査の結果を尊重して解決にあたるものとする。

3 前項により解決困難な場合は、甲・乙協議のうえ公正な第三者の意見を求めて解

決するものとする。

(協定の改定)

第 11 条 この協定に定める事項を変更しようとするとき、もしくはこの協定に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

以上この協定締結の証として本書 3 通を作成し、記名押印のうえ甲・乙各 1 通を保有するものとする。

昭和 5 0 年 9 月 9 日

美浜原子力発電所に関する覚書

福井県漁業協同組合連合会を甲とし、関西電力株式会社を乙として、昭和50年9月9日付甲および京都府漁業協同組合連合会と乙の間に締結した「高浜原子力発電所に関する協定書」（以下「協定書」という。）に関連して、同日付乙から甲に提出した念書に基づき準用される協定書に付帯して、乙の美浜原子力発電所（以下「この発電所」という。）の設置および保守運営に伴う周辺環境の保全と安全確保等について、次のとおり覚書を交換する。

なお、この発電所に関して準用される協定書に「高浜原子力発電所」とあるのは、「美浜原子力発電所」に、協定書第5条および第6条に「内浦湾」または「内浦湾口部」とあるのは、「美浜海域」に読みかえ適用するものとする。

（関係法令等の説明）

第1条 協定書第1条に定める「関係法令」には、「福井県・美浜町および乙との間に締結した協定書」を含むものとする。

（通報連絡体制）

第2条 協定書第3条に定める事前連絡については、口頭説明するものとする。

2 協定書第4条第1項および第3項に定める通報連絡体制については、別紙1の要領により乙は甲に原則として電話連絡後、速やかに書面を持って連絡するものとする。

3 甲および乙は、前項の通報連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（温排水調査）

第3条 協定書第5条に定める温排水の観測調査の内容および方法は次のとおりとし、その測定結果は、別紙2～4の報告様式により集約の都度、乙は甲に報告するものとする。

（環境放射能調査）

第4条 協定書第6条に定める環境放射能の観測調査の内容および方法は次のとおりとし、その測定結果ならびに評価は、別紙5の様式により3ヵ月毎に集約のうえ、福井県原子力環境安全管理協議会終了後、乙は甲に報告するものとする。

（調査結果の評価検討等）

第5条 協定書第7条に定める海況調査の方法、分析機関および調査結果の評価検討等の具体的内容は次のとおりとする。

第1条 協定書第4条第2項の第三者の立会に要する費用および協定書第7条第2項の共同調査に要する費用は乙の負担とする。

(その他)

第2条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき、もしくは解釈に疑義を生じたとき、またはこの覚書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

以上この覚書交換の証として本書式通作成し、記名押印のうえ、甲・乙各壹通を保有するものとする。

昭和51年5月19日

甲 福井県漁業協同組合連合会
会 長 山 下 政 治

乙 関西電力株式会社
取締役社長 森 岡 俊 男

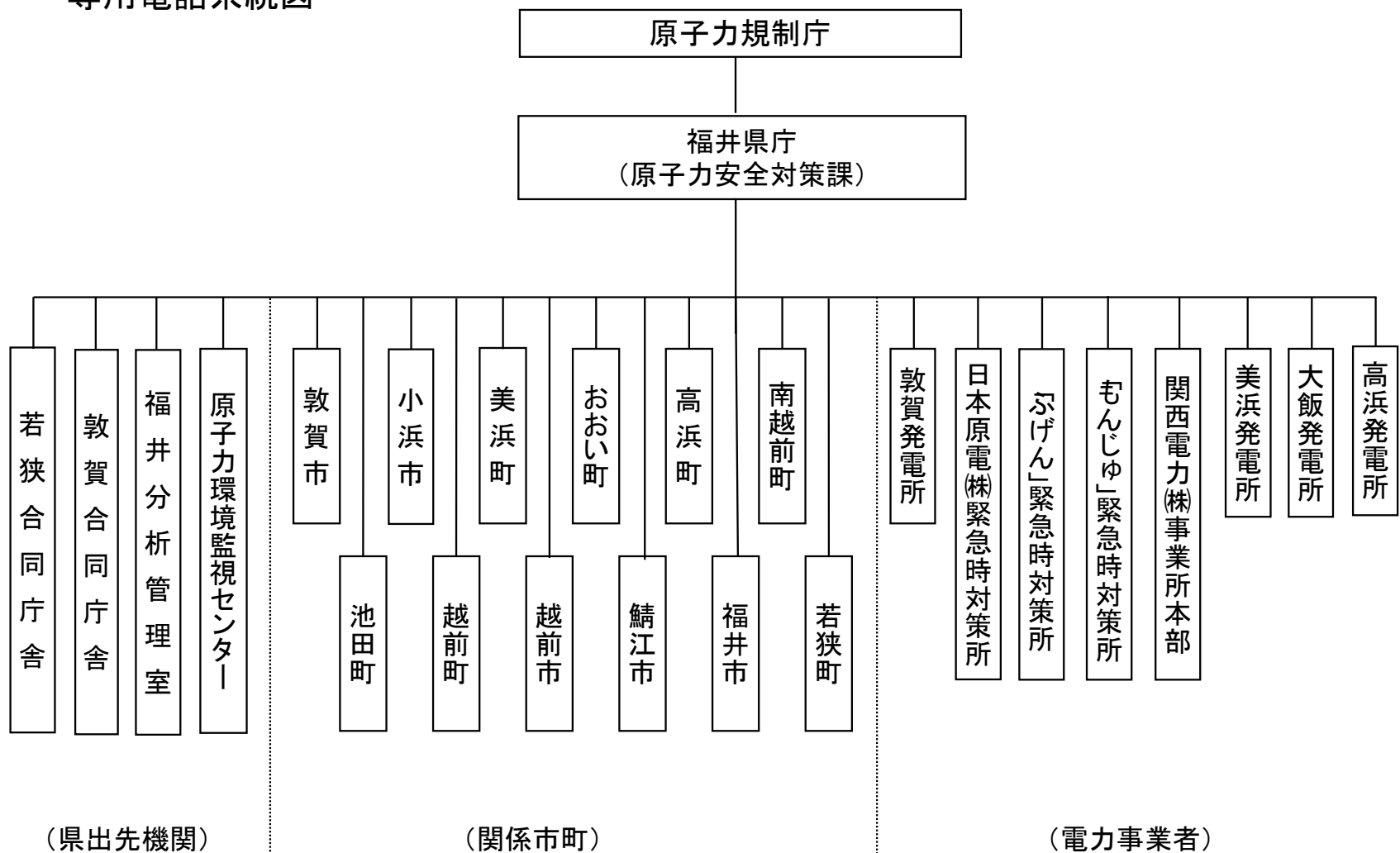
緊急時防災活動資機材一覧表

納入年度	区分	資機材名	個数	管理場所	備考
H16	防災活動資機材	ポケット線量計	6台	美浜町役場	ポケット線量計マイドーズミニPDM-112(アロカ製) 県NO1~6
H17	防災活動資機材	ポケット線量計	6台	美浜町役場	ポケット線量計マイドーズミニPDM-112(アロカ製) 県NO7~12
H18	防災活動資機材	ポケット線量計	24台	美浜町役場	ポケット線量計マイドーズミニPDM-112(アロカ製) 県NO13~36
H19	防災活動資機材	ポケット線量計	3台	美浜町役場	ポケット線量計マイドーズミニPDM-112(アロカ製) 県NO37~39
H24	防災活動資機材	ポケット線量計	41台	美浜町役場	PMD-122-SZ(アロカ製)
H27	防災活動資機材	ポケット線量計	90台	美浜町役場	ポケット線量計マイドーズミニPDM-222-VC(アロカ製) ※健康福祉課管理
H24	防護器具	防護マスク	80個	防災倉庫	直結式小型防毒マスク GM28(M)BT
H30	防護器具	防護マスク吸収缶	80組	防災倉庫	直結式小型吸収缶 CA-27L3/OV 160缶
H24	防護器具	感染症対策セット	80式	防災倉庫	防護服、防護メガネ、防護用手袋、シューズカバー
H12	サーベイメータ	放射線測定セット	1式	美浜町役場	電離箱2、GM管4、シンチレーション2、表面汚染検査1 ローテムRAM-DA2000
H24	サーベイメータ	サーベイメータ(ポケット含)	1台	美浜町役場	PDR-111(アロカ製)
H25	サーベイメータ	サーベイメータ(ポケット含)	1台	美浜町役場	PDR-111(アロカ製)
H25	サーベイメータ	簡易サーベイメータ	2台	美浜町役場	放射線サーベイメータ RDS-30
H25	サーベイメータ	簡易サーベイメータ	2台	西小学校	放射線サーベイメータ RDS-30
H25	サーベイメータ	簡易サーベイメータ	2台	中央小学校	放射線サーベイメータ RDS-30
H25	サーベイメータ	簡易サーベイメータ	3台	東小学校	放射線サーベイメータ RDS-30
H25	サーベイメータ	簡易サーベイメータ	3台	美浜中学校	放射線サーベイメータ RDS-30
H25	サーベイメータ	簡易サーベイメータ	1台	せせらぎ保育園	放射線サーベイメータ RDS-30
H25	サーベイメータ	簡易サーベイメータ	1台	みずうみ保育園	放射線サーベイメータ RDS-30
H25	サーベイメータ	簡易サーベイメータ	1台	あおなみ保育園	放射線サーベイメータ RDS-30
H27	サーベイメータ	サーベイメータ(低線量)	9台	美浜町役場	放射線サーベイメータ NaI TCS-172 ※健康福祉課管理
H25	サーベイメータ	サーベイメータ(高線量)	10台	美浜町役場	放射線サーベイメータ 電離箱 ICS-323-C
H5	広報用機器	ハンドスピーカー	4台	美浜町役場	TOA製拡声器(赤:箱入り)
H12	広報用機器	可搬式高出力拡声器	1台	美浜消防署	サウンドキャンマンバック1000
H14	広報用機器	移動用PAセット	1式	美浜町役場	TOA製:室内用拡声器
H22	広報用機器	移動用PAセット	1式	中央小学校	TOA製:室内用拡声器
H25	広報用機器	ハンドスピーカー	5台	防災倉庫	ER-371
H24	通信機器	衛星携帯電話	1台	美浜町役場	NTTドコモ ワイドスター (総務課壁取り付け)
R1	通信機器	ビジネスランシーパー(携帯型IP無線機)	17台	美浜町役場	SmartWave SK-5000(小型スピーカーマイク、イヤホン)
R2	通信機器	ビジネスランシーパー(携帯型IP無線機)	7台	美浜町役場	SmartWave SK-5000(小型スピーカーマイク、イヤホン)
R1	防災倉庫	原子力防災活動資機材用格納庫	1式	美浜消防署	フジストッカーFS-102型 長さ4000×幅2400×高さ2370
H20	情報処理機器	TV会議システム 他	1式	美浜町役場	PC、Webカメラ、ヘッドセット、TV会議システム、マイクフォン、40インチ液晶テレビ、ディスプレイ用移動スタンド、カメラスタンド
H21	情報処理機器	新衛星通信システム	1式	美浜町役場	EXPLIRFR 700
H23	情報処理機器	可搬式プロジェクター	1式	美浜町役場	エプソン
H12	防災活動支援機材	エアーマット	1式	美浜消防署	6×6×3用 4個組
H23	防災活動支援機材	発電機付投光器	1台	防災倉庫	ヤマハ EF2800 i SE /ハヤタ PHCX-505K
R2	防災活動支援機材	ワンタッチパーテーション	58式	菅浜公民館	幅2,000mm×高さ1,800mm×奥行2,000mm
H18	車両	資機材搬送車	1台	集中管理	ニッサンアトラス(垂直リフト付)(福井400せ47-22)
H19	車両	広報車	1台	集中管理	トヨタハイエース(福井300に32-41)
H27	車両	資機材搬送車	1台	集中管理	ニッサンセレナ(福井501ち81-26)
H28	車両	資機材搬送車	1台	集中管理	トヨタローラフィールダー(福井501て352)
H29	車両	災害弱者搬送車両	2台	集中管理	トヨタヴォクシー(福井501と3738)(福井501と3739)

購入年度	品目	型番・使用等	丹生介護 予防センター	竹波防災 センター	山東公民館 菅浜分館	東部診療所	美浜東 小学校	山上農村 婦人の家	美浜中央 小学校	美浜西 小学校	消費期限・ 使用期限等
H28	保存用蒸留水	エマーゼンシーウォーター 7年保存水 500ml×24本/箱					16箱				R6.8
R1	保存用蒸留水	純天然アルカリ保存水 7年保存 500ml×24本/箱 ※丹生、竹波、東部、東小分は菅浜分館2階教室倉庫に保管	40箱	40箱	29箱	36箱	86箱	48箱			R9.7
R2	保存用蒸留水	純天然アルカリ保存水 7年保存 500ml×24本/箱 ※丹生、竹波、東部、東小分は菅浜分館2階教室倉庫に保管	40箱	40箱	29箱	36箱	86箱	40箱	257箱		R10.2 R10.7
R3	保存用蒸留水	純天然アルカリ保存水 7年保存 500ml×24本/箱 ※山上分以外は北西郷公民館2階教室倉庫に保管	60箱	60箱	43箱	59箱	86箱	40箱	103箱		R11.3
R4	保存用蒸留水	ナチュラルミネラルウォーター 12年保存 500ml×24本/箱						12箱		364箱	R16.6
R1	災害用レトルト食品セット	非常食セットA(3食分) 10セット/箱 ※丹生、竹波、東部、東小分は菅浜分館2階教室倉庫に保管	8箱	8箱	6箱	8箱	18箱				R7.6
R1	災害用レトルト食品セット	非常食セットB(3食分) 10セット/箱									R7.6
R1	災害用レトルト食品セット	非常食セットC(3食分) 10セット/箱 ※丹生、竹波、東部、東小分は菅浜分館2階教室倉庫に保管	8箱	8箱	6箱	8箱	18箱				R7.6
R2	災害用レトルト食品セット	非常食セットA(3食分) 10セット/箱 ※丹生、竹波、東部、東小分は菅浜分館2階教室倉庫に保管	8箱	8箱	6箱	8箱	18箱		41箱		R8.1 R8.5
R2	災害用レトルト食品セット	非常食セットB(3食分) 10セット/箱 ※丹生、竹波、東部、東小分は菅浜分館2階教室倉庫に保管	8箱	8箱	6箱	8箱	18箱		41箱		R8.3 R8.5
R2	災害用レトルト食品セット	非常食セットC(3食分) 10セット/箱						21箱			R8.5
R3	災害用レトルト食品セット	非常食セットB(3食分) 10セット/箱 ※北西郷公民館2階教室倉庫に保管	8箱	8箱	6箱	8箱	18箱				R8.12
R3	災害用レトルト食品セット	非常食セットC(3食分) 10セット/箱 ※山上分以外は北西郷公民館2階教室倉庫に保管	8箱	8箱	6箱	8箱	18箱		21箱		R9.1
R4	災害用レトルト食品セット	非常食セットA(3食分) 10セット/箱						16箱		63箱	R9.12 R10.3
R4	災害用レトルト食品セット	非常食セットB(3食分) 10セット/箱						16箱		42箱	R10.1 R10.4
R4	災害用レトルト食品セット	非常食セットC(3食分) 10セット/箱						16箱		42箱	R10.1 R10.4
R3	ライスクッキー いちご味	8枚/袋 48袋/箱 ※山上分以外は北西郷公民館2階教室倉庫に保管	2箱	2箱	2箱	2箱		2箱	5箱		R9.3
R3	ひだまりパン プレーン味	36個/箱 ※山上分以外は北西郷公民館2階教室倉庫に保管	3箱	3箱	2箱	3箱		3箱	6箱		R9.3
R3	ひだまりパン メープル味	36個/箱 ※山上分以外は北西郷公民館2階教室倉庫に保管	2箱	2箱	2箱	2箱		2箱	6箱		R9.3
R4	ライスクッキー いちご味	8枚/袋 48袋/箱					4箱				R9.3
R4	ひだまりパン プレーン味	36個/箱					5箱				R9.3
R4	ひだまりパン メープル味	36個/箱					5箱				R9.3
—	災害用食器セット	災害用食器セット 100人用 H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、H28(東小)、R1~3(山上)、R2(中小)、R4(西小)	3箱	3箱	2箱	3箱	6箱	7箱	11箱	15箱	
—	災害用食器セット	災害用食器セット 100人用 ※菅浜分館2階教室倉庫に保管、()分は北西郷公民館2階教室倉庫に保管	4箱	4箱	4箱	4箱	8箱		(5箱)		
—	バック毛布	難燃エコ・織毛布 1.3kg×10枚/箱 H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、H28(東小)、R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)	8箱	8箱	6箱	8箱	5箱	8箱	21箱	21箱	
—	エコクイックマット	10枚/箱 H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、H28(東小)、R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)	8箱	6箱	6箱	8箱	5箱	8箱	21箱	21箱	
—	紙おむつ(幼児用)	さらさらエアースルー Lサイズ 54枚/袋 H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、R4(西小)	2袋	1袋	2袋	2袋				4袋	
—	紙おむつ(幼児用)	さらさらエアースルー Mサイズ 64枚/袋 (テープ) R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)						4袋	4袋	4袋	
—	紙おむつ(幼児用)	さらさらエアースルー Sサイズ 82枚/袋 (テープ) R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)						4袋	4袋	4袋	
—	紙おむつ(大人用)	D-ソックスリガード M~L 18枚/袋 H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、H28(東小)	9袋	2袋	11袋	2袋	2袋				
—	紙おむつ(大人用)	アテント 長時間サラサラパンツ L~LLサイズ、18枚/袋 R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)						6袋	6袋	6袋	
—	紙おむつ(大人用)	アテント 長時間サラサラパンツ M~Lサイズ、20枚/袋 R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)						6袋	6袋	6袋	
—	紙おむつ(大人用)	アテント 長時間サラサラパンツ Sサイズ、20枚/袋 R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)						6袋	6袋	6袋	
—	スケートイレ	非常用排便収納袋スケートイレ 100回分/箱 H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)	8箱	8箱	6箱	7箱		10箱	25箱	25箱	R8、R12 R13、R15
—	四つ折りストレッチャー	強化アルミ製 H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)	1台	1台	1台	1台		1台	1台	1台	
—	災害用車いす	最大積載量100kg H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)	1台	1台	1台			1台	1台	1台	
—	救急箱	約50人用 H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、H28(東小)	1箱	1箱	1箱		1箱				
—	ポータブルスロープ	耐荷重300kg H27(菅浜)、R1(山上)			1台			1台			
H27	LED/バルーン投光器	総重量約25.6kg			1台						
	台車	レスキューキャリア(折畳式) 積載荷重300kg R2(中小)、R4(西小)							1台	1台	
—	衛星携帯電話	NTTdocomo社製 ワイドスターII H26(丹生、菅浜)、H28(竹波)	1台	1台	1台						
—	積算線量計	D-シャトル 測定範囲0.1μSv~99.9999mSv 表示器含む H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、H28(東小)、R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)	2台	3台	1台	2台	2台	2台	2台	2台	
H27	GM管式汚染サーベイメータ	TGS-146B ケース入り	1台	1台	1台	1台					
—	GM管式汚染サーベイメータ	RadEye B20J ケース入り H28(東小)、R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)					1台	1台	1台	1台	
—	全身化学防護服セット	感染症対策セットV-D 20セット/箱 H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、H28(東小)、R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)	4箱	4箱	3箱	4箱	9箱	1箱	1箱	1箱	
—	ペーパータオルシート	100枚/束 50束/箱 H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、H28(東小)、R1(山上)、R2(中小)、R4(西小)	4箱	4箱	3箱	4箱	9箱	2箱	5箱	5箱	
—	ダスクヤッチ	40枚/箱 H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、H28(東小)	1箱	1箱	1箱	1箱	1箱				
—	カートンボックス	口外径φ240H288.5mm H27(丹生、竹波、菅浜、東部)、H28(東小)	1箱	1箱	1箱	1箱	1箱				

2-5-2

専用電話系統図



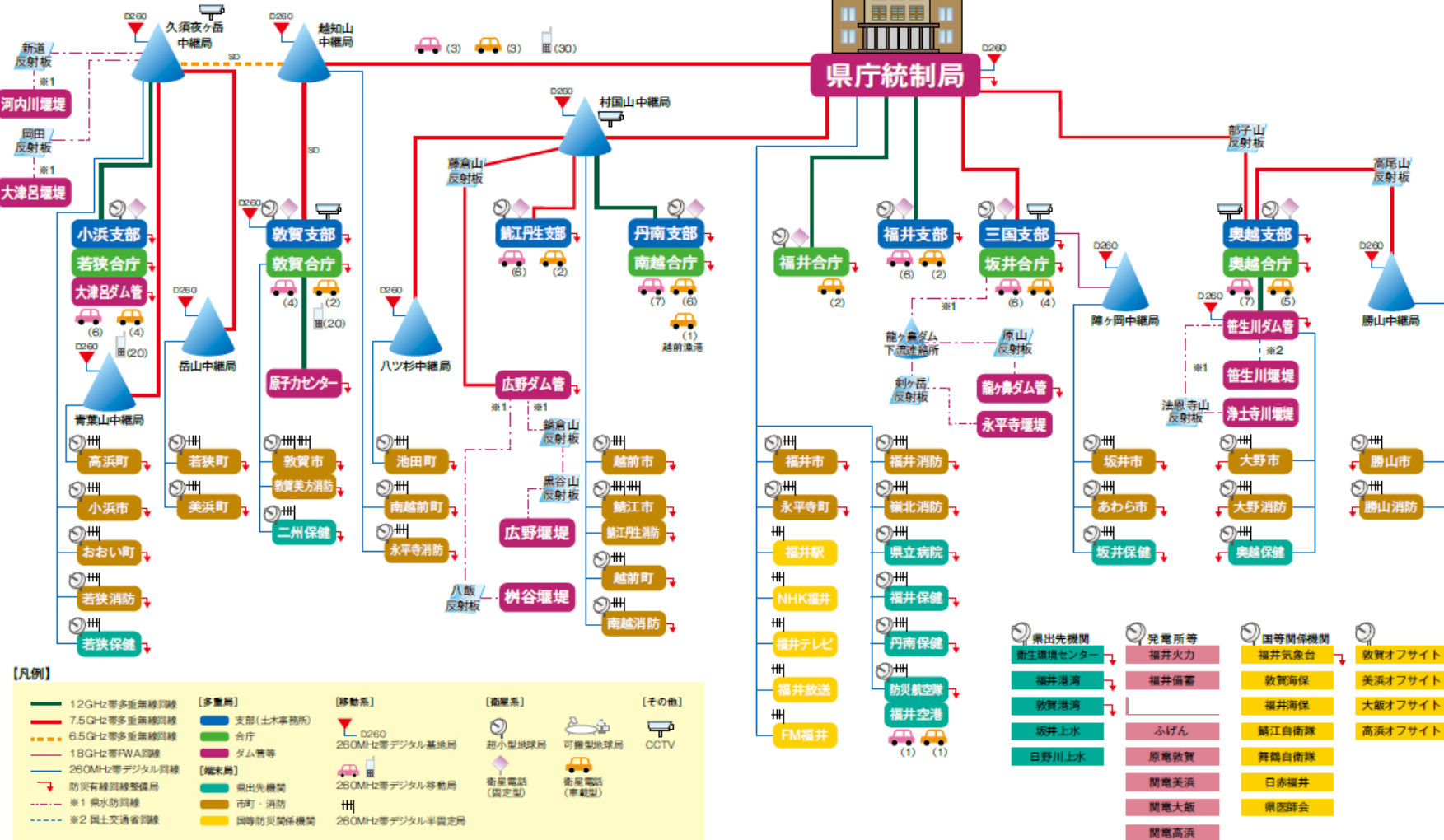
原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）専用電話番号一覧表

電 話 番 号		設 置 場 所
通話用	F A X	
215～218	IP - FAX	県 原子力安全対策課 (10F)
214	—	県 危機対策・防災課 (10F)
213	—	県 総合防災センター (災害対策本部) (10F)
212	—	県 安全環境部長 (10F)
331・332	IP - FAX	県 原子力環境監視センター
311～313	〃	県 原子力環境監視センター (福井分析管理室)
321・322	〃	県 若狭合同庁舎 嶺南振興局 (若狭県民サービス室)
341・342	〃	県 敦賀合同庁舎 嶺南振興局 (二州県民サービス室)
411・412	IP - FAX	敦賀市役所 (危機管理対策課)
421・422	〃	小浜市役所 (生活安全課)
431・432	〃	美浜町役場 (エネルギー政策課 防災・原子力対策室)
441・442	〃	高浜町役場 (防災安全課)
451・452	〃	おおい町役場 (防災安全課)
461・462	〃	南越前町役場 (総務課防災安全室)
711・712	〃	福井市役所 (危機管理課)
721・722	〃	越前市役所 (防災危機管理課)
731・732	〃	鯖江市役所 (防災危機管理課)
741・742	〃	越前町役場 (防災安全課)
751・752	〃	池田町役場 (総務財政課)
761・762	〃	若狭町役場 (環境安全課防災対策室)
511	IP - FAX	日本原子力発電(株) 敦賀発電所 (災害対策本部) (総務課)
521	〃	(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉 もんじゅ (緊急時対策室) (技術課)
531	〃	新型転換炉原型炉 ふげん (緊急時対策所) (技術課)
541	〃	敦賀本部 (緊急時対策所)
551	〃	関西電力(株)原子力事業本部 (発電グループ)
561	〃	〃 美浜発電所 (緊急時対策所) (技術課)
571	〃	〃 大飯発電所 (緊急時対策所) (技術課)
581	〃	〃 高浜発電所 (緊急時対策所) (技術課)

電 話 番 号		設 置 場 所
通話用	F A X	
350～358	IP - FAX	敦賀原子力防災センター
350・351	〃	県現地対策本部
352	〃	県警察
353	〃	敦賀美方消防組合
357	〃	緊急医療対策本部
439	〃	美浜町現地対策本部
419	〃	敦賀市現地対策本部
469	〃	南越前町現地対策本部
360～368	〃	美浜原子力防災センター
360・361	〃	県現地対策本部
362	〃	県警察
363	〃	敦賀美方消防組合
367	〃	緊急医療対策本部
438	〃	美浜町現地対策本部
418	〃	敦賀市現地対策本部
370～378	〃	大飯原子力防災センター
370・371	〃	県現地対策本部
372	〃	県警察
373	〃	若狭消防組合
377	〃	緊急医療対策本部
449	〃	高浜町現地対策本部
459	〃	おおい町現地対策本部
429	〃	小浜市現地対策本部
380～388	〃	高浜原子力防災センター
380・381	〃	県現地対策本部
382	〃	県警察
383	〃	若狭消防組合
387	〃	緊急医療対策本部
448	〃	高浜町現地対策本部
458	〃	おおい町現地対策本部
426	〃	小浜市現地対策本部

福井県防災情報ネットワーク回線構成図

(令和4年4月時点)



防災行政無線電話番号一覧表

設 置 場 所		無線電話番号	FAX 番号 (衛星系のみ)
県 関 係	総合防災センター（災害対策本部）（10F）	170～171	172
	危機対策・防災課（10F）※	(610)2171, 2173	
	原子力安全対策課（10F）※	(610)2351～7	
	原子力安全対策課長（10F）※	(610)2350	
	ファクシミリ室（原子力安全対策課）（6F）※	(610)2356	
	安全環境部長（10F）※	(610)2300	
	原子力環境監視センター	(820)02	(820)60
	原子力環境監視センター（福井分析管理室）	(400)1-153	
	若狭合同庁舎（嶺南振興局若狭企画振興室）	(790)5455	(790)5210
	敦賀合同庁舎（嶺南振興局二州企画振興室）	(780)5215	(780)5219
	二州健康福祉センター（地域支援室）	(407)2	(407)5
	若狭健康福祉センター（地域支援室）	(408)2	(408)5
	丹南健康福祉センター（地域支援室）	(405)2	(405)5
	敦賀港湾事務所（総務課）	(413)1-10	(413)5
国	敦賀海上保安部	453	(453)2
自 治 体	敦賀市役所（危機管理対策課）	(301)1-193	(301)5
	越前市役所（防災安全課）	(302)1-2304	(302)5
	小浜市役所（生活安全課）	(303)1-472	(303)5
	美浜町役場（エネルギー政策課）	(330)1-233	(330)5
	若狭町役場（環境安全課）	(329)1-2501	(329)5
	高浜町役場（防災安全課）	(333)1-4001	(333)5
	おおい町役場（防災安全課）	(334)1-212	(334)5
	南越前町役場（防災安全室）	(320)1-231	(320)5
消 防	敦賀美方消防組合消防本部（防災司令課）	(356)1-113	(356)5
	南越消防組合消防本部（指令情報課）	(355)1-342	(355)5
	若狭消防組合消防本部（情報指令課）	(357)1-235	(357)5
事 業 者	日本原電(株) 敦賀発電所（総務課）	459-2	
	原子力機構 新型転換炉原型炉ふげん	463-2	(管理課)
	原子力機構 高速増殖原型炉もんじゅ	464-2	
	関西電力(株) 美浜発電所（所長室）	460-2	(管理課)
	関西電力(株) 高浜発電所（所長室）	461-2	
	関西電力(株) 大飯発電所（所長室）	462-2	

【掛け方】

- 庁内内線電話から他局へ発信する場合は、地上系は最初に“92”を、衛星系は最初に“91”をダイヤルし、続けて無線電話番号をダイヤルすること。
- ※印の局へ衛星系から発信する場合は、最初の“92”の後に“111”をダイヤルし、続けて無線電話番号をダイヤルすること。
- FAX送信は、衛星系を使用すること。

衛星携帯電話配備状況

No.	種 別	電話番号 (対外秘)	配置計画
1	アイサットフォン	870-7763-97407	災害対策本部 (役場)
2	ワイドスターII	080-2962-6394	災害対策本部 ※総務課柱設置
3	イリジウム	881-6234-37209	災害対策本部 (役場)
4	アイサットフォン	870-7763-97408	現地対策本部 (OFC)
5	ワイドスターII	090-3299-9488	現地対策本部 (OFC) ※一般防災機材
6	イリジウム	881-6234-37210	現地対策本部 (OFC)
7	ワイドスターII	080-1950-5774	丹生一時退避施設
8	ワイドスターII	080-8999-5264	竹波一時退避施設
9	ワイドスターII	080-1950-5164	菅浜一時退避施設
10	ワイドスターII	080-1950-5908	原子力広報車※エクストレイル設置
11	アイサットフォン	870-7767-50090	災害対策本部 (役場)
12	アイサットフォン	870-7767-50091	災害対策本部 (役場)
13	アイサットフォン	870-7767-50092	災害対策本部 (役場)
14	アイサットフォン	870-7763-58152	災害対策本部 (役場)

※衛星携帯電話発受信方法

<アイサットフォンからの発信>

- アイサットフォン (00-870-〇〇〇〇-△△△△)
- イリジウム (00-881-××××-□□□□)
- 固定電話 (0081-市外局番 [最初の0は不要] -局番-番号)
- 個人携帯 (0081-携帯番号 [最初の0は不要])

<アイサットフォンへの発信>

- ← イリジウム (00-870-〇〇〇〇-△△△△)
- ← 固定電話 (010-870-〇〇〇〇-△△△△)
- ← 個人携帯 ((0を長押し)-870-〇〇〇〇-△△△△)

<イリジウムからの発信>

- アイサットフォン (00-870-〇〇〇〇-△△△△)
- イリジウム (881-××××-□□□□)
- 固定電話 (0081-市外局番 [最初の0は不要] -局番-番号)
- 個人携帯 (0081-携帯番号 [最初の0は不要] 【例 090→90】)

<イリジウムへの発信>

- ← アイサットフォン (00-881-××××-□□□□)
- ← 固定電話 (010-881-××××-□□□□)
- ← 個人携帯 ((0を長押し)-881-×××・・・・□□)

<ワイドスターII> 地上系携帯電話と同様

2-5-2

有線放送施設

名称	所在地	電話番号	利用世帯
美方ケーブルネットワーク(株) 〔MMネット〕	美浜町久々子31-2-1	(0770) 32-3400	美浜町 全世帯

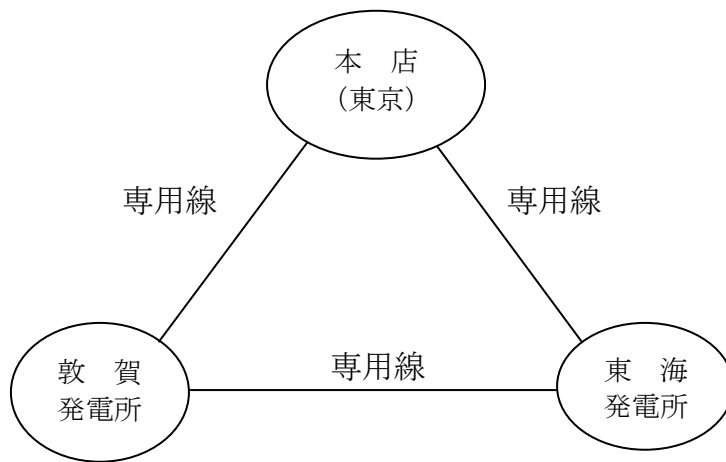
原子力発電所通信施設

第1 日本原子力発電（株）

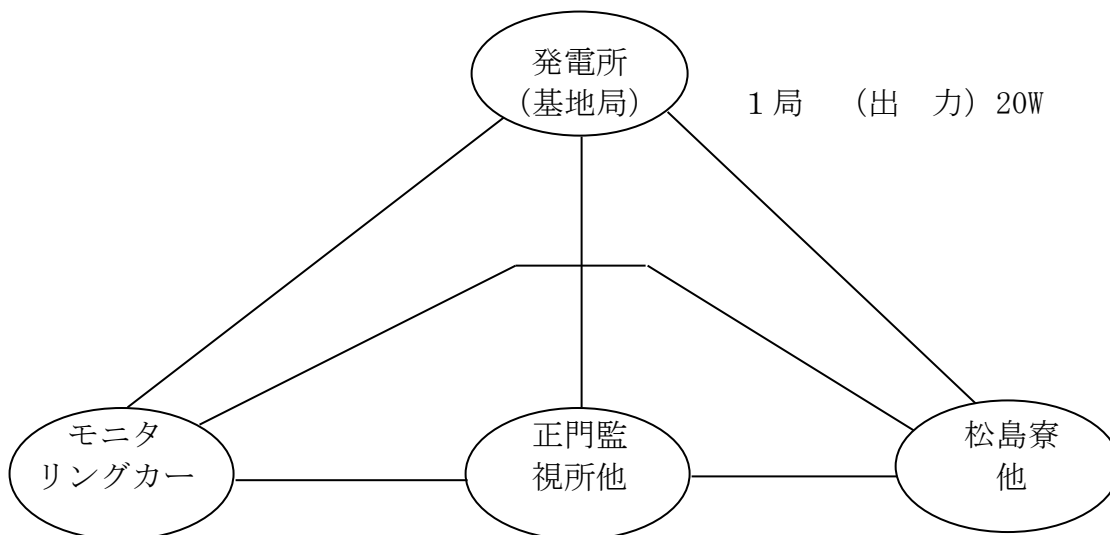
1 敦賀発電所と他の機関を結ぶ事故時に有用なN T T回線数…………… 17回線

2 社内通信施設

(1) 敦賀発電所・本店・東海発電所間を結ぶ専用回線



(2) 敦賀発電所を基地局とする無線通信施設



(携帯型)
4局 (出力) 2W

(携帯型)
32局 (出力) 1W

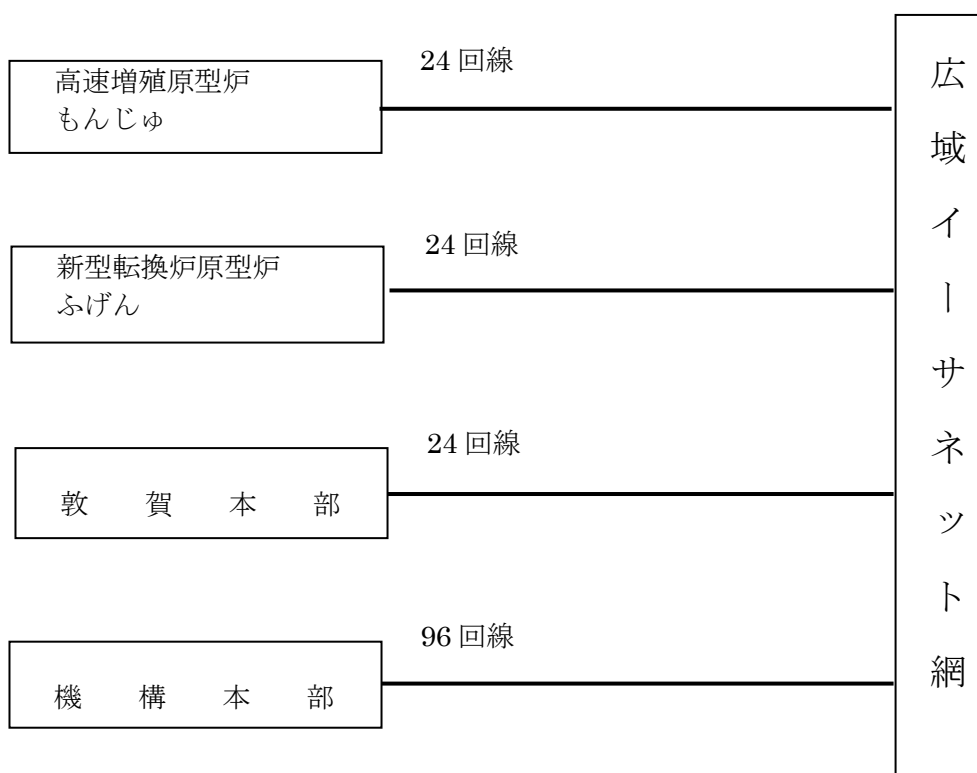
第2 (国研) 日本原子力研究開発機構

1 各所内と他の機関を結ぶ事故時に有用なNTT回線数

新型転換炉原型炉 ふげん	12回線
高速増殖原型炉 もんじゅ	11回線

2 機構内通信施設

(1) ふげん、もんじゅ、敦賀本部および機構本部間を結ぶ専用回線

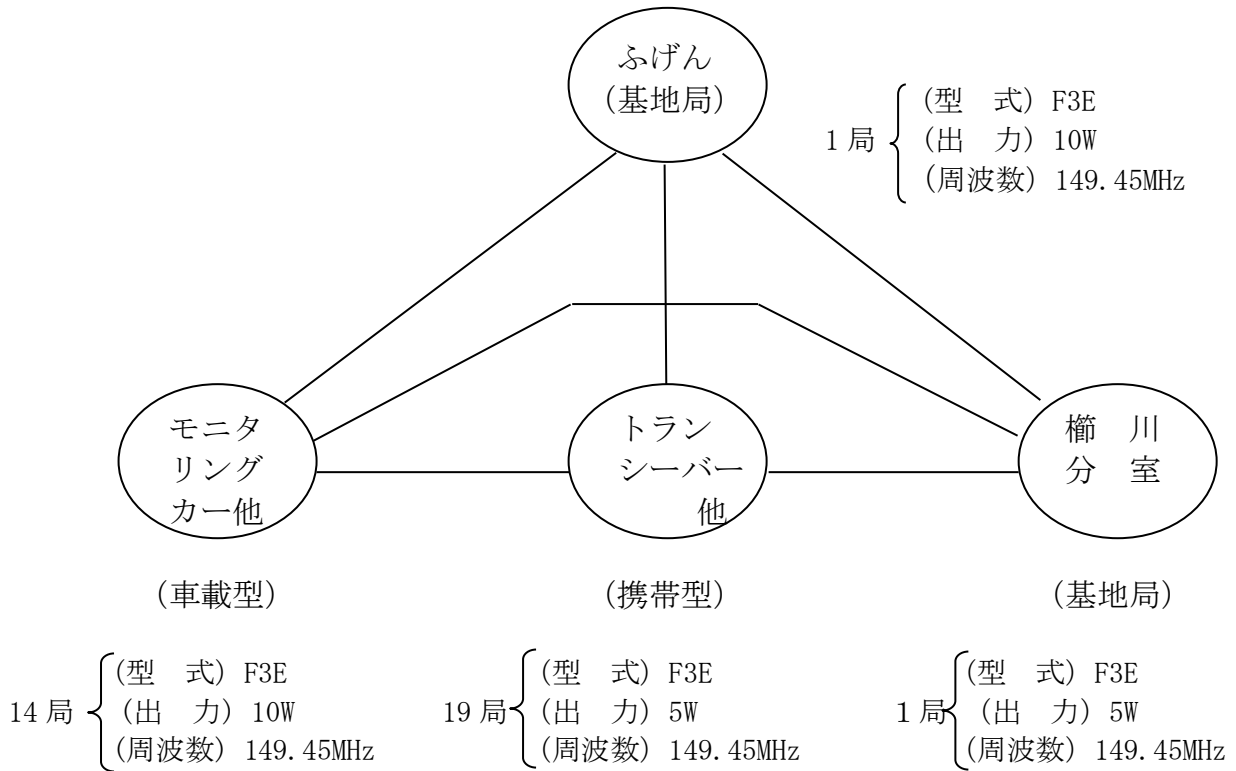


(2) 所内電話(固定式、移動式(PHS))およびページング

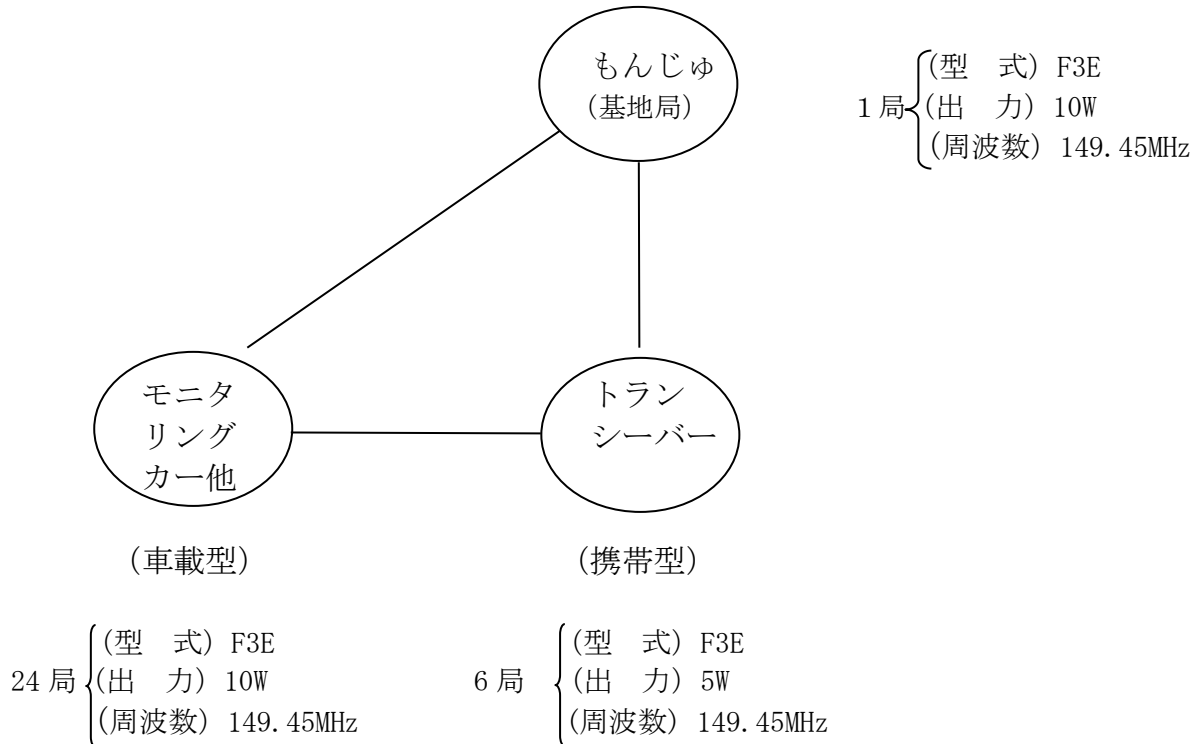
	所内電話	PHS	ページング
新型転換炉原型炉 ふげん	約50台	約270台	約150台
高速増殖原型炉 もんじゅ	約150台	約800台	約200台

3 無線通信施設

(1) 新型転換炉原型炉（ふげん）を基地局とする無線通信施設



(2) 高速増殖原型炉（もんじゅ）を基地局とする無線通信施設



第3 関西電力（株）

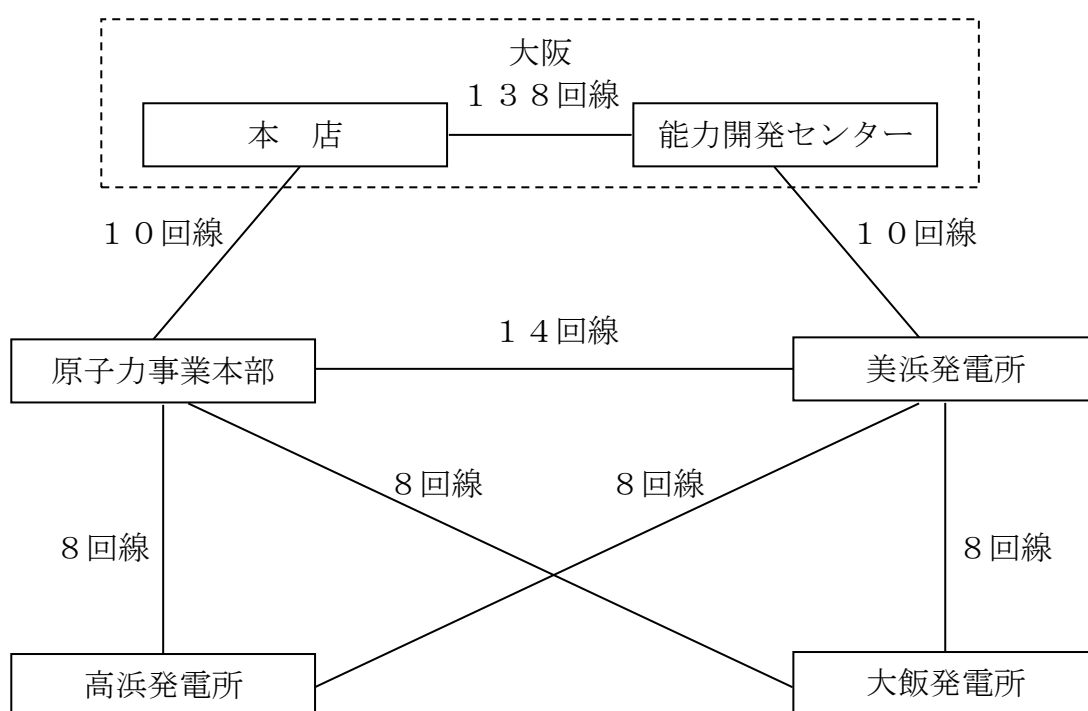
1 各発電所と他の機関を結ぶ事故時に有用なNTT回線数

	美浜発電所	高浜発電所	大飯発電所
電話回線	22回線 (18回線)	37回線 (17回線)	26回線 (19回線)
FAX回線	1回線	1回線	1回線

※（ ）内の回線数は、事故時に有用な電話回線数のうち、緊急時対策所で使用できる電話回線数を示す。

2 社内通信施設

(1) 美浜、高浜、大飯各発電所、本店および原子力事業本部間を結ぶ専用回線

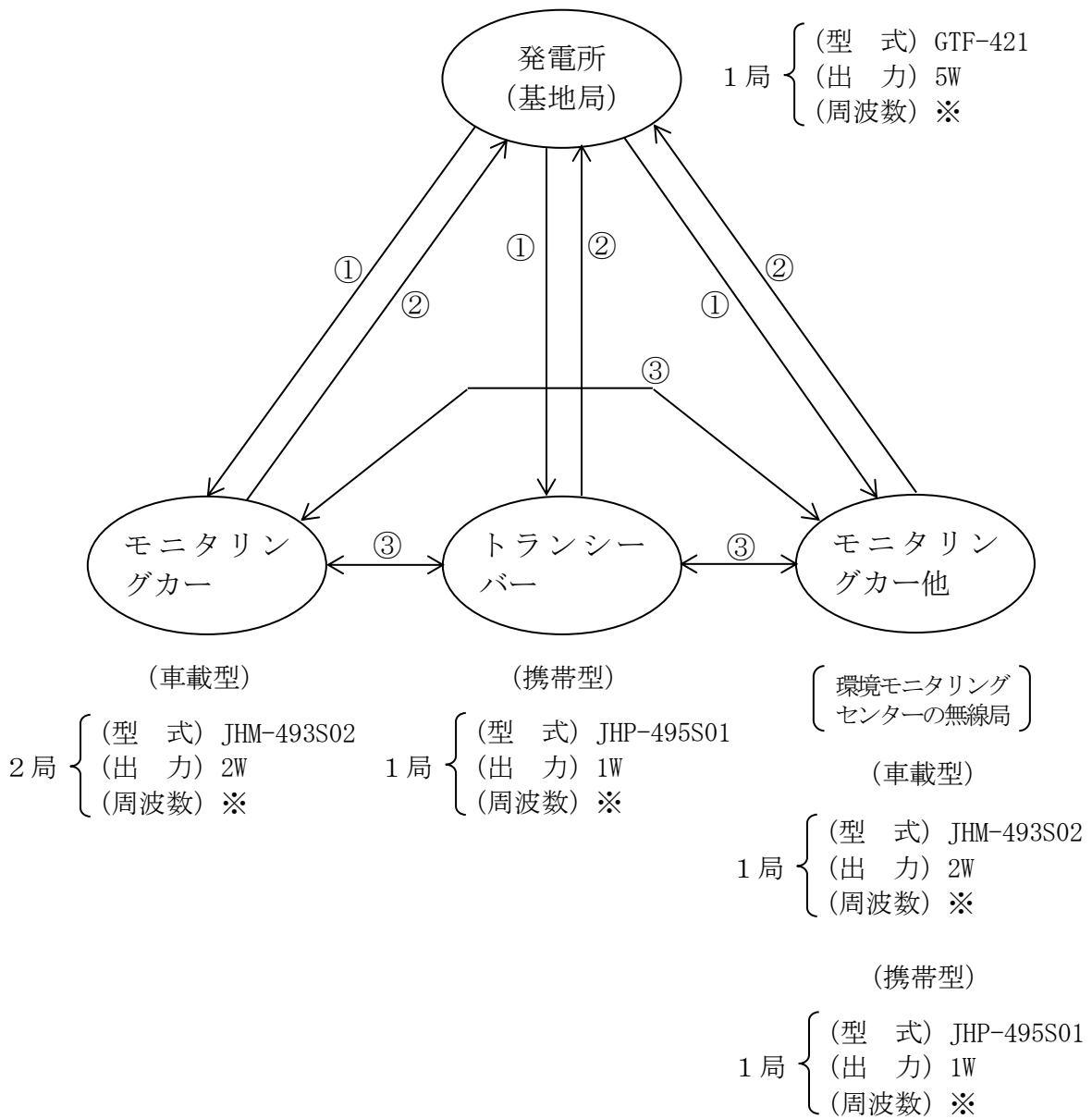


(2) 発電所内社内電話、ページング

	美浜発電所	高浜発電所	大飯発電所
社内電話	約650台	約700台	約870台
ページング	約300台	約460台	約590台

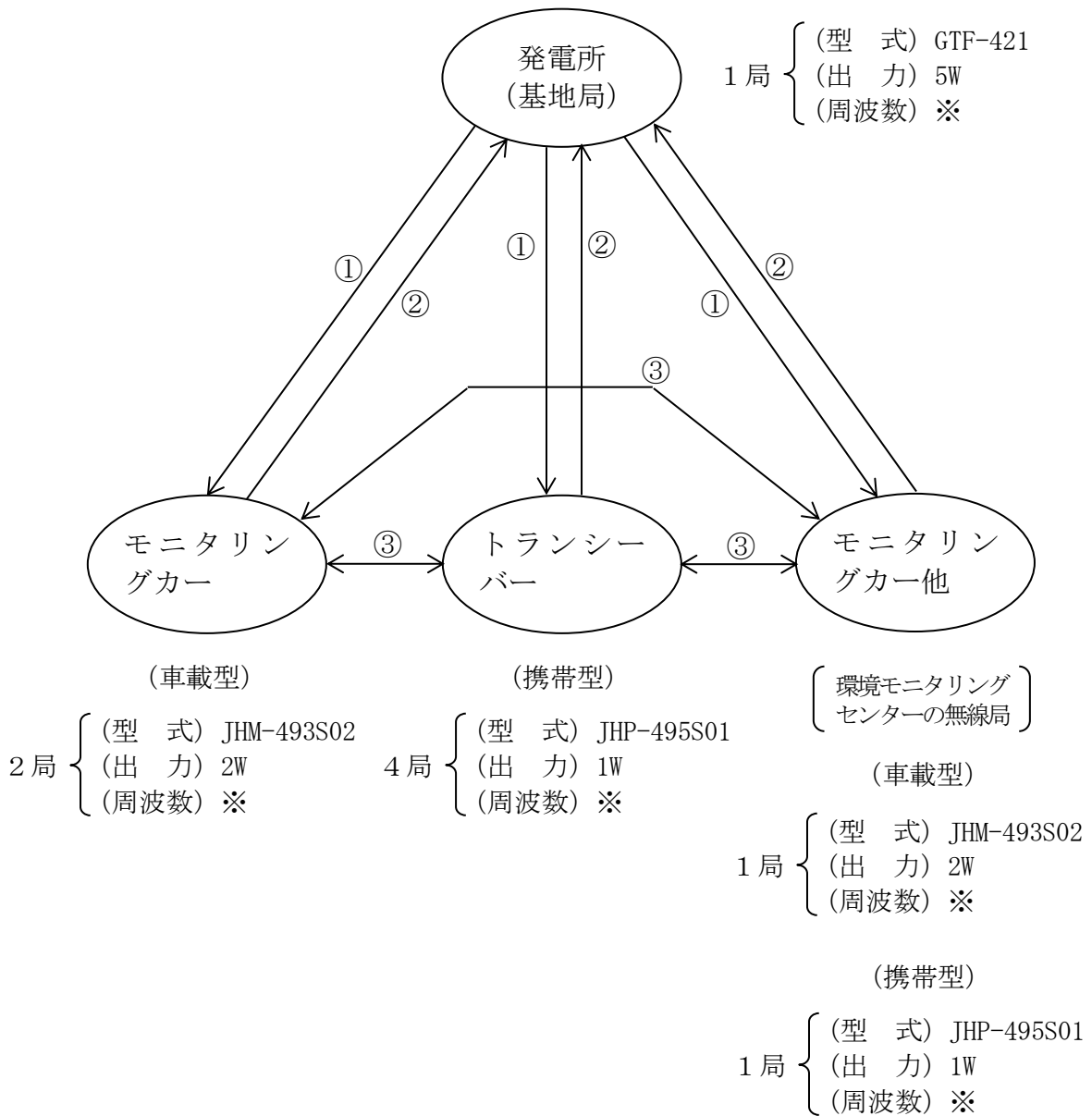
3 無線通信施設

(1) 美浜発電所を基地局とする無線通信施設



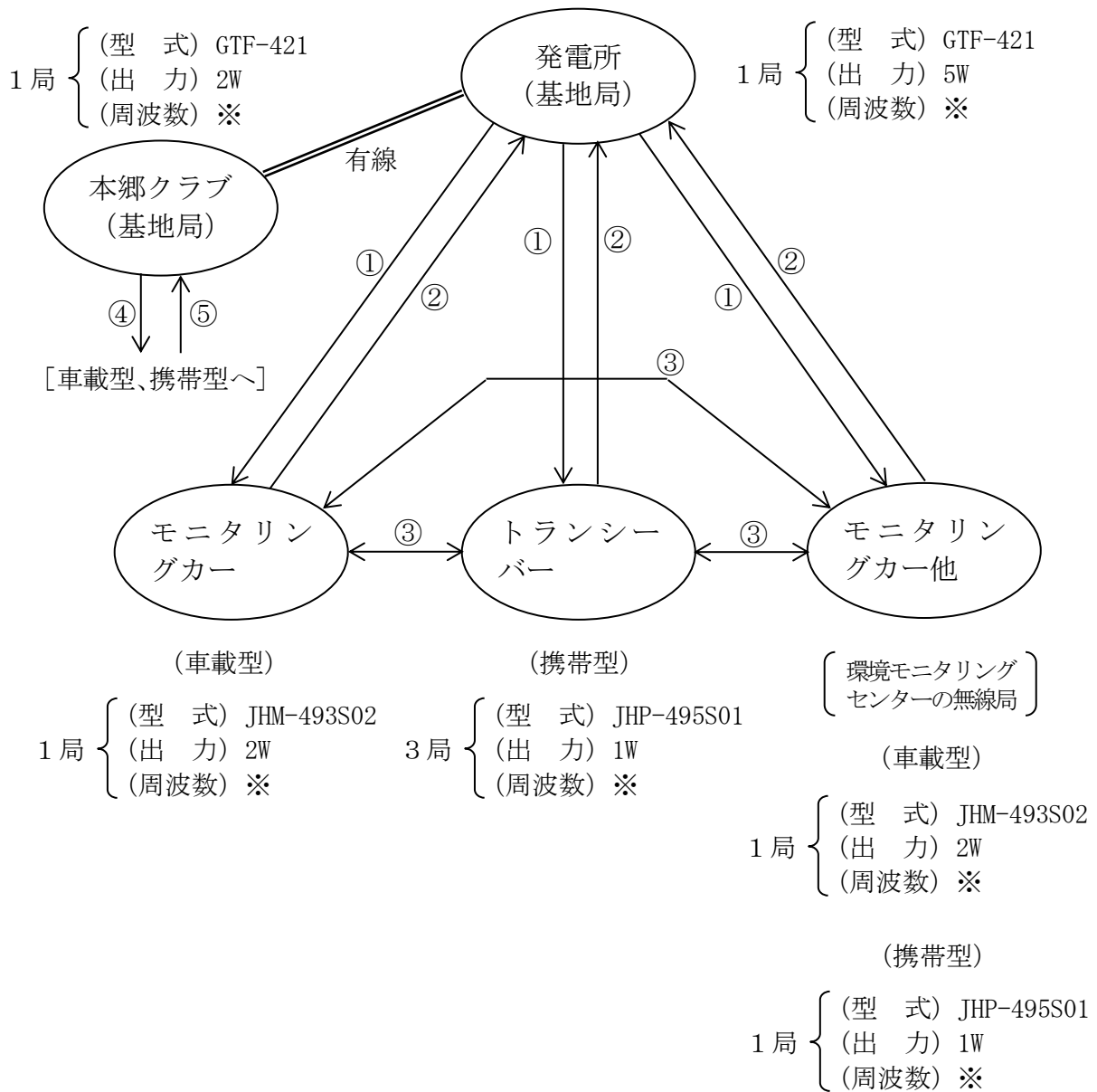
※ (周波数) ① 384.78750MHz
 ② 366.78750MHz
 ③ 365.66250MHz

(2) 高浜発電所を基地局とする無線通信施設

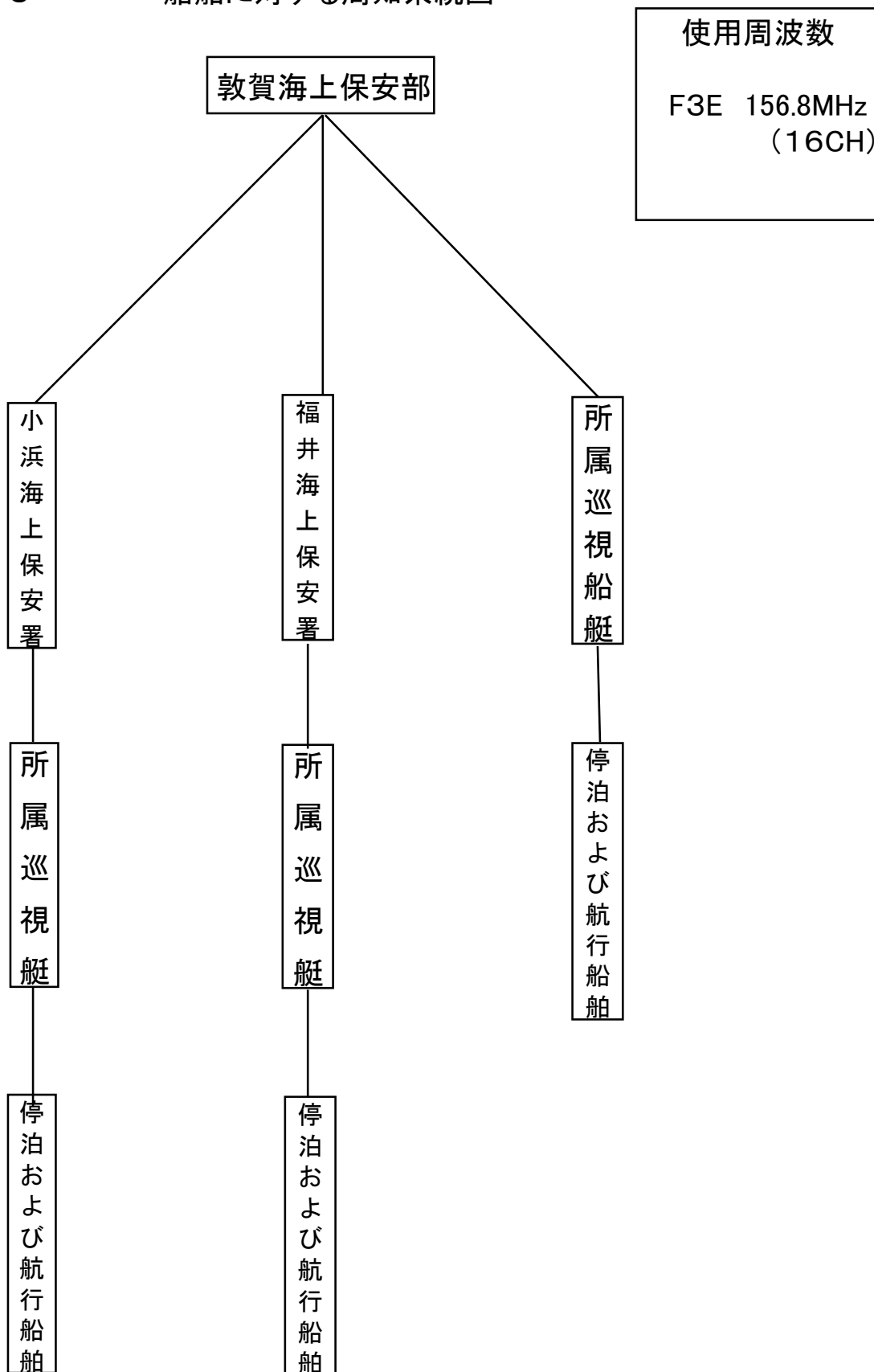


※ (周波数) ① 384.68125MHz
 ② 366.68125MHz
 ③ 365.66250MHz

(3) 大飯発電所を基地局とする無線通信施設



- ※ (周波数) ① 384.77500MHz
 ② 366.77500MHz
 ③ 365.66250MHz
 ④ 384.70000MHz
 ⑤ 366.70000MHz



病院診療所一覧

(おおむね30km範囲のもの)

R5.4現在

(関西電力㈱美浜発電所関係)

施設名	所在地	原子力発電所からの位置		診療科目	ベット数	電話番号	備考
		方位	距離				
美浜町東部診療所	美浜町山上1-8-1	南	8.67	内科 小児科 外科 皮膚科 消化器内科 整形外科	0	(0770)37-2911	
関西電力㈱美浜発電所 健康管理室	美浜町丹生66号川 坂山5-3	北	1.24	内科	0	(0770)39-1111	
美浜町丹生診療所	美浜町丹生37-25-1	北	1.17	一般内科	0	(0770)39-1301	
関電プラント㈱美浜事業所 健康管理室	美浜町丹生61東島5	北	1.24	内科	0	(0770)39-1221	
田辺整形外科医院	美浜町郷市13-5-1	南西	11.32	整形外科 リハビリテーション科	0	(0770)32-5880	
関根クリニック	美浜町興道寺8-37	南西	11.78	内科 外科 アレルギー科 麻酔科 消化器科	0	(0770)32-2200	
浅妻内科	美浜町大藪42-33	南西	13.04	内科 循環器科 小児科	0	(0770)32-3355	
さわい皮ふ科 クリニック	美浜町興道寺8-38-2			皮膚科	0	(0770)32-0301	

美浜町原子力災害対策本部等運営要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、美浜町原子力防災計画第3章第2節第4の規定に基づき、美浜町原子力災害対策本部等（以下「本部」という。）の運営に関し、原子力災害の特殊性に鑑み、防災対策に必要な体制を確立し、防災に関してとるべき措置を定め、原子力災害行政の総合的かつ計画的な遂行により、住民の安全を図ることを目的とする。

(組織及び事務分掌)

第2条 原子力防災に対し、各課（局、室）の事務分掌を明確にして、相互の緊急な連携と協力体制のもと災害対策を迅速かつ適切に遂行するため、本部の組織及び事務分掌は別表第1のとおりとする。

2 各課（局、室）長は、相互の分掌事務を処理するため、課員に徹底しなければならない。

第2章 動 員 配 備

(動員配備の基準)

第3条 放射性物質の放出による被害を最小限に防止するため、動員配備体制は本編別表1のとおりとする。

(警戒配備下の活動)

第4条 警戒配備下における活動の要点は、次のとおりとする。

- (1) 各課（局、室）長は、情報収集等その他必要な課員の確保
- (2) 公用車両の集中管理と配置
- (3) 地区住民への広報活動（屋内退避等）
- (4) 国・県に対し専門家の派遣要請
- (5) 消防組合、海上保安部、警察署、その他防災関係機関等との連絡調整
- (6) 気象（風向、風速）状況の把握
- (7) 隣接市町との連絡

(8) 町長（本部長）の指示事項

（事故対策本部設置下の活動）

第5条 事故対策本部設置下における活動の要点は、次のとおりとする。

- (1) 地区住民への広報活動（屋内退避等）
- (2) 一時集合施設への連絡要員の派遣
- (3) 救出、輸送のための関係機関への協力要請
- (4) 被害予想地区への車両等乗入制限
- (5) 災害対策本部設置に切り替え得る体制のための準備及び課員の確保
- (6) 本部長の指示事項

（災害対策本部設置下の活動）

第6条 災害対策本部設置下における活動の要点は、次のとおりとする。

- (1) 避難地区の指定、誘導責任者の派遣
- (2) 地区住民への広報活動（避難場所への指示等）
- (3) 避難場所への責任者の派遣
- (4) 生活必需物資の確保・支給
- (5) 汚染飲食物の摂取制限
- (6) 農林水産物の採取出荷の制限
- (1) 本部長の指示事項

（配備下の責務）

第7条 本部長は、被害が予想される地区住民に対し、あらゆる手段を以って災害状況を的確に伝達し、防護対策に全力を集中するものとする。

2 各課（局、室）長は、その活動状況を総務課長を通じ本部長に報告し、指示に従うものとする。

第3章 職員の心得

(職員の心得)

第8条 非常災害発生の際の職員の心得は、他の法令の規定によるもののほか、次の事項に留意するものとする。

- (1) 原子力災害の特殊性を認識し、自らの行動によって住民に不安を与え、住民生活の混乱を招くことのないよう厳に注意しなければならない。
- (2) すべて本部の職員は、本部の行う災害応急計画及び災害復旧計画の活動に協力する関係団体、その他一般の町民に対しては、誠実に応対しなければならない。
- (3) すべて本部の職員は、所掌する事務を遂行すると共に、自ら本部の一員であることを自覚し、他の班における緊急用務の処理のため協力を求められたときは積極的にこれを支援しなければならない。

(緊急参集)

第9条 職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、災害が発生するおそれがある旨連絡を受けたときは、直ちに所定の場所に参集するものとする。

(記録及び資料の作成)

第10条 総務課長は、各課長に対し本部長の発する指令、指示伝達並びに国・県その他防災関係機関よりの受信内容、住民への措置等軽易な場合を除き記録させると共に、将来の医療措置及び損害賠償の請求に必要な資料を作成させるものとする。

(標 識)

第11条 本部長、副本部長、参与、課長、その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、予め定める腕章を帯用するものとする。

2 災害対策活動に使用する自動車には予め定める標識を付けるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関する細部の事項については、本部長が必要に応じ指示するものとする。

別表 第1

美浜町原子力災害対策本部の組織及び事務分掌

班名 (担当課)	係名	事務分掌
共通事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。 2 班関連の情報の収集及び災害記録に関すること。 3 所管施設の避難所の管理・運営、避難者の収容に関すること。 4 所管施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。(指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査すること。) 5 陸上における救救出対策の協力に関すること。 6 り災証明、被災者台帳作成(参考①)への協力に関すること。 7 物資集積所の管理(参考②)及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。 8 所管における受援体制確保(参考③)に関すること。 9 他班の応援に関すること。 10 班内の職員の動員、配備、連絡調整等に関すること。 11 関連団体、事業所、関係機関との連絡調整等に関すること 12 特命事項の処理に関すること。
議会班 (議会事務局)		<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関すること。
総務班 (総務課 エネルギー政策課 出納室)	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置又は廃止に関すること。 2 職員の動員配備に関すること。 3 本部事務局の運営および本部会議の庶務に関すること。 4 国、県に対する要請に関すること。 5 他市町村との相互応援に関すること。 6 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保の統括に関すること。 7 自衛隊その他救援隊の派遣要請・受入れに関すること。 8 各班との連絡調整に関すること。 9 要員の確保に関すること。 10 災害関係の予算措置及び執行に関すること。 11 庁舎機能の確保に関すること。 12 職員の安否確認、被災職員の措置に関すること。 13 職員等への飲料水、食料等の確保及び健康管理の支援等に関すること。 14 本部長、副本部長の秘書に関すること。 15 車両の配車・管理に関すること。 16 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること。

班名（担当課）	係名	事務分掌
総務班 （総務課 エネルギー政策課 出納室）	防災係	1 気象予警報、地震情報等の収集及び伝達に関すること。 2 防災関係機関（医療関係機関、敦賀海上保安部を除く。）との連絡調整に関すること。 3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、警戒区域の設定及び開設する避難所の指定に関すること。 4 避難所の開設、運営及び閉鎖の連絡調整に関すること。 5 災害救助法の適用に関すること。 6 原子力発電所の被害状況の把握に関すること。 7 通信手段の確保に関すること。 8 各種制限措置の解除に関すること。 9 原災法に基づく立入検査と報告の徴収に関すること。 10 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力に関すること。 11 県の行う原子力防災対策に対する協力に関すること。
	会計係	1 普通財産の被害調査に関すること。 2 義援金の受入れ、配分に関すること。
広報班 （まちづくり推進課）		1 調査団、視察団等の受入れに関すること。 2 住民に対する広報及び広聴活動に関すること。 3 住民からの相談窓口に関すること。 4 報道機関への情報提供に関すること。 5 住民の避難誘導に関すること。〔住民避難班・消防班と連携〕 6 災害記録及び災害広報資料の収集整理並びに提供に関すること。
情報収集班 （税務課）		1 交通事情の把握に関すること。 2 職員への情報提供に関すること。 被害状況の取りまとめ及び職員への情報提供に関すること。 3 災証明の発行及び被災者台帳の作成に関すること。 4 被害認定に関すること。
住民環境班 （住民環境課）		1 ごみ・し尿・災害廃棄物の処理及び公害対策に関すること。 2 環境衛生に関すること。 3 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 4 物価の把握に関すること。 5 交通安全対策に関すること。 6 災害時の愛玩動物対策（参考④）に関すること。 7 汚染除去等に関すること。 8 被災地住民登録に関すること。
保健福祉班 （健康福祉課 こども未来課 子ども子育てサポートセンター）	福祉係	1 要配慮者及び避難行動要支援者の収容に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 3 福祉避難所避難者の避難状況の取りまとめに関すること。 4 ボランティアの受入れ及び活動支援に関すること。 5 炊き出しに関すること。 6 町災害見舞金及び弔慰金に関すること。

班名（担当課）	係名	事務分掌
保健福祉班 〔健康福祉課 こども未来課 子ども子育てサポートセンター〕	保健係	1 医療関係機関との連絡調整に関する事。 2 傷病者の把握に関する事。 3 医療機関の被害状況の把握に関する事。 4 救護所の設置、運営に関する事。 5 救護班の編成・配置及び救護班との連絡調整に関する事。 6 傷病者の収容及び医療・助産に関する事。 7 医薬品等の調達・供給に関する事。 8 食品衛生管理・栄養指導に関する事。 9 遺体の検案に関する事。 10 感染症の予防その他防疫活動（家畜を除く。）に関する事。 11 被災者の心身の健康管理及び相談に関する事。 12 防災業務関係者の被ばく管理に関する事。 13 緊急時被ばく医療に関する事（安定ヨウ素剤の事前配布、服用に関する事を含む。）。
観光班 （観光誘客課）		1 災害対策要員の輸送に関する事。 2 救援物資の受入れに関する事。〔産業班と連携〕 3 食料、生活必需品、救援物資の配分、資機材等の緊急輸送及び物資の輸送に関する事。〔産業班と連携〕 4 物資集積所の管理に関する事。 5 観光施設の被害調査および応急対策に関する事。 6 観光客（外国人を含む）の避難誘導に関する事。 7 観光客（外国人を含む）の情報提供及び相談に関する事。 8 風評被害の影響の軽減に関する事。
産業班 （産業政策課）		1 食料、生活必需品の調達に関する事。 2 食料、生活必需品、救援物資の配分、資機材等の緊急輸送及び物資の輸送に関する事。〔観光班と連携〕 3 緊急輸送に係る車両その他輸送手段の確保（輸送・交通機関への協力要請含む）及び配車に関する事。 4 商工業および商工施設の被害調査および応急対策に関する事。 5 企業関係団体への人的・物的支援の協力要請に関する事。 6 被災中小企業等への貸付または融資に関する事。 7 産業用施設、農林水産物、家畜等の被害状況の把握及び応急対策に関する事。 8 敦賀海上保安部との連絡調整に関する事。 9 船舶等の被害状況の把握及び応急対策に関する事。 10 海上輸送に係る船舶等の調達の協力に関する事。 11 海上における救助対策の協力に関する事。 12 海上災害に伴う危険物の除去活動に関する事。 13 農林水産物の集荷及び出荷の規制に関する事。 14 家畜の防疫活動及びへい獣の処理に関する事。 15 流木応急対策に関する事。 16 飲食物の摂取制限に関する事。 17 被災農林畜水産業者への貸付又は融資に関する事。

班名（担当課）	係名	事務分掌
建設班 （土木建築課）		1 水防活動に関すること。 2 危険地区等における防災パトロールおよび応急対策に関すること。 3 災害対策に係る資機材の調達・賃借および工事等の契約に関すること。 4 道路除雪対策に関すること。 5 道路、橋梁の確保に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 斜面の応急危険度判定の協力に関すること。 8 がれきの処理に関すること。 9 応急危険度判定の協力に関すること。 10 応急仮設住宅の建設その他被災者の住宅対策に関すること。
		11 立入制限に関すること。
上下水道班 （上下水道課）		1 ライフラインに関すること。 2 消防水利の確保に関すること。 3 応急給水に関すること。 4 水源確保及び水質管理に関すること。
		5 飲料水の摂取制限に関すること。
住民避難班 （教育委員会）	教育係	1 代替教室及び不足教職員の確保に関すること。 2 学用品等の調達及び支給に関すること。 3 応急給食の措置に関すること。 4 その他の育英補助等の対策に関すること。 5 文化財の保護対策に関すること。 6 児童及び生徒の安全確認及び避難に関すること 7 災害時の応急教育に関すること。 8 被災児童・生徒等の保健及び心のケアに関すること。
	住民避難係	1 避難所の開設及び運営に関すること。 2 避難者の避難状況の取りまとめに関すること。 3 住民の避難誘導に関すること。〔広報班・消防班と連携〕 4 一時集合施設の開設及び運営に関すること。 5 住民の退避・避難に関すること。 6 避難車両中継所の開設及び運営に関すること。
消防班 （美浜消防署）		1 消火、救出・救助活動に関すること。 2 救急活動に関すること。 3 行方不明者・遺体の捜索に関すること。 4 消防職員及び消防団員の動員に関すること。 5 住民の避難誘導に関すること。〔広報班・住民避難班と連携〕 6 消防の応援隊の受入れに関すること。 7 災害情報の収集に関すること。

※事務分掌欄の点線より上の事務は一般災害・震災との共通事務、点線以下の事務は原子力災害における事務を示す。

参考①被災者台帳：個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるもの。

参考②物資集積所の管理：被災物資の適切な収受・分配を目的として、物資集積所の管理と関係機関等への周知徹底を図ることにより、緊急物資、救援物資等の輸送等を円滑に行うもの。

参考③受援体制の確保：災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関等から応援を受けられるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調

整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるもの。

参考④災害時の愛玩動物対策：災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼養動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確に実施できるよう、県等関係機関と協力して飼い主への支援及び愛玩動物の救護活動を実施するもの。

対象発電所から各集落までの距離一覧表

集落名	美浜発電所	もんじゅ	敦賀発電所	大飯発電所	備考
丹生	1.0	3.2	5.9	33.7	
けやき台 (丹生)	0.9	4.2	6.6	33.9	
竹波	1.3	5.0	7.1	33.6	
菅浜	4.6	8.8	10.6	31.0	
北田	7.2	11.1	12.6	31.9	
けやき台 (佐田)	7.6	11.6	13.1	31.6	
佐田	8.0	11.9	13.3	30.9	
太田	9.0	13.0	14.4	30.8	
山上	9.1	13.4	15.0	30.0	
美し野	8.9	12.6	14.5	31.2	
坂尻	8.9	13.3	15.0	29.0	
河原市	10.6	15.2	17.2	27.0	
南市	10.8	15.5	17.6	26.7	
和田	9.5	14.2	16.3	27.1	
木野	10.0	14.6	16.6	27.6	
佐柿	9.9	14.4	16.2	28.3	
麻生	11.0	15.5	17.3	27.6	
中寺	11.5	16.1	18.0	27.4	
宮代	11.9	16.4	18.2	27.9	
安江	12.2	16.7	18.5	27.8	

集落名	美浜発電所	もんじゅ	敦賀発電所	大飯発電所	備考
五十谷	12.5	16.9	18.7	27.8	
寄戸	13.2	17.6	19.4	27.9	
新庄	14.9	19.2	20.8	28.7	
野口	13.2	17.7	19.4	27.5	
佐野	12.3	16.8	18.7	27.4	
上野	12.5	17.0	18.9	27.0	
興道寺	11.8	16.3	18.3	26.5	
雲谷	14.3	18.7	20.4	27.9	
小倉	10.6	15.2	17.1	27.7	
栄	10.3	15.0	17.0	27.3	
早瀬	10.5	15.4	17.9	23.8	
笹田	11.5	16.3	18.8	23.3	
日向	11.3	16.3	18.9	22.0	
気山	13.0	17.9	20.2	23.8	
大藪	12.3	17.1	19.4	24.0	
金山	11.6	16.3	18.5	24.7	
久保	11.6	16.4	18.6	25.5	
郷市	10.5	15.2	17.3	25.8	
松原	10.7	15.4	17.6	25.6	
久々子	11.0	15.8	18.1	24.1	
矢筈	11.6	16.3	18.6	24.9	



は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の範囲

発電所周辺の人口等状況調(市町別)

(関西電力榊美浜発電所からおおむね30km)

市町名	発電所からの距離	世帯数	人口						ヨウ素剤 対象人口				
			計	0～5歳	6～18歳	19～64歳	65歳以上	うち避難行動要 支援者数	計	0～2歳	3～12歳	13～39歳	40歳以上
美浜町	0～5km	314	722	18	57	334	313	165	722	9	36	168	509
	5～10km	884	2,349	151	252	1,165	781	441	2,349	76	195	673	1,405
	10～15km	2,442	5,865	192	542	2,817	2,314	1,463	5,865	47	390	1,285	4,278
	15～20km												
	20～25km												
	25～UPZ境界												
		3,640	8,936	361	851	4,316	3,408	2,069	8,936	132	621	2,126	6,192

令和5年4月1日現在

発電所周辺の人口等状況調(市町別)

(日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅからおおむね30km)

市町名	発電所からの距離	世帯数	人口						ヨウ素剤 対象人口				
			計	0～5歳	6～18歳	19～64歳	65歳以上	うち避難行動要 支援者数	計	0～2歳	3～12歳	13～39歳	40歳以上
美浜町	0～5km	171	341	9	15	178	139	69	341	4	13	86	238
	5～10km	143	381	9	42	156	174	96	381	5	23	82	271
	10～15km	884	2,349	151	252	1,165	781	441	2,349	76	195	673	1,405
	15～20km	2,442	5,865	192	542	2,817	2,314	1,463	5,865	89	391	1,248	4,137
	20～25km												
	25～UPZ境界												
			3,640	8,936	361	851	4,316	3,408	2,069	8,936	174	622	2,089

令和5年4月1日現在

発電所周辺の人口等状況調(市町別)

(日本原子力発電(株)敦賀発電所からおおむね30km)

市町名	発電所からの距離	世帯数	人口						ヨウ素剤 対象人口				
			計	0～5歳	6～18歳	19～64歳	65歳以上	うち避難行動要支援者数	計	0～2歳	3～12歳	13～39歳	40歳以上
美浜町	0～5km												
	5～10km	171	341	9	15	178	139	69	341	4	13	86	238
	10～15km	662	1,678	75	162	822	619	349	1,678	42	100	466	1,070
	15～20km	2,566	6,343	264	639	3,059	2,381	1,470	6,343	123	478	1,433	4,309
	20～25km	241	574	13	35	257	269	181	574	5	31	104	434
	25～UPZ境界												
	計	3,640	8,936	361	851	4,316	3,408	2,069	8,936	174	622	2,089	6,051

令和5年4月1日現在

発電所周辺の人口等状況調(市町別)

(関西電力㈱大飯発電所関係)

市町名	発電所からの距離	世帯数	人口						ヨウ素剤 対象人口				
			計	0～5歳	6～18歳	19～64歳	65歳以上	うち避難行動要 支援者数	計	0～2歳	3～12歳	13～39歳	40歳以上
美浜町	0～5km												
	5～10km												
	10～15km												
	15～20km												
	20～25km	975	2,269	60	238	1,040	931	595	2,269	21	161	453	1,632
	25～UPZ境界	2,665	6,667	301	613	3,276	2,477	1,474	6,667	153	461	1,636	4,419
	計	3,640	8,936	361	851	4,316	3,408	2,069	8,936	174	622	2,089	6,051

令和5年4月1日現在

避難等のために区画する地区

(関西電力㈱美浜発電所からおおむね30km)

市町名	小学校区	地区名	世帯数	人口					うち避難行動要支援者数	ヨウ素剤 対象人口					対象発電所からの距離					
				計	0～5歳	6～18歳	19～64歳	65歳以上		計	0～2歳	3～12歳	13～39歳	40歳以上	0～5km	5～10km	10～15km	15～20km	20～25km	25～UPZ境界
美浜西小学校	早瀬	178	359	4	27	144	184	131	359	2	18	60	279			○				
	笹田	20	38	0	0	17	21	11	38	0	0	6	32			○				
	日向	227	507	10	43	217	237	138	507	4	29	84	390			○				
	気山	42	108	3	11	54	40	26	108	2	9	21	76			○				
	大藪	67	149	4	15	74	56	37	149	2	8	40	99			○				
	金山	130	316	13	35	151	117	64	316	3	26	64	223			○				
	久保	21	50	2	2	23	23	12	50	2	1	6	41			○				
	郷市	175	418	14	36	237	131	74	418	9	25	121	263			○				
	松原	105	267	16	17	144	90	61	267	8	17	71	171			○				
	久々子	272	724	25	102	347	250	159	724	7	70	167	480			○				
矢筈	39	68	1	5	36	26	29	68	1	3	11	53			○					
美浜中央小学校	河原市	154	388	24	46	186	132	88	388	16	28	93	251			○				
	南市	230	544	19	50	268	207	137	544	8	37	113	386			○				
	和田	37	99	4	12	42	41	16	99	1	9	24	65		○					
	木野	45	123	7	19	63	34	18	123	3	12	39	69		○					
	佐柿	81	212	7	23	90	92	55	212	3	15	47	147		○					
	麻生	51	120	6	11	52	51	27	120	3	9	20	88			○				
	中寺	26	71	0	4	36	31	20	71	0	0	18	53			○				
	宮代	24	82	5	4	42	31	11	82	4	4	17	57			○				
	安江	6	19	1	4	9	5	1	19	0	4	3	12			○				
	五十谷	6	20	0	0	9	11	7	20	0	0	4	16			○				
	寄戸	7	20	2	2	7	9	7	20	0	4	1	15			○				
	野口	39	113	1	7	54	51	26	113	0	4	23	86			○				
	佐野	36	107	4	15	53	35	23	107	1	11	33	62			○				
	上野	27	86	3	14	37	32	12	86	2	9	19	56			○				
	興道寺	118	320	11	32	155	122	61	320	7	23	68	222			○				
	雲谷	8	17	0	2	9	6	0	17	0	1	4	12			○				
	小倉	124	253	9	19	138	87	75	253	4	16	57	176			○				
栄	119	252	5	17	124	106	71	252	1	14	45	192			○					
新庄	191	449	10	22	194	223	155	449	3	21	79	346			○					
美浜東小学校	坂尻	59	152	4	15	71	62	40	152	2	9	31	110		○					
	山上	84	250	11	27	107	105	56	250	5	18	53	174		○					
	美し野	59	216	52	36	126	2	3	216	25	55	95	41		○					
	太田	79	197	3	27	85	82	41	197	1	14	40	142		○					
	佐田	291	771	22	77	365	307	172	771	10	40	175	546		○					
	けやき台(佐田)	108	218	41	5	172	0	2	218	26	20	148	24		○					
	北田	41	111	0	11	44	56	38	111	0	3	21	87		○					
	菅浜	143	381	9	42	156	174	96	381	5	23	82	271	◎						
	竹波	42	95	2	5	39	49	27	95	1	5	10	79	◎						
	丹生	74	191	7	10	84	90	41	191	3	8	34	146	◎						
けやき台(丹生)	55	55	0	0	55	0	1	55	0	0	42	13	◎							
けやき台(竹波)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	◎							
計		3,640	8,936	361	851	4,316	3,408	2,069	8,936	174	622	2,089	6,051	※「◎」は、PAZに含まれる地区						

令和5年4月1日現在

避難等のために区画する地区

(日本原子力研究開発機構もんじゅからおおむね30km)

市町名	小学校区	地区名	世帯数	人口					うち避難行動要支援者数	ヨウ素剤 対象人口					対象発電所からの距離					
				計	0～5歳	6～18歳	19～64歳	65歳以上		計	0～2歳	3～12歳	13～39歳	40歳以上	0～5km	5～10km	10～15km	15～20km	20～25km	25～UPZ境界
美浜西小学校	早瀬	178	359	4	27	144	184	131	359	2	18	60	279				○			
	笹田	20	38	0	0	17	21	11	38	0	0	6	32				○			
	日向	227	507	10	43	217	237	138	507	4	29	84	390				○			
	気山	42	108	3	11	54	40	26	108	2	9	21	76				○			
	大藪	67	149	4	15	74	56	37	149	2	8	40	99				○			
	金山	130	316	13	35	151	117	64	316	3	26	64	223				○			
	久保	21	50	2	2	23	23	12	50	2	1	6	41				○			
	郷市	175	418	14	36	237	131	74	418	9	25	121	263				○			
	松原	105	267	16	17	144	90	61	267	8	17	71	171				○			
	久々子	272	724	25	102	347	250	159	724	7	70	167	480				○			
矢筈	39	68	1	5	36	26	29	68	1	3	11	53				○				
美浜中央小学校	河原市	154	388	24	46	186	132	88	388	16	28	93	251				○			
	南市	230	544	19	50	268	207	137	544	8	37	113	386				○			
	和田	37	99	4	12	42	41	16	99	1	9	24	65			○				
	木野	45	123	7	19	63	34	18	123	3	12	39	69			○				
	佐柿	81	212	7	23	90	92	55	212	3	15	47	147			○				
	麻生	51	120	6	11	52	51	27	120	3	9	20	88				○			
	中寺	26	71	0	4	36	31	20	71	0	0	18	53				○			
	宮代	24	82	5	4	42	31	11	82	4	4	17	57				○			
	安江	6	19	1	4	9	5	1	19	0	4	3	12				○			
	五十谷	6	20	0	0	9	11	7	20	0	0	4	16				○			
	寄戸	7	20	2	2	7	9	7	20	0	4	1	15				○			
	野口	39	113	1	7	54	51	26	113	0	4	23	86				○			
	佐野	36	107	4	15	53	35	23	107	1	11	33	62				○			
	上野	27	86	3	14	37	32	12	86	2	9	19	56				○			
	興道寺	118	320	11	32	155	122	61	320	7	23	68	222				○			
	雲谷	8	17	0	2	9	6	0	17	0	1	4	12				○			
	小倉	124	253	9	19	138	87	75	253	4	16	57	176				○			
	栄	119	252	5	17	124	106	71	252	1	14	45	192				○			
	新庄	191	449	10	22	194	223	155	449	3	21	79	346				○			
美浜東小学校	坂尻	59	152	4	15	71	62	40	152	2	9	31	110			○				
	山上	84	250	11	27	107	105	56	250	5	18	53	174			○				
	美し野	59	216	52	36	126	2	3	216	25	55	95	41			○				
	太田	79	197	3	27	85	82	41	197	1	14	40	142			○				
	佐田	291	771	22	77	365	307	172	771	10	40	175	546			○				
	けやき台(佐田)	108	218	41	5	172	0	2	218	26	20	148	24			○				
	北田	41	111	0	11	44	56	38	111	0	3	21	87			○				
	菅浜	143	381	9	42	156	174	96	381	5	23	82	271		○					
	竹波	42	95	2	5	39	49	27	95	1	5	10	79	◎						
	丹生	74	191	7	10	84	90	41	191	3	8	34	146	◎						
けやき台(丹生)	55	55	0	0	55	0	1	55	0	0	42	13	◎							
けやき台(竹波)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	◎							
計		3,640	8,936	361	851	4,316	3,408	2,069	8,936	174	622	2,089	6,051	※「◎」は、PAZに含まれる地区						

令和5年4月1日現在

避難等のために区画する地区

(日本原子力発電(株)敦賀発電所からおおむね30km)

市町名	小学校区	地区名	世帯数	人口					うち避難行動要支援者数	ヨウ素剤 対象人口					対象発電所からの距離					
				計	0～5歳	6～18歳	19～64歳	65歳以上		計	0～2歳	3～12歳	13～39歳	40歳以上	0～5km	5～10km	10～15km	15～20km	20～25km	25～UPZ境界
美浜西小学校	早瀬	178	359	4	27	144	184	131	359	2	18	60	279				○			
	笹田	20	38	0	0	17	21	11	38	0	0	6	32				○			
	日向	227	507	10	43	217	237	138	507	4	29	84	390				○			
	気山	42	108	3	11	54	40	26	108	2	9	21	76					○		
	大藪	67	149	4	15	74	56	37	149	2	8	40	99				○			
	金山	130	316	13	35	151	117	64	316	3	26	64	223				○			
	久保	21	50	2	2	23	23	12	50	2	1	6	41				○			
	郷市	175	418	14	36	237	131	74	418	9	25	121	263				○			
	松原	105	267	16	17	144	90	61	267	8	17	71	171				○			
	久々子	272	724	25	102	347	250	159	724	7	70	167	480				○			
矢筈	39	68	1	5	36	26	29	68	1	3	11	53				○				
美浜中央小学校	河原市	154	388	24	46	186	132	88	388	16	28	93	251				○			
	南市	230	544	19	50	268	207	137	544	8	37	113	386				○			
	和田	37	99	4	12	42	41	16	99	1	9	24	65				○			
	木野	45	123	7	19	63	34	18	123	3	12	39	69				○			
	佐柿	81	212	7	23	90	92	55	212	3	15	47	147				○			
	麻生	51	120	6	11	52	51	27	120	3	9	20	88				○			
	中寺	26	71	0	4	36	31	20	71	0	0	18	53				○			
	宮代	24	82	5	4	42	31	11	82	4	4	17	57				○			
	安江	6	19	1	4	9	5	1	19	0	4	3	12				○			
	五十谷	6	20	0	0	9	11	7	20	0	0	4	16				○			
	寄戸	7	20	2	2	7	9	7	20	0	4	1	15				○			
	野口	39	113	1	7	54	51	26	113	0	4	23	86				○			
	佐野	36	107	4	15	53	35	23	107	1	11	33	62				○			
	上野	27	86	3	14	37	32	12	86	2	9	19	56				○			
	興道寺	118	320	11	32	155	122	61	320	7	23	68	222				○			
	雲谷	8	17	0	2	9	6	0	17	0	1	4	12					○		
	小倉	124	253	9	19	138	87	75	253	4	16	57	176				○			
栄	119	252	5	17	124	106	71	252	1	14	45	192				○				
新庄	191	449	10	22	194	223	155	449	3	21	79	346					○			
美浜東小学校	坂尻	59	152	4	15	71	62	40	152	2	9	31	110				○			
	山上	84	250	11	27	107	105	56	250	5	18	53	174				○			
	美し野	59	216	52	36	126	2	3	216	25	55	95	41			○				
	太田	79	197	3	27	85	82	41	197	1	14	40	142			○				
	佐田	291	771	22	77	365	307	172	771	10	40	175	546			○				
	けやき台(佐田)	108	218	41	5	172	0	2	218	26	20	148	24			○				
	北田	41	111	0	11	44	56	38	111	0	3	21	87			○				
	菅浜	143	381	9	42	156	174	96	381	5	23	82	271			○				
	竹波	42	95	2	5	39	49	27	95	1	5	10	79		○					
	丹生	74	191	7	10	84	90	41	191	3	8	34	146		○					
けやき台(丹生)	55	55	0	0	55	0	1	55	0	0	42	13		○						
けやき台(竹波)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		○						
計		3,640	8,936	361	851	4,316	3,408	2,069	8,936	174	622	2,089	6,051	※「○」は、PAZに含まれる地区						

令和5年4月1日現在

避難等のために区画する地区

(関西電力榑大飯発電所からおおむね30km)

市町名	小学校区	地区名	世帯数	人口					うち避難行動要支援者数	ヨウ素剤 対象人口					対象発電所からの距離					
				計	0～5歳	6～18歳	19～64歳	65歳以上		計	0～2歳	3～12歳	13～39歳	40歳以上	0～5km	5～10km	10～15km	15～20km	20～25km	25～UPZ境界
美浜西小学校	早瀬	178	359	4	27	144	184	131	359	2	18	60	279					○		
	笹田	20	38	0	0	17	21	11	38	0	0	6	32					○		
	日向	227	507	10	43	217	237	138	507	4	29	84	390					○		
	気山	42	108	3	11	54	40	26	108	2	9	21	76					○		
	大藪	67	149	4	15	74	56	37	149	2	8	40	99					○		
	金山	130	316	13	35	151	117	64	316	3	26	64	223					○		
	久保	21	50	2	2	23	23	12	50	2	1	6	41						○	
	郷市	175	418	14	36	237	131	74	418	9	25	121	263						○	
	松原	105	267	16	17	144	90	61	267	8	17	71	171						○	
	久々子	272	724	25	102	347	250	159	724	7	70	167	480					○		
矢筈	39	68	1	5	36	26	29	68	1	3	11	53					○			
美浜中央小学校	河原市	154	388	24	46	186	132	88	388	16	28	93	251						○	
	南市	230	544	19	50	268	207	137	544	8	37	113	386						○	
	和田	37	99	4	12	42	41	16	99	1	9	24	65						○	
	木野	45	123	7	19	63	34	18	123	3	12	39	69						○	
	佐柿	81	212	7	23	90	92	55	212	3	15	47	147						○	
	麻生	51	120	6	11	52	51	27	120	3	9	20	88						○	
	中寺	26	71	0	4	36	31	20	71	0	0	18	53						○	
	宮代	24	82	5	4	42	31	11	82	4	4	17	57						○	
	安江	6	19	1	4	9	5	1	19	0	4	3	12						○	
	五十谷	6	20	0	0	9	11	7	20	0	0	4	16						○	
	寄戸	7	20	2	2	7	9	7	20	0	4	1	15						○	
	野口	39	113	1	7	54	51	26	113	0	4	23	86						○	
	佐野	36	107	4	15	53	35	23	107	1	11	33	62						○	
	上野	27	86	3	14	37	32	12	86	2	9	19	56						○	
	興道寺	118	320	11	32	155	122	61	320	7	23	68	222						○	
	雲谷	8	17	0	2	9	6	0	17	0	1	4	12						○	
	小倉	124	253	9	19	138	87	75	253	4	16	57	176						○	
栄	119	252	5	17	124	106	71	252	1	14	45	192						○		
新庄	191	449	10	22	194	223	155	449	3	21	79	346						○		
美浜東小学校	坂尻	59	152	4	15	71	62	40	152	2	9	31	110						○	
	山上	84	250	11	27	107	105	56	250	5	18	53	174						○	
	美し野	59	216	52	36	126	2	3	216	25	55	95	41						○	
	太田	79	197	3	27	85	82	41	197	1	14	40	142						○	
	佐田	291	771	22	77	365	307	172	771	10	40	175	546						○	
	けやき台(佐田)	108	218	41	5	172	0	2	218	26	20	148	24						○	
	北田	41	111	0	11	44	56	38	111	0	3	21	87						○	
	菅浜	143	381	9	42	156	174	96	381	5	23	82	271						○	
	竹波	42	95	2	5	39	49	27	95	1	5	10	79						○	
	丹生	74	191	7	10	84	90	41	191	3	8	34	146						○	
けやき台(丹生)	55	55	0	0	55	0	1	55	0	0	42	13						○		
けやき台(竹波)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						○		
計		3,640	8,936	361	851	4,316	3,408	2,069	8,936	174	622	2,089	6,051	※「◎」は、PAZに含まれる地区						

令和5年4月1日現在

一時集合施設一覧表

(関西電力(株)美浜発電所関係)

市 町	施 設 名	所 在 地	原子力発電所からの位置		電話番号	備考
			方 位	距離(km)		
美 浜 町	丹生介護予防センター	丹生	北北東	1.2	(0770) 39-1320	
	竹波原子力防災センター	竹波	南東	1.4	(0770) 39-1715	
	美浜町山東公民館菅浜分館	菅浜	南南東	4.7	(0770) 38-1501	
	美浜町農業構造 改 造 セ ン タ ー	菅浜	南	5.2	(0770) 37-2558	
	美 浜 東 小 学 校	佐田	南南東	8.3	(0770) 38-1302	
	美浜町農村婦人の家	山上	南	9.3	(0770) 37-2519	
	美浜町耳公民館新庄分館	新庄	南	15.3	(0770) 32-0087	
	美浜町耳公民館西分館	興道寺	南	12.4	—	
	美 浜 中 学 校	麻生	南	11.0	(0770) 32-1670	
	美 浜 中 央 小 学 校	河原市	南	11.1	(0770) 32-0004	
	美 浜 町 総 合 体 育 館	久々子	南南西	12.2	(0770) 32-3200	
	保 健 福 祉 セ ン タ ー	郷市	南	11.9	(0770) 32-3111	
	美 浜 西 小 学 校	金山	南南西	11.5	(0770) 32-0122	
	美 浜 町 北 西 郷 公 民 館	笹田	南南西	11.5	(0770) 32-0317	

3-5-1

特殊施設一覧表

(関西電力㈱美浜発電所関係)

市町	施設名	所在地	原子力発電所からの位置		児童、生徒、 入所者等の数 (人)	職員数 (人)	電話番号	備考
			方位	距離(km)				
美浜町	あおなみ保育園	佐田	南南東	8.4	105	31(19)	(0770)38-1316	()内は非常勤等人数
	美浜東小学校	佐田	南南東	8.3	149	20	(0770)38-1302	
	美浜中央小学校	河原市	南	11.0	139	24	(0770)32-0004	
	せせらぎ保育園	河原市	南	11.2	95	32(21)	(0770)32-0167	()内は非常勤等人数
	美浜中学校	麻生	南	10.9	227	33	(0770)32-1670	
	みずうみ保育園	久々子	南南西	11.6	72	25(15)	(0770)32-0741	()内は非常勤等人数
	美浜西小学校	金山	南南西	11.5	141	20	(0770)32-0122	
	やはらず苑	金山	南南西	11.8	29	28(5)	(0770)32-6882	()内は非常勤等人数
	湖岳の郷	金山	南南西	12.6	63	72(35)	(0770)32-2082	()内は非常勤等人数
	グループホーム湖岳の郷	早瀬	南南西	11.0	18	20(11)	(0770)32-0505	()内は非常勤等人数

月別観光客入込数(令和4年実績)

	地区名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
美浜町	町全域	13,743	9,816	28,149	41,633	80,029	51,048	—
	日帰り客 (人)	11,824	8,417	24,994	36,721	74,210	46,269	—
	宿泊客 (人)	1,919	1,399	3,155	4,912	5,819	4,779	—
	地区名	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
美浜町	町全域	81,685	102,530	54,440	71,537	68,561	34,934	638,105
	日帰り客 (人)	74,612	93,945	50,386	66,506	61,874	30,101	579,859
	宿泊客 (人)	7,073	8,585	4,054	5,031	6,687	4,833	58,246

3-5-1

道 路 状 況 (避難ルートで使用する道路)

【おおい町避難】

令和5年4月1日現在

区分	路線名	区 間	延長 (km)	幅員 (m)	路面状況	幅 員 重 量 制 限			集落名
						橋 梁 名	幅員(m)	重量(t)	
国 道	27号	太田オンランプ～若狭美浜IC	0.8	8.0	As 舗装				太田
	27号	山上オンランプ～若狭美浜IC	0.7	8.0	As 舗装				山上 ・太田
	27号	若狭美浜IC～河原市交差点	3.7	8.0	As 舗装				太田～ 河原市
	27号	河原市交差点～若狭町境	4.0	7.5	As 舗装				河原市 ～気山
	27号	役場口交差点～若狭町境	3.5	7.5	As 舗装				南市 ～気山
県 道	225号 敦賀美浜線	佐田交差点～今市交差点	0.8	7.5	As 舗装				佐田
	141号 竹波立石縄間線	丹生口～馬背橋	3.0	6.5～ 16.3	As 舗装	落合橋	11.7	20	丹生 ・竹波
	33号 佐田竹波敦賀線	馬背橋～佐田交差点	6.2	6.0～ 18.8	As 舗装	馬背橋 菅浜橋 3393	8.14 6.0 6.5	9 9 14	竹波 ・佐田
	118号 東美浜停車場線	今市交差点～太田オンランプ	1.32	6.7～ 23.6	As 舗装	相ノ木橋 池ノ谷橋 大門前橋	8.01 11.0 11.0	9 25 25	佐田 ・太田
	213号 松屋河原市線	新庄山村開発センター～河原市交差点	5.60	3.5～ 12.7	As 舗装	横谷橋 寄戸橋 3443	4.5 7.04 6.9	6 9 9	新庄～ 河原市
	213号 松屋河原市線	新庄山村開発センター～新庄大橋	0.60	3.5～ 12.7	As 舗装	横谷橋 寄戸橋 3443	4.5 7.04 6.9	6 9 9	新庄
	日向郷市線	北西郷公民館 県道交差点～日向橋(東)	0.93	5.5～ 7.0	As 舗装				笹田～ 日向
	丹生線	丹生公民館～丹生口	0.3	5.2 ～6.0	As 舗装				丹生
美 浜 町 道	坂尻 ・太田線	農村婦人の家～山上オンランプ	0.58	8.6 ～9.4	As 舗装	山ノ神橋	7.0		山上
	新庄大橋線	(全線)	0.2	7.0 ～8.3	As 舗装	新庄大橋	7.0		新庄
	金安線	新庄大橋交差点～役場前	4.7	6.9 ～6.8	As 舗装	金安線1号橋 金安線2号橋 金安線3号橋 金安線4号橋 金安線5号橋 新雲谷橋	8.0 6.5 6.6 6.7 6.5 6.5		新庄 ～郷市
	郷市線	役場前～役場口交差点	0.35	6.8 ～9.0	As 舗装				郷市 ～南市

	久々子・金山線	美浜西小学校～カモコン交差点	0.3	5.5	As 舗装				金山～久々子
	若狭梅街道	カモコン交差点～若狭町境	2.1	5.5～12.0	As 舗装				久々子～大藪
	笹田・苧線	北西郷公民館～県道交差点	0.1	6.7～13.7	As 舗装				笹田
	日向線	日向橋(東)～若狭町境	1.4	3.0～8.9	As 舗装				笹田～日向

3-5-1

道路状況(避難ルートで使用する道路)

【大野市避難】

令和5年4月1日現在

区分	路線名	区間	延長(km)	幅員(m)	路面状況	幅員重量制限			集落名
						橋梁名	幅員(m)	重量(t)	
国 道	27号	佐田オンランプ～敦賀市境	0.9	8.0	As 舗装				山上～佐田
	27号	役場口交差点～敦賀市境	7.6	8.0	As 舗装				郷市～佐田
県 道	225号 敦賀美浜線	佐田交差点～敦賀市境	2.1	8.0	As 舗装				佐田
	141号 竹波立石縄間線	丹生口～馬背橋	3.0	6.5～16.3	As 舗装	落合橋	11.7	20	丹生～竹波
	33号 佐田竹波敦賀線	馬背橋～敦賀市境	3.10	6.8～23.1	As 舗装	1号橋	7.0	9	竹波
	33号 佐田竹波敦賀線	菅浜農業構造改善センター～佐田交差点	1.0	6.0～18.8	As 舗装	菅浜橋 3393	6.0 6.5	9 14	菅浜～佐田
	213号 松屋河原市線	新庄山村開発センター前～河原市交差点	5.60	3.5～12.7	As 舗装	横谷橋 寄戸橋 3443	4.5 7.04 6.9	6 9 9	新庄
美 浜 町 道	丹生線	丹生公会堂～丹生口	0.4	4.6～6.0	As 舗装				丹生
	北田・菅浜線	菅浜農業構造改善センター～県道交差点	2.4	6.0	As 舗装				菅浜
	菅浜9号線	山東公民館菅浜分館～越地川	0.3	4.5～5.5	As 舗装	菅浜9号線1号橋	6.0		菅浜
	菅浜3号線	9号線交差点～菅浜農業構造改善センター前	0.5	5.0～3.6	As 舗装				菅浜
	坂尻・太田線	農村婦人の家～山上オンランプ	0.58	8.6～9.4	As 舗装	山ノ神橋	7.0		山上
	新庄大橋線	(全線)	0.2	7.0～8.3	As 舗装	新庄大橋	7.0		新庄
	金安線	新庄大橋交差点～役場前	4.7	6.9～6.8	As 舗装	金安線1号橋 金安線2号橋 金安線3号橋 金安線4号橋 金安線5号橋 新雲谷橋	8.0 6.5 6.6 6.7 6.5 6.5		新庄～郷市
	郷市線	役場前～役場口交差点	0.35	6.8～9.0	As 舗装				郷市～南市

久々子 ・金山線	美浜西小学校～ カモコン交差点	0.3	5.5	As 舗装				金山～ 久々子
若狭梅街道	カモコン交差点 ～松原交差点、和 田交差点～坂尻 交差点	2.01	5.5～ 12.0	As 舗装				久々子 ～坂尻
坂尻 ・久々子線	(全線)	1.2	6.9～ 13.9	As 舗装	天王橋	7.0		松原～ 河原市
坂尻 ・太田線	山上交差点～山 上オンランプ	1.1	12.4 ～9.4	As 舗装	山ノ神橋	7.0		山上
日向線	日向橋(東)～ 若狭町境	1.4	8.9 ～3.8	As 舗装				日向

ヘリポート適地一覧表

(関西電力(株)美浜発電所、日本原子力研究開発機構もんじゅからおおむね15km範囲のもの)

施設名	所在地	管理者	電話	原子力発電所からの位置		ヘリポートの広さ 縦×横(m×m)	備考
				方位	距離(km)		
美浜町山東公民館菅浜分館	美浜町菅浜	美浜町	(0770) 38-1501	南南東	4.8	40×80	
美浜東小学校	〃 佐田	〃	(0770) 38-1302	南南東	8.5	65×85	
西郷グラウンド	〃 久々子	〃	(0770) 32-0127	南南西	11.0	85×140	西郷健康広場 体育センター
美浜町ふれあい広場	〃 佐田	〃	(0770) 38-1001 佐田出張所	南南東	9.0	90×120	照明塔有
美浜中学校	〃 麻生	〃	(0770) 32-1670	南	11.5	100×70	照明塔有
美浜中央小学校	〃 河原市	〃	(0770) 32-0004	南	11.5	80×120	
美浜町北西郷公民館	〃 笹田	〃	(0770) 32-0317	南西	11.0	70×120	
美浜西小学校	〃 金山	〃	(0770) 32-0122	南南西	11.5	50×110	
町民広場 多目的広場	〃 久々子	〃	(0770) 32-5200	南南西	12.0	160×110	照明塔有
町民広場 野球場	〃 久々子	〃	(0770) 32-5200	南南西	12.0	140×130	照明塔有

乗船施設一覧表

名称	所在地	接岸可能 総トン数	周辺地区名	備考
丹生漁港物揚場	美浜町丹生	10	丹生、竹波、けやき台	(水深) -2.0m
菅浜漁港岸壁	美浜町菅浜	50	菅浜	(水深) -3.0m
坂尻漁港物揚場	美浜町坂尻	10	坂尻	(水深) -2.0m
早瀬漁港岸壁	美浜町早瀬	100	早瀬、松原、久々子、 和田	(水深) -4.0m
日向漁港岸壁	美浜町日向	50	日向、笹田	(水深) -3.0m
関西電力㈱ 美浜発電所岸壁	美浜町丹生	重量トン 3,000	丹生、けやき台	(水深) -6.2m

市町	観測局名 設置場所	測定項目					観測局 標高 (m)	検出器 地上高 (m)	設置エリア 設置者	緯度経度	発電所からの距離と方位					
		空間放射線		電子 線量計	大気中放射性						気象	敦賀 発電所	もんじゅ	美浜 発電所	大飯 発電所	高浜 発電所
		低線 量率	高線 量率		大気 モニタ	ヨウ素										
敦賀市	つるがにししょうがっこう 敦賀西小学校局	-	-	◎	-	-	-	1	1.0	敦賀西小	35.654251	SSE	SE	ESE	ENE	ENE
	敦賀西小学校									県	136.066266	11	12	11	39	53
	つるがみなみしょうがっこう 敦賀南小学校局	-	-	◎	-	-	-	4	1.0	敦賀南小	35.652027	SSE	SE	ESE	ENE	ENE
	敦賀南小学校									県	136.076841	12	13	12	40	54
	つるがきたししょうがっこう 敦賀北小学校局	-	-	◎	-	-	-	3	1.0	敦賀北小	35.655885	SSE	SE	ESE	ENE	ENE
	敦賀北小学校									県	136.075869	12	12	11	40	54
	いつはた 五幡MS	◎	◎	-	-	-	-	3	4.3	敦賀北小	35.708056	SE	ESE	E	ENE	ENE
	ひがしうらこみんかん 東浦公民館									原電	136.089722	8	10	11	43	57
	まつばらしょうがっこう 松原小学校局	-	-	◎	-	-	-	2	1.0	松原小	35.654941	SSE	SSE	ESE	ENE	ENE
	松原小学校									県	136.055333	11	11	10	38	52
	しらき 白木局	◎	◎	-	◎	○	◎	24	3.2	西浦小(白木)	35.730833	WSW	SW	NNE	NE	ENE
	旧松原小学校 白木分校跡									県	135.978333	4	1	3	36	49
	しらきとろけ 白木峠局	◎	◎	-	◎	○	◎	144	3.2	西浦小(白木)	35.724722	SW	SSW	NNE	NE	ENE
	旧県道市町境脇									県	135.977500	5	2	3	36	48
	もんじゅMS	◎	◎	-	-	-	-	160	3.5	西浦小(白木)	35.739444	WSW	-	NNE	NE	ENE
	もんじゅ構内									機構	135.986111	3	-	5	37	50
	もんじゅMP1	◎	◎	-	-	-	-	230	3.5	西浦小(白木)	35.743611	WSW	-	NNE	NE	ENE
	もんじゅ構内									機構	135.992778	3	-	5	38	50
	もんじゅMP2	◎	◎	-	-	-	-	200	3.5	西浦小(白木)	35.738611	WSW	-	NE	NE	ENE
	もんじゅ構内									機構	135.995278	3	-	5	38	50
	もんじゅMP3	◎	◎	-	△	-	-	175	3.5	西浦小(白木)	35.733333	SW	-	NE	NE	ENE
	もんじゅ構内									機構	135.990278	3	-	4	37	50
	もんじゅMP4	◎	◎	-	△	△	◎	27	3.5	西浦小(白木)	35.734722	WSW	-	NNE	NE	ENE
	もんじゅ構内									機構	135.986111	4	-	4	37	49
	もんじゅ気象観測塔下	-	-	-	△	▲	(◎)	-	-	西浦小(白木)	35.737222	WSW	-	NNE	NE	ENE
	もんじゅ構内									機構	135.986944	4	-	4	37	49
	松ヶ崎MS	◎	◎	-	△	△	◎	15	3.5	西浦小(白木)	35.731944	WSW	SW	NNE	NE	ENE
	旧松原小学校 白木分校跡北									機構	135.978889	4	1	4	36	49
	つるが 敦賀局	◎	◎	-	●	●	◎	4	3.3	中央小	35.642778	SSE	SSE	SE	ENE	ENE
	福井県嶺南振興局 敦賀合同庁舎									県	136.057500	12	12	11	38	52
	くつみしょうがっこう 沓見小学校局	-	-	◎	-	-	-	28	1.0	沓見小	35.639814	S	SSE	SE	ENE	ENE
	沓見小学校									県	136.019277	12	11	9	35	48
	のうま 縄間MS	◎	◎	-	●	-	◎	2	3.5	常宮小	35.682633	S	SSE	ESE	ENE	ENE
にいらちゅうざいしよ 西浦駐在所横									機構	136.024834	8	7	6	37	50	
うらそこ 浦底局	◎	◎	-	◎	△	◎	13	3.2	西浦小	35.739444	SSE	E	NE	ENE	ENE	
げんでんみょうじんりょう 原電明神寮									県	136.027500	1	4	7	40	53	
たていし 立石局	◎	◎	-	◎	△	◎	16	3.2	西浦小	35.758056	NNE	ENE	NE	NE	ENE	
やさかしんじや 八坂神社									県	136.023333	1	4	8	41	54	
たていし 立石MS	◎	◎	-	△	△	-	8	4.3	西浦小	35.756389	NNE	ENE	NE	NE	ENE	
立石山頂									原電	136.024444	1	4	8	41	54	
たていし 立石MP	◎	◎	-	-	-	-	100	4.3	西浦小	35.754444	NNE	ENE	NE	NE	ENE	
集落入口 泉道山側									原電	136.022500	1	4	8	41	53	
いのけいけ 猪ヶ池MP	◎	◎	-	-	-	-	14	4.3	西浦小	35.749444	E	ENE	NE	NE	ENE	
猪ヶ池脇県道横									原電	136.027778	1	4	8	41	53	
うらそこ 浦底MP	◎	◎	-	-	-	-	20	4.3	西浦小	35.745000	SSE	E	NE	NE	ENE	
県水産試験場裏									原電	136.021389	1	3	7	40	53	

市町	観測局名 設置場所	測定項目						観測局 標高 (m)	検出器 地上高 (m)	設置エリア 設置者	緯度経度	発電所からの距離と方位					
		空間放射線			大気中放射性							気象	敦賀 発電所	もんじゅ	美浜 発電所	大飯 発電所	高浜 発電所
		低線 量率	高線 量率	電子 線量計	大気 モニタ	ヨウ素	気象										
敦賀市	うらそ 浦底MS 旧浦底管備派出所 北東道脇	◎	◎	-	△	△	-	25	4.3	西浦小	35.737778	SSE	E	NE	ENE	ENE	
	いろがはま 色ヶ浜MS はくさんじんじや 白山神社	◎	◎	-	△	△	-	15	4.3	西浦小	35.730000	SSE	ESE	ENE	ENE	ENE	
	ふげんMP 1 原電敦賀・ふげん構内	◎	◎	-	△	▲	-	140	3.5	西浦小	35.752778	-	ENE	NE	NE	ENE	
	ふげんMP 2 原電敦賀・ふげん構内	◎	◎	-	-	-	-	70	4.0	西浦小	35.758611	-	NE	NE	NE	ENE	
	ふげん浄水場 原電敦賀・ふげん構内	-	-	-	△	▲	-	-	-	西浦小	35.753333	-	NE	NE	NE	ENE	
	ふげん監視所 原電敦賀・ふげん構内	-	-	-	△	▲	-	-	-	西浦小	35.750278	-	NE	NE	NE	ENE	
	すいつ 杉津MS 東浦小中学校下 国道8号歩道橋脇	◎	◎	-	●	-	◎	20	4.3	東浦小	35.737222	ESE	E	ENE	ENE	ENE	
	あぞ 阿曽MP ひがしうらたいたいかん 東浦体育館	◎	◎	-	-	-	-	30	3.5	東浦小	35.720556	ESE	ESE	E	ENE	ENE	
	あかさき 赤崎MS あかさきしゅうく 赤崎区集落センター	◎	◎	-	●	-	◎	5	3.5	赤崎小	35.687222	SE	ESE	E	ENE	ENE	
	とうごう 東郷局 かんしんしょうがっこう 咸新小学校	◎	◎	-	●	-	◎	24	3.6	咸新小	35.648450	SSE	SE	ESE	ENE	ENE	
	ひきだ 足田局 あらちこうみんかん 愛発公民館	◎	◎	-	-	-	◎	79	3.2	中郷小	35.601279	SSE	SE	SE	E	E	
	あわのしょうがっこう 粟野小学校局 粟野小学校	-	-	◎	-	-	-	19	1.0	粟野小	35.627708	S	SSE	SE	ENE	ENE	
	あわのみなみしょうがっこう 粟野南小学校局 粟野南小学校	-	-	◎	-	-	-	27	1.0	粟野南小	35.618345	SSE	SSE	SE	ENE	ENE	
	あわの 粟野局 くろこしょうがっこう 黒河小学校	◎	◎	-	●	-	◎	36	3.6	黒河小	35.614325	S	SSE	SE	ENE	ENE	
	すいつ 杉津電子線量計 東浦小中学校下 国道8号歩道橋脇	-	-	◎	-	-	-	20	1.0	東浦小	35.737222	ESE	E	ENE	ENE	ENE	
	のうま 縄間電子線量計 西浦駐在所横	-	-	◎	-	-	-	2	1.0	常宮小	35.682633	S	SSE	ESE	ENE	ENE	
	あかさき 赤崎電子線量計 赤崎区民センター	-	-	◎	-	-	-	5	1.0	赤崎小	35.687222	SE	ESE	E	ENE	ENE	
	美浜町	くくし 久々子局 美浜町総合体育館	◎	◎	-	●	-	◎	6	3.6	美浜西小	35.602855	SSW	SSW	SSW	ENE	ENE
		こいち 郷市MP 美浜町役場	◎	◎	-	-	-	◎	16	3.3	美浜西小	35.600833	SSW	SSW	S	ENE	ENE
		はやせ 早瀬MP みなづき じんじや 水無月神社	◎	◎	-	-	-	-	3	3.3	美浜西小	35.615556	SW	SSW	SSW	ENE	ENE
		ひるが 日向MP ひるがまよしょう 日向漁業センター	◎	◎	-	-	-	-	2	3.3	美浜西小	35.613611	SW	SSW	SSW	ENE	ENE
		みはまちゅうがっこう 美浜中学校局 美浜中学校	-	-	◎	-	-	-	18	1.0	美浜中央小	35.603190	SSW	SSW	S	ENE	ENE
		しんじょう 新庄MP ひよしじんじや 日吉神社	◎	◎	-	-	-	□	89	3.3	美浜中央小	35.562778	SSW	S	S	E	E
		さかじり 坂尻局 若狭梅街道坂尻トンネル 東側出口南側	◎	◎	-	●	●	◎	9	3.6	美浜東小	35.618889	SSW	S	S	ENE	ENE
さた 佐田MP みはまひがしょうがっこう 美浜東小学校		◎	◎	-	●	-	-	16	3.3	美浜東小	35.629444	SSW	S	SSE	ENE	ENE	
すがはま 菅浜MP 美浜町農業構造改善 センター		◎	◎	-	-	-	-	1	3.3	美浜東小	35.655833	SSW	S	S	ENE	ENE	
原電		136.026944	2	4	7	40	53										
原電		136.034722	3	4	7	40	53										
機構		136.011944	-	3	7	40	52										
機構		136.015000	-	3	8	40	53										
機構		136.014722	-	3	8	40	53										
機構		136.023333	-	3	8	40	53										
原電		136.098889	7	10	13	46	59										
機構		136.098333	8	10	12	45	58										
機構		136.088056	9	11	11	42	56										
県		136.092582	13	14	13	41	55										
県		136.103659	18	19	17	41	55										
県		136.040260	14	13	11	36	50										
県		136.052727	15	15	12	37	51										
県		136.049902	15	15	13	37	50										
原電		136.098889	7	10	13	46	59										
機構	136.024834	8	7	6	37	50											
機構	136.088056	9	11	11	42	56											
県	135.914054	19	17	12	24	38											
関電	135.941111	18	16	11	27	40											
関電	135.906667	18	16	11	24	38											
関電	135.896111	19	16	12	23	37											
県	135.949305	18	16	11	28	41											
関電	135.973611	21	20	15	29	43											
県	135.961389	16	14	9	29	43											
関電	135.985000	14	12	8	31	45											
関電	135.971944	11	9	5	31	45											

3-5-1 固定観測局一覧表

(1) 固定観測局の名称、位置情報等

固定観測局等の名称、測定項目、設置位置、各サイトからの方位、距離等

市町	観測局名 設置場所	測定項目						観測局 標高 (m)	検出器 地上高 (m)	設置エリア 設置者	緯度経度	発電所からの距離と方位				
		空間放射線			大気中放射性		気象					敦賀 発電所	もんじゅ	美浜 発電所	大飯 発電所	高浜 発電所
		低線 量率	高線 量率	電子 線量計	大気 モニタ	ヨウ素										
美浜町	にゅう 丹生局	◎	◎	-	◎	△	◎	5	3.2	美浜東小	35.711667	SW	SSW	NNE	ENE	ENE
	丹生バス停横									県	135.968056	6	4	1	34	47
	たけなみ 竹波局	◎	◎	-	◎	△	◎	14	3.2	美浜東小	35.694176	SSW	S	SE	ENE	ENE
	竹波区内公園									県	135.977369	7	5	2	34	47
	みはま 美浜MS	◎	◎	-	△	▲	-	10	3.3	美浜東小	35.702778	SW	SSW	E	ENE	ENE
	にゅうりょう 関電丹生寮敷地内									関電	135.973333	7	4	1	34	47
	美浜MP 1	◎	◎	-	-	-	-	1	3.3	美浜東小	35.703333	SW	SSW	-	ENE	ENE
	美浜発電所構内									関電	135.966111	7	5	-	33	46
	美浜MP 2	◎	◎	-	△	△	-	1	3.3	美浜東小	35.706667	SW	SSW	-	ENE	ENE
	美浜発電所構内									関電	135.965000	7	4	-	33	46
	美浜MP 3	◎	◎	-	△	△	-	2	3.3	美浜東小	35.711389	SW	SSW	NE	ENE	ENE
	にゅうしんりょうじよ 丹生診療所									関電	135.971944	6	3	1	34	47
	美浜MP 4	◎	◎	-	-	-	□	20	3.3	美浜東小	35.696111	SSW	S	ESE	ENE	ENE
	たかなみじんじや 高那弥神社									関電	135.978056	7	5	2	34	47
	美浜MP 5	◎	◎	-	-	-	-	13	3.3	美浜東小	35.708889	SW	SSW	-	ENE	ENE
	美浜発電所構内									関電	135.962500	7	4	-	33	46
	1. 2号機放水口付近	-	-	-	△	△	-	-	-	美浜東小	35.701111	SW	SSW	-	ENE	ENE
	美浜発電所構内									関電	135.964444	7	4	-	33	46
すがはま 菅浜電子線量計	-	-	◎	-	-	-	1	1.0	美浜東小	35.548328	SSW	S	SSE	ENE	ENE	
菅浜グラウンド									関電	135.908800	12	9	6	32	45	

(注)◎: 県原子力環境監視センターでオンライン収集している項目

●: 県原子力環境監視センターで緊急時にデータ収集または試料採取する項目

□: 近接に県原子力環境監視センターでオンライン収集する気象局有り

△: 平常時に事業者が試料採取している項目

▲: 緊急時に事業者が試料採取可能な項目

(1) 県内嶺北地域南部

観測場所			観測機関	観測局名		緯度・経度		測定点 標高 (m)	風・測 器 地上高 (m)	観測項目								
市町村名	地区名	詳細位置		正式名	略称	緯度	経度			風向風速	降水量	感雨	積雪深	気温	日射量	放射 収支 量	大気 安定 度	
福井市	居倉町	いくらちよう	水仙ミュージアム付近	気象庁	越廼地域気象観測所	アダス・越廼	36.011667	135.990004	30	10.0	○	○	-	-	○	-	-	-
越前市	村国2	むらくに	越前市村国浄水場	気象庁	武生地域雨量観測所	アダス・武生	35.905002	136.173338	32	-	-	○	-	○	-	-	-	-
	瓜生町	うりゆうちよう	サンドーム福井南西側	福井県	環境放射線監視テレメータシステム瓜生観測局	県・瓜生観測局	35.929395	136.185019	22	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	定友町	さだともちよう	越前市今立歴史民俗資料館	福井県	環境放射線監視テレメータシステム今立観測局	県・今立観測局	35.919193	136.247690	25	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	都辺町	とべちよう	白山小学校	福井県	環境放射線監視テレメータシステム白山観測局	県・白山観測局	35.887495	136.052985	160	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	白崎町	しろさきちよう	越前市白崎公園	福井県	環境放射線監視テレメータシステム白崎観測局	県・白崎観測局	35.864943	136.141957	82	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
越前町	血ヶ平	ちがげいら	越前岬灯台	海上保安庁	海上保安庁越前岬気象観測局	海保・越前岬	35.980834	135.961108	110	10.0	○	-	-	-	-	-	-	-
	厨	くりや	城崎小学校脇	原子力機構	越前厨気象観測所(越前厨MS)	越前厨気象・MS	35.913611	135.997500	75	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	米ノ	こめの	越前南部地区漁業集落排水処理施設	福井県	環境放射線監視テレメータシステム米ノ観測局	県・米ノ観測局	35.879777	136.002713	2	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	玉川	たまがわ	玉川地区集会施設	福井県	環境放射線監視テレメータシステム玉川観測局	県・玉川観測局	35.969911	135.969611	29	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
下川原	しもがわら	織田中学校	福井県	環境放射線監視テレメータシステム織田観測局	県・織田観測局	35.948959	136.055508	119	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-	
南越前町	今庄	いまじよう	今庄森林組合宿舎	気象庁	今庄地域気象観測所	アダス・今庄	35.766666	136.199997	128	6.5	○	○	-	○	○	-	-	-
			今庄総合事務所前国道365線脇	日本原電	今庄気象観測所(今庄MS)	今庄気象・MS	35.773611	136.201111	127	11.4	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	古木	ふるき	南越前町ふるさと交流センター	福井県	環境放射線監視テレメータシステム古木観測局	県・古木観測局	35.794716	136.267977	165	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	東大道	ひがしだいどう	南越前町役場	福井県	環境放射線監視テレメータシステム南条観測局	県・南条観測局	35.834979	136.194841	72	6.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	湯尾	ゆのお	越前消防組合南消防署	福井県	環境放射線監視テレメータシステム湯尾観測局	県・湯尾観測局	35.804947	136.195224	94	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	宇津尾	うつお	広野地区農業集落排水処理施設	福井県	環境放射線監視テレメータシステム宇津尾観測局	県・宇津尾観測局	35.730758	136.221290	193	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	板取	いたどり	今庄365スキー場駐車場	福井県	環境放射線監視テレメータシステム板取観測局	県・板取観測局	35.722572	136.149745	422	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	甲楽城	かぶらぎ	河野小学校前	日本原電	甲楽城気象観測所(甲楽城MS)	甲楽城気象・MS	35.835000	136.056667	34	10.2	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	河野	こうの	河野総合事務所駐車場	福井県	環境放射線監視テレメータシステム河野観測局	県・河野観測局	35.824721	136.068332	5	16.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	◎	-	-	-
	大良	だいら	道の駅河野第2駐車場	福井県	環境放射線監視テレメータシステム大良観測局	県・大良観測局	35.799306	136.090811	201	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-

(注1)◎＝緊急時モニタリングセンター、福井県原子力環境監視センターで常時オンライン入手できるデータ(常時10分毎) ○＝インターネット&携帯電話で入手できるデータ(アマダス=1時間毎、海保=30分毎)。

●、■＝緊急時モニタリングセンター、福井県原子力環境監視センターで、オンラインで入手されない測定データ (●＝連続測定、■＝昼間時のみ測定)

(注2)敦賀1, 2号機の気象安定度は敦賀気象A点のデータ、敦賀3, 4号機の気象安定度は敦賀気象D点のデータを用いる。

(2) 県内敦賀・美浜地区

観測場所			観測機関	観測局名		緯度・経度		測定点 標高 (m)	風・測器 地上高 (m)	観測項目									
市町村名	地区名	詳細位置		正式名	略称	緯度	経度			風向風速	降水量	感雨	積雪深	気温	日射量	放射 収支量	大気 安定度		
敦賀市	立石	たていし	立石岬灯台	海上保安庁	海上保安庁立石岬気象観測局	海保・立石岬	35.762222	136.018607	112	10.0	○	-	-	-	-	-	-		
			八坂神社	福井県	環境放射線監視テレメータシステム立石観測局	県・立石観測局	35.758167	136.023311	3	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	◎	-	-	-	
	敦賀発電所 (明神町)	つるが はつてん しよ	正門裏	日本原電	敦賀発電所気象A点(露場)	敦賀気象露場	敦賀気象露場	35.749167	136.021667	3	-	-	◎	-	◎	●	●	◎	
			1・2号機間インクライン上		敦賀発電所気象A点(13m)	敦賀気象13m	〃	〃	3	10.0	◎(超音波式)	-	-	-	-	-	-	-	
			1号機主排気筒近傍		敦賀発電所気象B点(70m)	敦賀気象70m	35.750278	136.021111	48	22.0	◎(超音波式)	-	-	-	-	-	-	-	
			3、4号機南西・西部溪流道路脇		敦賀発電所気象C点(148m)	敦賀気象148m	〃	〃	124	24.0	◎(超音波式)	-	-	-	-	-	-	-	
	浦底	うらそこ	原電明神寮下県道脇	福井県	環境放射線監視テレメータシステム浦底観測局	県・浦底観測局	35.739653	136.027645	13	10.5	◎(プロベラ式)	◎	◎	◎	◎	-	-	-	
	もんじゅ (白木2)	もんじゅ	環境管理棟近傍	原子力機構	もんじゅ気象MS-1点(露場)	もんじゅ気象露場	もんじゅ気象露場	35.739445	135.986115	27	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	◎	●	●	◎
			気象観測塔	もんじゅ気象CT点(気象観測塔)	もんじゅ気象観測塔	もんじゅ気象観測塔	35.736111	135.986393	130	42.0	◎(UT,プロベラ)	-	-	-	●	-	-	-	
	白木1	しらき	旧松原小学校白木分校跡北	原子力機構	松ヶ崎気象観測所(松ヶ崎MS)	松ヶ崎気象・MS	松ヶ崎気象・MS	35.731945	135.978882	15	20.2	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	◎	-	-	-
			旧松原小学校白木分校跡	福井県	環境放射線監視テレメータシステム白木観測局	県・白木観測局	白木観測局	35.730885	135.978350	18	12.5	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	◎	-	-	-
			旧県道市町境脇	福井県	環境放射線監視テレメータシステム白木峠観測局	県・白木峠観測局	白木峠観測局	35.724827	135.977422	144	15.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	◎	◎	-	-	-
	縄間	のうま	西浦駐在所横	原子力機構	縄間気象観測所(縄間MS)	縄間気象・MS	縄間気象・MS	35.682501	136.024718	2	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	松栄7	まつえい	敦賀特別気象観測所	気象庁	福井地方気象台敦賀特別地域気象観測所	アダス・敦賀	アダス・敦賀	35.653335	136.061670	2	27.6	○	○	-	○	○	-	-	-
	中央町1	ちゅうおう	県嶺南振興局敦賀合同庁舎	福井県	環境放射線監視テレメータシステム敦賀観測局	県・敦賀観測局	敦賀観測局	35.643001	136.057445	4	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	◎	-	-	-
	御名	ごみょう	黒河小学校	福井県	環境放射線監視テレメータシステム粟野観測局	県・粟野観測局	粟野観測局	35.614297	136.049941	36	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
疋田	ひきだ	愛発公民館	福井県	環境放射線監視テレメータシステム疋田観測局	県・疋田観測局	疋田観測局	35.601279	136.103659	79	6.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-	
井川	いがわ	威新小学校	福井県	環境放射線監視テレメータシステム東郷観測局	県・東郷観測局	東郷観測局	35.648436	136.092583	24	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-	
赤崎	あかさき	赤崎区集落センター	原子力機構	赤崎気象観測所(赤崎MS)	赤崎気象・MS	赤崎気象・MS	35.687223	136.088050	5	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-	
杉津	すぎづ	東浦小中学校下国道8号線脇	日本原電	杉津気象観測所(杉津MS)	杉津気象・MS	杉津気象・MS	35.737222	136.098889	20	10.2	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-	
美浜町	美浜発電所 (丹生)	みはま はつてん しよ	美浜発電所グランド脇	関西電力	美浜発電所気象観測点A	美浜気象グランド	美浜気象グランド	35.706389	135.964444	4	15.0	◎(プロベラ式)	-	-	-	-	-	◎	
			1・2号機取水口横		美浜発電所気象観測点B	美浜気象露場	美浜気象露場	35.703334	135.962222	4	1.5	-	●	-	-	-	●	●	
			1・2号機放水口横		美浜発電所気象観測点C	美浜気象露場	美浜気象露場	35.701111	135.964444	4	1.5	-	◎	-	-	◎	-	-	-
			1・2号機裏山頂		美浜発電所気象観測点D	美浜気象山頂	美浜気象山頂	35.700833	135.961111	82	12.0	◎プロベラ、●UT	-	-	-	-	-	-	-
	丹生	にゅう	丹生バス停横	福井県	環境放射線監視テレメータシステム丹生観測局	県・丹生観測局	丹生観測局	35.711522	135.967854	6	10.5	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	◎	-	-	-
	竹波	たけなみ	関電・落合川ポンプ場	関西電力	竹波気象観測所	竹波気象	竹波気象	35.699167	135.978611	5	11.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	●	◎	-	-	-
			竹波集落センター横	福井県	環境放射線監視テレメータシステム竹波観測局	県・竹波観測局	竹波観測局	35.694130	135.977336	9	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	◎	◎	-	-	-
	坂尻	さかじり	坂尻トンネル東側出口南側	福井県	環境放射線監視テレメータシステム坂尻観測局	県・坂尻観測局	坂尻観測局	35.619227	135.961334	9	16.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	◎	◎	-	-	-
	郷市	ごういち	美浜町役場	関西電力	郷市気象観測所(郷市MP)	郷市気象・MP	郷市気象・MP	35.601111	135.940833	16	11.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	●	◎	-	-	-
	新庄	しんじょう	関電・嶺南変電所横	関西電力	新庄気象観測所	新庄気象	新庄気象	35.558333	135.971111	90	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	●	◎	-	-	-
久々子	くぐし	県園芸試験場	気象庁	美浜地域気象観測所	アダス・美浜	アダス・美浜	35.599998	135.916672	10	10.0	○	○	-	-	○	-	-	-	
		美浜町総合体育館	福井県	環境放射線監視テレメータシステム久々子観測局	県・久々子観測局	久々子観測局	久々子観測局	35.602484	135.914777	6	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
若狭町	神子	みこ	岬小学校	福井県	環境放射線監視テレメータシステム神子観測局	県・神子観測局	神子観測局	35.616095	135.840012	20	6.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	-	-	-	-	-
	中央1	ちゅうおう	若狭町役場三方庁舎	関西電力	三方気象観測所	三方気象	三方気象	35.549167	135.907500	14	11.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	●	◎	-	-	-

(注1)◎=緊急時モニタリングセンター、福井県原子力環境監視センターで常時オンライン入手できるデータ(常時10分毎) ○=インターネット&携帯電話で入手できるデータ(アマダス=1時間毎、海保=30分毎)。
 ●、■ =緊急時モニタリングセンター、福井県原子力環境監視センターで、オンラインで入手されない測定データ (●=連続測定、■=昼間時のみ測定)
 (注2)敦賀1、2号機の気象安定度は敦賀気象A点のデータ、敦賀3、4号機の気象安定度は敦賀気象D点のデータを用いる。

(3) 県内大飯・高浜地区および県外近域

観測場所			観測機関	観測局名		緯度・経度		測定点標高 (m)	風・測器地上高 (m)	観測項目									
市町村名	地区名	詳細位置		正式名	略称	緯度	経度			風向風速	降水量	感雨	積雪深	気温	日射量	放射収支量	大気安定度		
若狭町	三田	みた	鳥羽小学校	福井県	環境放射線監視テレメータシステム鳥羽観測局	県・鳥羽観測局	35.505093	135.870028	45	6.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	—	—	—	—	—	
	熊川	くまがわ	道の駅若狭熊川宿	福井県	環境放射線監視テレメータシステム熊川観測局	県・熊川観測局	35.440392	135.906994	97	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	—	—	—	—	—	
	市場	いちば	上中体育館	関西電力	上中気象観測所	上中気象	35.460556	135.856111	58	11.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	●	◎	—	—	—	
小浜市	遠敷1	おにゆう	県嶺南振興局若狭合同庁舎	気象庁	小浜地域気象観測所	アマダス・小浜	35.484305	135.782882	10	24.9	○	○	—	○	○	—	—	—	
	口田縄	くちたの	小浜市総合運動場	福井県	環境放射線監視テレメータシステム口田縄観測局	県・口田縄観測局	35.456861	135.724155	25	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	—	—	—	—	—	
	大手6	おおて	小浜市役所駐車場	福井県	環境放射線監視テレメータシステム小浜観測局	県・小浜観測局	35.496031	135.745808	2	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	—	◎	—	—	—	
	阿納尻	あのじり	内外海小学校裏	福井県	環境放射線監視テレメータシステム阿納尻観測局	県・阿納尻観測局	35.532156	135.764406	7	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	—	◎	—	—	—	
	東勢	ひがしせい	小浜市営野球場	関西電力	小浜気象観測所(小浜MP)	小浜気象・MP	35.481944	135.719722	29	11.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	●	◎	—	—	—	
おおい町	大飯発電所(吉見)	よしみ	大飯発電所内吉見橋北西	関西電力	大飯発電所気象観測点A(露場)	大飯気象露場	35.544167	135.658333	17	1.5	—	◎	—	—	◎	●	●	◎	
					大飯発電所気象観測点A(30m)	大飯気象30m	〃	〃	17	10.0	◎(プロベラ式)	—	—	—	—	—	—	—	—
					大飯発電所気象観測点B(47m)	大飯気象47m	35.544444	135.657778	13	34.0	◎(ドップラーソーダ)	—	—	—	—	—	—	—	—
					大飯発電所気象観測点B(80m)	大飯気象80m	〃	〃	13	67.0	◎(ドップラーソーダ)	—	—	—	—	—	—	—	—
	宮留	みやどめ	袖ヶ浜海水浴場	福井県	環境放射線監視テレメータシステム宮留観測局	県・宮留観測局	35.532675	135.661596	6	10.5	◎(プロベラ式)	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
	日角浜	ひつはま	大島小学校	福井県	環境放射線監視テレメータシステム日角浜観測局	県・日角浜観測局	35.527836	135.647514	13	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	—	◎	—	—	—	
			旧大島公民館	関西電力	日角浜気象観測所(大飯No.4MP)	日角浜気象・MP	35.528056	135.643611	7	11.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	●	◎	—	—	—	
	長井	ながい	ゲートボール場前	福井県	環境放射線監視テレメータシステム長井観測局	県・長井観測局	35.477611	135.642035	3	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
	本郷	ほんごう	若狭消防署大飯分署	気象庁	大飯地域雨量観測所	アマダス・大飯	35.480000	135.616667	3	—	—	○	—	—	—	—	—	—	
			おおい町役場	関西電力	本郷気象観測所(本郷MP)	本郷気象・MP	35.481944	135.617222	2	11.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	●	◎	—	—	—	
	鹿野	しかの	きのこの森駐車場	福井県	環境放射線監視テレメータシステム佐分利観測局	県・佐分利観測局	35.453134	135.566779	37	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	—	—	—	—	—	
名田庄三重	なたしょうみえ	名田庄総合運動場	福井県	環境放射線監視テレメータシステム三重観測局	県・三重観測局	35.405900	135.686241	58	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	—	—	—	—	—		
名田庄久坂	なたしょうきさか	おおい町名田庄総合事務所	関西電力	名田庄気象観測所(名田庄MP)	名田庄気象・MP	35.399722	135.681944	56	11.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	●	◎	—	—	—		
名田庄納田終	なたしょうのたおい	頭巾山青少年旅行村	福井県	環境放射線監視テレメータシステム納田終観測局	県・納田終観測局	35.395262	135.584421	151	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	—	—	—	—	—		
高浜町	音海	おとみ	旧音海小中学校グランド	福井県	環境放射線監視テレメータシステム音海観測局	県・音海観測局	35.536104	135.512941	17	15.5	◎(プロベラ式)	◎	◎	—	◎	—	—	—	
	高浜発電所(田ノ浦)	たのうら	発電所ビジターハウス南	関西電力	高浜発電所気象観測点A	高浜気象VH	35.519722	135.508889	66	15.0	◎(UT,プロベラ)	—	—	—	—	—	—	—	
			1, 2号放水口横		高浜発電所気象観測点B	高浜気象放水口	35.524444	135.502778	4	10.0	◎(プロベラ式)	—	—	—	—	—	—	◎	
			3, 4号取水路横		高浜発電所気象観測点C	高浜気象露場	35.522500	135.504167	4	1.5	—	◎	—	—	◎	●	●	◎	
	小黒飯	おぐるい	小黒飯集落北側道脇	福井県	環境放射線監視テレメータシステム小黒飯観測局	県・小黒飯観測局	35.515512	135.512475	22	10.5	◎(プロベラ式)	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
	神野浦	こうのうら	氣比神社境内	福井県	環境放射線監視テレメータシステム神野浦観測局	県・神野浦観測局	35.521986	135.493230	8	10.5	◎(プロベラ式)	◎	◎	—	◎	—	—	—	
			集落南西道路脇	関西電力	神野浦気象観測所(神野浦MP)	神野浦気象・MP	35.521111	135.491111	36	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	●	◎	—	—	—	
	山中	やまなか	内浦小中学校内	福井県	環境放射線監視テレメータシステム山中観測局	県・山中観測局	35.520098	135.467605	145	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
	東三松	ひがしみつまつ	JR三松駅前	福井県	環境放射線監視テレメータシステム三松観測局	県・三松観測局	35.488796	135.520195	7	10.3	◎(プロベラ式)	◎	◎	—	—	—	—	—	
宮崎	みやざき	高浜町役場東側溝外駐車場	関西電力	高浜気象観測所	高浜気象	35.490278	135.551944	5	10.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	●	◎	—	—	—		
舞鶴市	大山・中田	おおやま	府道561号線脇	京都府	環境放射線監視テレメータシステム大山測定所	府・大山測定所	35.548611	135.450833	220	10.5	●(プロベラ式)	●	●	●	●	—	—	—	
	塩汲	しおくみ	舞鶴カントリークラブ登り口	京都府	環境放射線監視テレメータシステム塩汲測定所	府・塩汲測定所	35.535278	135.452222	200	10.0	●(プロベラ式)	●	●	—	●	—	—	—	
	岡安	おかやす	青葉山麓公園エントランス近傍	京都府	環境放射線監視テレメータシステム岡安測定所	府・岡安測定所	35.498333	135.438056	30	10.0	●(プロベラ式)	●	●	—	●	—	—	—	
	松尾・水戸白	まつお	国道27号松尾口北志楽川脇	京都府	環境放射線監視テレメータシステム吉坂測定所	府・吉坂測定所	35.486389	135.462778	30	10.5	●(プロベラ式)	●	●	—	●	●	●	●	
	下福井	しもふくい	舞鶴港湾合同庁舎	気象庁	舞鶴海洋気象台	舞鶴海洋気象台	35.450001	135.316666	2	41.4	○	○	—	○	○	—	—	—	
	浜	はま	関電舞鶴営業所屋上	関西電力	舞鶴気象観測所	舞鶴気象	35.471389	135.392222	3	27.0	◎(プロベラ式)	◎	◎	●	◎	—	—	—	
	行永	ゆきな	倉梯第2小学校	京都府	環境放射線監視テレメータシステム倉梯測定所	府・倉梯測定所	35.456944	135.393333	20	16.2	●(プロベラ式)	●	●	—	●	—	—	—	
綾部市	老富	おいとみ	府道1号線脇(県境近傍)	京都府	環境放射線監視テレメータシステム老富測定所	府・老富測定所	35.438611	135.486944	260	10.0	●(プロベラ式)	●	●	●	●	●	●	●	

(注)◎=緊急時モニタリングセンター、福井県原子力環境監視センターで常時オンライン入手できるデータ(常時10分毎) ○=インターネット&携帯電話で入手できるデータ(アマダス=1時間毎、海保=30分毎) ●、■=緊急時モニタリングセンター、福井県原子力環境監視センターで、オンラインで入手されない測定データ (●=連続測定、■=昼間時のみ測定)

3-9-2

飲料水状況

(関西電力(株)美浜発電所関係)

市町	給水区域	施設名	水源の種類	水源の所在地	原子力発電所からの位置		給水区域内人口	現在給水人口	最大給水可能人口	井戸水利用人口	備考
					方位	距離(km)					
美浜町	丹生	簡易水道	表流水	丹生	北	1.5	191	191	463		
	竹波			竹波	東	1.5	95	95			
	菅浜	簡易水道	深井戸	菅浜	南南東	5.1	381	381	620		
					南南東	4.6					
	けやき台	専用水道	深井戸	佐田	南南東	8.2	273	273	940		
	北田	簡易水道	深井戸	佐田	南南東	8.4	111	110	1,640		
	佐田						771	771			
	太田			太田	南南東	9.5	197	197			
	山上						466	466			
	早瀬	上水道	浅井戸	和田河原市	南南西	10.5	5,985	5,968	8,000		
	笹田										
	日向										
	気山										
	大藪										
	金山										
久保											
郷市											
松原											
久々子											
矢筈											
河原市											
南市											

市町	給水区域	施設名	水源の種類	水源の所在地	原子力発電所からの位置		給水区域内人口	現在給水人口	最大給水可能人口	井戸水利用人口	備考
					方位	距離(km)					
美浜町	坂尻	上水道	浅井戸	和田河原市	南南西	10.5	5,985	5,968	8,000		
	和田										
	木野										
	佐柿										
	麻生										
	中寺										
	宮代										
	安江										
	五十谷										
	寄戸										
	野口										
	佐野										
	上野										
	興道寺										
	小倉										
栄											
	新庄 (奥・浅ヶ瀬・松屋を除く)	簡易水道	深井戸 湧水	新庄	南	15.5 16.8	399	399	543		
	雲谷	飲料水供給施設	深井戸	雲谷		14.6					
	奥		浅井戸	奥	13.3	12	12	30			
	浅ヶ瀬			浅ヶ瀬	17.7	33	33	55			
	松屋		深井戸	松屋	19.1	5	5	14			

※ 最大給水可能人口は、現在認可人口ではなく各浄水施設能力である。

被災地住民登録票（様式）

被災地住民登録票 令和 年 月 日 美 浜 町	第 号					
	ふりがな 氏 名	男	大昭 年 月 日生 平令			
		女				
	職 業	年 齡	満 歳			
	居 住 地					
	本 籍 地					
	事故発生時 の 場 所		郡 町 番地			
			屋 内（木造、コンクリート、石造） ・ 屋外			
			事故現場からの距離(km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10			
	事故発生 直後の行動		0分～10分	10分～20分	20分～30分	30分～1時間
			屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外
			1時間～ 1時間30分	1時間30分 ～2時間	2時間～ 2時間30分	2時間30分 ～3時間
			屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外
	汚染の程度		衣 服			A B（携行、支給）
			身 体			A B C D
医療措置			A B C D E			
被ばく当時 の急性症状						

退避場所名		この登録票について 1. この登録票は、将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保存してください。 2. 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。 3. この登録票をなくしたり、使用できないようにしたりしたときは、再交付を申し出てください。 4. この登録票は、他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。
退避期間		
発行年月日		
発 行 者	美浜町長 印	

（記載上の注意）

衣服の欄
身体の欄

- | | |
|-------------|----------|
| A 更衣せず | B 更衣 |
| A 無処理 | B 水により洗浄 |
| C 洗剤により洗浄 | |
| D 特殊洗剤により洗浄 | |

医療措置の欄

- | | | |
|--------|--------|--------|
| A 要せず | B 薬品投与 | C 一般検査 |
| D 精密検査 | E 治療 | |